

昭和四十九年三月

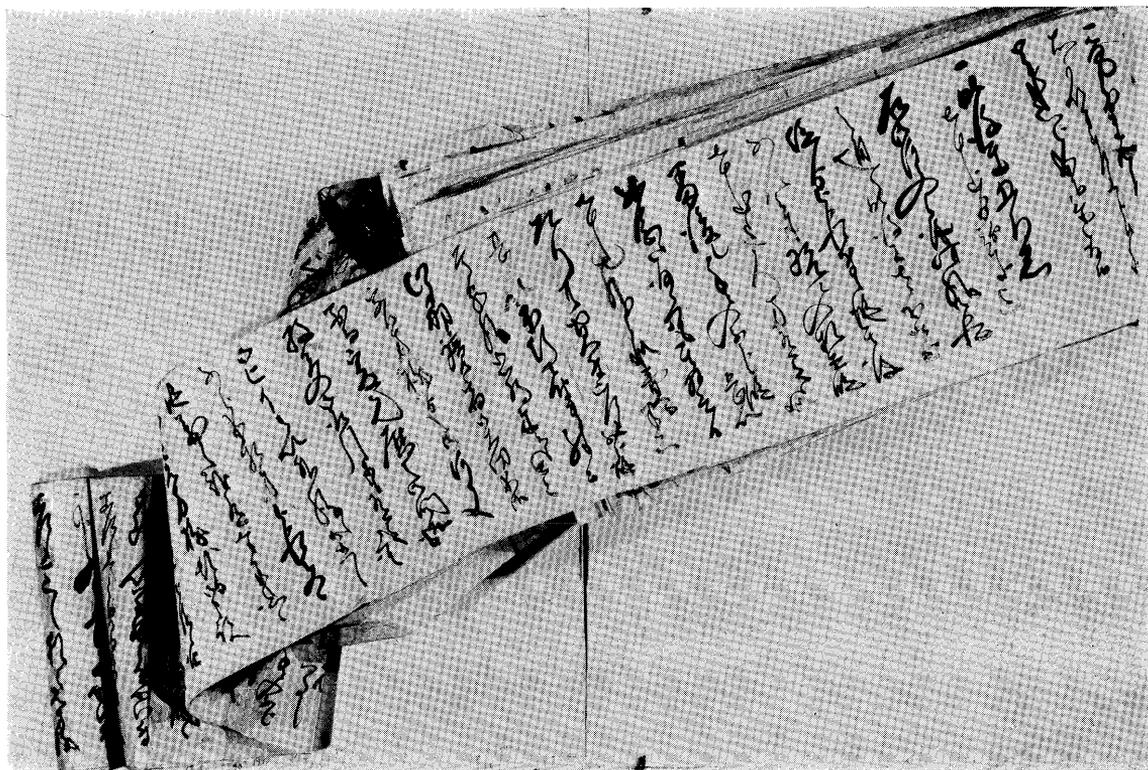
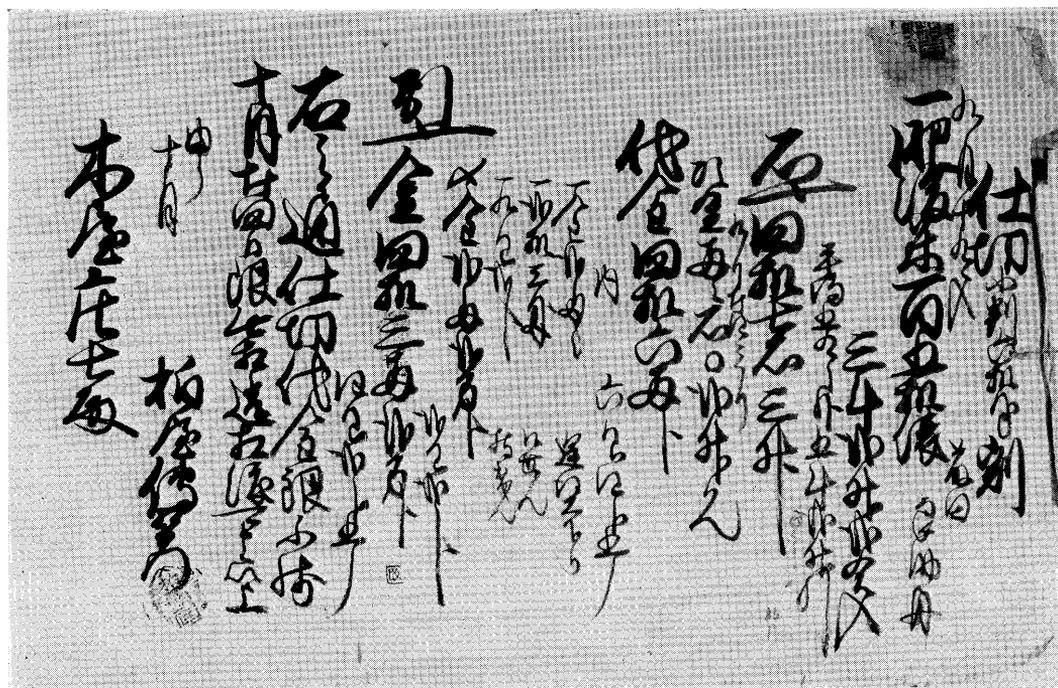
史料館所蔵史料目録

第二十三集

史
料
館

史料館所藏史料目錄

第二十三集



大坂堂島住吉屋店書状 大津木屋久兵衛宛 十一月十二日付

(文化十年諸国注文状刺の内) [957]

凡 例

- 一 本目録は『史料館所蔵史料目録』第二十三集として、近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書を収めた。
- 一 史料は利用上の便宜を考慮して、その内容・体裁等に応じ、大・中・小の項目を立てて分類配列した。大項目は一〇ポイント・ゴチック活字、中項目は九ポイント・ゴチック活字、小項目は九ポイント活字で示した。但し、分類の細分化のために生じる関連史料の分散を避け、意識的に大まかな分類に止め、単独でみれば他項目に入る史料でも関連史料と認められるものは一カ所にまとめて配列し、必要に応じて他項目に*印を付して重出した。また本文書には種々の内容のものが年次毎に「状刺」の体裁をとって保存されたものが多く、内容に応じた分類が多岐に亘り、他項目への重出が煩瑣な場合には、最も重点的な内容項目に収め、他の関連項目の下へ該項目名を参照項目として↓で示してある。
- 一 史料目録の記載欄は、原則として(一)表題 (二)作成者 (三)宛名 (四)作成年月 (五)形態 (六)数量 (七)整理番号の順である。
- 一 表題は原則として原表題を採ったが、適宜改変を加えたものもある。原表題がなく仮に命名したもの、また原表題を改変したものについては(一)を付して前者と区別した。
- 一 作成年次は年月日・干支を採り、推定年次には括弧を付した。
- 一 史料の形態は、簿冊類は半(半紙判)、美(美濃判)、美大(美濃大判)、半半(半紙半截判)、横長半(半紙横長帳)、横長美(美濃横長帳)、横半半(半紙横長帳半截判)、横美半(美濃横長帳半截判)などによって原書の大きさの大概を示したが、規画外のサイズのもの及び絵図類等には縦横の寸法をセンチメートル単位で示した。また一紙書付類は通を以って数量を示し、紙形の大小・寸法は省略した。
- 一 本目録の玉尾家文書の参考資料として、竜王町鏡区に保管されている同区共有文書の一部及び旧鏡村庄屋園田家文書を収録したマイクロ・フィルム目録(昭和四四年一月撮影、フィルム記号D6906)を付載した。記載は、撮影の際便宜に付した史料番号に続いて、表題 作成者 作成年次 数量 フィルム・コマ数 収録フィルムのリール番号の順である。
- 一 巻末に簡単な解題を付した。

目次

口 絵

凡 例

近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書目録

目次

目録

参考資料 マイクロ・フィルム収録鏡村史料目録

解 題

玉尾家文書関係略図

一頁

三

五

一〇四

一〇七

一五〇

近江国
鏡蒲生郡
村玉尾家文書目錄

近江国鏡^{蒲生郡}村玉尾家文書目録目次

玉尾家	五頁	郷・通御御用、陣屋御奉公人	六
家記	五	御用金	六
永代帳、日記、その他	五	御用金、殿様講	六
所持地	五	村入用	六
貢納	六	附立・勘定帳簿、書出し、地下買物通、	六
才覚金・地下取替金	九	村借、伝馬宿助成講、その他、組郷村	六
米金貸付	九	名目金	六
貸付証文、貸米金出入	九	公銀、祠堂金	六
頼母子講	一四	村政	六
掛銀控帳ほか、地下・百姓相統講、祠堂講、その他	一四	地頭法、村法 付村役元宛詫一札、村役人任免、御用方状刺、諸用留、御用荷物受渡、旅籠屋停止、山林盗伐、村内出入、他村出入扱、変死・行路病死人	六
商用	一六	戸口	七
金銀判取帳、諸状刺、相場、米穀、魚肥、運送問屋、油取引、薬種	一六	宗門改帳、弥伝養子帳外一件	七
市橋氏御勝手方御用	一七	百姓相統(分散・入百姓)	七
新政府御用	一七	拝借・被下米	七
家計	一八	農料米、拝借・施米	七
飯米、買物注文控、金銭出入帳、書出し・送り状ほか、通帳、借入・預り、家普請	一八	川普請	七
慶事・仏事	一八	寺社	七
信仰	一八	真照寺、大願寺、氏神社、その他	七
		社寺参詣、寄進、その他	九
		卜筮・祈禱	九
		卜筮・祈禱、医療	九
		諸家来状	九
		京都富小路・宇都宮店書状、その他の親族書状、他家書状、仁正寺家中書状	九
		文芸	九
		俳諧、その他	九
		芝居	九
		諸触写・風聞書	九
		御触之写、聞書、戯文・落首	九
		鏡村	九
		村明細	九
		村明細、諸書上	九
		土地	九
		名寄帳、天保度高改、出作	九
		貢租	九
		糯米貢人別、検見、減免・用捨引、免割、取立・納米、未進・延納、物成勘定、御払米・上津米、山手米	九
		諸役	九
		高掛り、掛ヶ米帳、日銭集、国役、助	九

近江国 鏡生郡 玉尾家文書目録

(文書記号 35 J・36 X₁)
44A・44B)

玉尾家

家記

永代帳

永代私用留日記 (寛保四―明治二年)

日記

日記 玉尾親義 弘化五年

日用記 玉尾親義 嘉永二年

日用記 (玉尾親義) 嘉永三年

日用記 玉尾親義 嘉永四―五年

日用記 玉尾親義 嘉永六―七年

日用記 玉尾親義 安政二―三年

日用記 玉尾親義 安政四―六年

日用記 玉尾親義 安政七―文久二年

公私日用記 玉尾親義 文久四―明治二年

公私日用記 玉尾親義 明治三―八年

家私日用記 玉尾親義 明治九―十四年

家私日用記 玉尾親明 明治一五―二六年

その他

幸助様一儀留 (玉尾氏) (明和六年カ)

庄屋役被仰付候砌万覚帳 玉尾親徳 (文政七―十二年)

御勝手方役被仰付之砌諸用覚 玉尾藤左衛門親徳 (天保二―嘉永三年)

庄屋役被為仰付候万覚帳 玉尾親義 (嘉永元―慶応二年)

御勝手方被仰付候諸用覚 玉尾藤左衛門親義 (嘉永四―慶応二年)

(御勝手向御用出精ニ付永々帯刀御免之御書付) 會計知事 付、會計知事御差紙 玉尾藤左衛門宛 巳五月(明治二年)

(会席硯蓋・竹花活下賜目録) 玉尾藤平宛 未九月(明治四年)

(若奥様被下物切紙) 玉尾藤平宛

忘備 滋賀県蒲生郡鏡山村役場玉尾収入役 明治三七年

所持地

名寄帳 江州鏡村住人藤左衛門 元禄五壬申年改

美

名寄帳 湖東鏡山住玉尾藤左衛門 宝曆六丙子癸
八月改

美 一冊 四

(田地讓受一札扣) 藤左衛門 井上新助宛 明
和四年二月

一冊 五

名寄帳 (山組新兵衛分) 明和九年三月

半 一冊 二

(仁兵衛へ譲り可申田畑之覚書) 安永四年春

二冊 二四五

名寄帳 鏡山組玉尾仁兵衛所持 安永八年極月

半 一冊 二〇三

名寄帳 山組佐太郎 寛政二二年改写

半 一冊 三

田畑山林藪高附 付字高野砂入田絵図 玉尾氏所
持 文化一五年三月改

半 一冊 二〇七
四枚 二〇七

分地兵右衛門方田畑山林藪高附 玉尾藤左衛門
親徳 文政二二年一月改

半 一冊 二〇五

山組弥兵衛田地永代壳渡証文 (宛書欠) 天保
八年二月

一冊 三三三

田数覚

一冊 一九

宛作覚 (親徳) 癸卯一二月(天保一四年)

横長半 一冊 六

晩稲痛田見分毛附控 高木村 玉尾藤左衛門
嘉永五年

横半半 一冊 八七

弥伝山譲り証文 山組井上新助宛 文久三年一二
月

二冊 三三〇

山面村御田地地券之証写 玉尾藤左衛門 明治
六年

半 一冊 二〇七

山面村御田地御年貢出作斗口勘定改見帳(川
嶋勘兵衛入分) 玉尾藤左衛門(明治六年)

横半半 一冊 二〇七

畔道永代壳渡証文 井上新助・同半左衛門・沢弥
伝 源太郎宛 明治八年四月

一冊 三三二

西横関村久田平八田地壳渡証書 鏡村藤左衛門
宛 明治二二年二月

一通 三三六

(沢弥伝田地壳渡証書) 若井又治郎宛 明治一
六年四月

一冊 三三三

田地差引目録 紺屋町助四郎分 寛延二年

一通 二〇〇

(紺屋町村九兵衛所持之鏡村田地譲り証文写)
鏡村藤左衛門宛(寛政五年)

二冊 三三六
一六五

辛亥御触書写帳 堤氏 嘉永四年

横長半 一冊 二七二

(卯ノ年物成石掛り物算用覚) 紺屋町村重兵衛
分

一通 三三九

(安政五年ノ慶応三年迄御年貢尻過米勘定出
入覚) 江州鏡山玉尾藤左衛門 西組新左衛門宛
(明治一二年四月)

横長美 一冊 二〇六

植附日志 玉尾新宅 明治三四年五月

横半半 一冊 三

(桜井三省翁丈伝授田地檢地之法) 湖東鏡山住
玉尾藤七郎 寛延四年閏六月

一通 二五三

貢納

(御年貢米請取通) 藤左衛門弁分 庄屋藤九郎
享保四年

一通 二四七

(御年貢米請取通) 藤左衛門弁分 庄屋藤九郎
享保七年

一通 二四七

(御年貢米請取通) 藤左衛門弁分 庄屋藤九郎
享保八年

一通 二四九

(御年貢米請取通) 藤左衛門弁分 庄屋藤九郎
享保九年

一通 二四六

(御年貢米請取通) 享保一〇年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六一	(御年貢米請取通) 藤左衛門・組右衛門・長左衛門・山右衛門弁分	庄屋半平 寛保元年九月	四通	二四七五
(御年貢米請取通) 享保一一年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六三	(御年貢米請取通) 衛門弁分 庄屋半平	組右衛門・山右衛門・藤左衛門 寛保二年	三通	二四七六
(御年貢米請取通) 享保一二年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六三	(御年貢米請取通) 衛門弁分 庄屋半平	藤左衛門・組右衛門・山右衛門 寛保三年九月	三通	二四七七
(御年貢米請取通) 享保一三年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六四	(御年貢米請取通) 衛門弁分 庄屋半平	藤左衛門・組右衛門・山右衛門 延享元年九月	三通	二四七八
(御年貢米請取通) 享保一四年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六五	(御年貢米請取通) 衛門弁分 庄屋半平	藤左衛門・組右衛門・山右衛門 延享二年九月	三通	二四七九
(御年貢米請取通) 享保一五年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六六	(御年貢米請取通) 延享三年九月	組右衛門・佐太郎・山右衛門・藤左衛門弁分	四通	二四八〇
(御年貢米請取通) 享保一七年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六七	(御年貢米請取通) 延享四年二月	山右衛門・組右衛門・藤左衛門弁分 庄屋半平	三通	二四八一
(御年貢米請取通) 享保一八年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六八	(御年貢米請取通) 延二年九月	權三郎弁分 庄屋半平 寛	一通	二四八三
(御年貢米請取通) 享保一九年	藤左衛門弁分 庄屋藤九郎	一通	二四六九	(御年貢米請取通) 延二年九月	四郎右衛門・小平次弁分 庄屋半平 宝曆二年九月	二通	二四八三
(御年貢米請取通) 享保二〇年	藤左衛門・組右衛門弁分 庄屋藤九郎	二通	二四七〇	(御年貢米請取通) 平 宝曆三年九月	小平次・小作弁分 庄屋半平	二通	二四八四
(御年貢米請取通) 元文二年	藤左衛門・組右衛門弁分 庄屋藤九郎	二通	二四七二	(御年貢米請取通) 年九月	小作・小平次弁分 宝曆四年九月	二通	二四八五
(御年貢米請取通) 三年	藤左衛門・組右衛門・長右衛門・安右衛門事山右衛門弁分 庄屋半平 元文三年	四通	二四七三	(御年貢米請取通) 五年九月	小作弁分 庄屋半平 宝曆五年九月	一通	二四八六
(御年貢米請取通) 衛門・藤左衛門弁分	山右衛門・組右衛門・長左衛門 庄屋半平 元文四年	四通	二四七三	(御年貢米請取通) 六年九月	小作弁分 庄屋半平 宝曆六年九月	一通	二四八七
(御年貢米請取通) 衛門・山右衛門弁分	長左衛門・組右衛門・藤左衛門 庄屋半平 元文五年九月	四通	二四七四	(御年貢米請取通) 七年九月	小作弁分 庄屋半平 宝曆七年九月	一通	二四八八

(御年貢米請取通) 小作弁分 庄屋半平 宝曆八年九月

一通 二四八九

(御年貢米請取通) 小作弁分 庄屋半平 宝曆九年九月

一通 二四九〇

(御年貢米請取通) 小作弁分 庄屋半平 宝曆一〇年九月

一通 二四九一

(御年貢米請取通) 小作弁分 庄屋半平 宝曆一一年九月

一通 二四九二

(御年貢米請取通) 小作弁分 庄屋半平 宝曆一二年九月

一通 二四九三

(御年貢米請取通) 藤左衛門・山右衛門・組右衛門弁分 庄屋半平 明和七年九月

三通 二四九四

(御年貢米請取通) 藤左衛門弁分 庄屋平助 文化元年九月

一通 一五〇

(御年貢米請取通) 藤七・東組・新五兵衛弁分 庄屋平助・藤左衛門 文政三年九月

三通 二四九五

(御年貢米請取通) 藤左衛門・組右衛門・若王子・宇七弁分 庄屋平助 文政五年九月

四通 二四九六

(御年貢米請取通) 甚八・市郎右衛門・伝七・次郎兵衛・茂左衛門・お磯・山右衛門弁分 庄屋八兵衛・藤左衛門 嘉永二年九月

七通 二四九七

(御年貢米請取通) 甚八・一郎右衛門・伝七・次郎兵衛・茂左衛門・山右衛門弁分 庄屋八兵衛・藤左衛門 嘉永三年九月

六通 二四九八

(御年貢米請取通) 甚八・一郎右衛門・次郎兵衛・茂左衛門・山右衛門弁分 庄屋八兵衛・藤左衛門 嘉永四年九月

五通 二四九九

(御年貢米請取通) 藤左衛門・藤五郎・若王子・組右衛門・清和助・次郎兵衛・茂左衛門・山右衛門・甚八・一郎右衛門弁分 庄屋八兵衛・藤左衛門 嘉永五年九月

一〇通 二五〇〇

(御年貢米請取通) 藤左衛門・清和助・組右衛門・若王子・茂左衛門・次郎兵衛・一郎右衛門・甚八・山右衛門弁分 庄屋八兵衛・藤左衛門 嘉永六年九月

九通 二五〇一

(御年貢米請取通) 山右衛門・次郎兵衛・市良右衛門・甚八・藤左衛門・若王子・組右衛門・清和助弁分 庄屋平助・八兵衛 嘉永七年九月

八通 二五〇二

(御年貢米請取通) 藤左衛門・清和助・組右衛門・若王子・藤五郎・山右衛門・一良右衛門・甚八・次郎兵衛 庄屋平助・八兵衛 安政二年九月

九通 二五〇三

(御年貢米請取通) 山右衛門・次郎兵衛・茂右衛門・一郎右衛門・甚八・藤左衛門・清和助・若王子・組右衛門弁分 庄屋善左衛門・八兵衛 安政三年九月

九通 二五〇四

(御年貢米請取通) 藤左衛門・清和助・若王子・組右衛門・山右衛門・次郎兵衛・甚八弁分 庄屋善左衛門・八兵衛 安政四年九月

八通 二五〇五

(御年貢米請取通) 藤左衛門・清和助・組右衛門・若王子・山右衛門・次郎兵衛・一郎右衛門・甚八弁分 庄屋善左衛門・八兵衛 安政五年九月

八通 二五〇六

(御年貢米請取通) 藤左衛門・真照寺・新左衛門・山右衛門・甚八・組右衛門・若王子・清和助・一郎右衛門・次郎兵衛弁分 庄屋九兵衛・善左衛門 安政六年九月

一〇通 二五〇七

(御年貢米請取通) 藤左衛門・組右衛門・治郎兵衛・山右衛門・甚八・真照寺・久七・清和助・若王子弁分 庄屋金左衛門・九兵衛 文久三年九月

九通 二五〇八

才覚金・地下取替金 (↓前項「玉尾家貢納」・後項「米金貸付」)

(当月並才覚金請取書) 半平 藤左衛門宛 九月二〇日(宝曆一〇年カ)	一通	三四	(組御用銀借用手形) 西組代八郎右衛門 藤左衛門宛 辰二月	一通	六
(類焼御頼金才覚依頼之口上) 半平 藤左衛門宛 辰一〇月一四日(宝曆一〇年カ)	二通	三四三	* (組取替銀辰已極月算用書出し) 藤左衛門山組中宛 辰・已極月 (享保八至山組名寄帳ニ添付書類之内)	二通	二四三
(御婚礼御入用御頼割合金請取書) 庄屋半平 山組藤左衛門宛 宝曆一三年三月	一通	三四六	鑄物師村竹村太次右衛門書狀 (鏡村大津木屋久兵衛借金引合一件) 鏡村庄屋平助・金兵衛宛 三月二五日	二通	一六六
(四組入用金之内江当借覚) 庄屋半平 藤左衛門宛 巳四月二六日	一通	三四三	米金貸付 (↓才覚金・地下取替金)		
(粃米代金之内請取書) 半平居正 藤左衛門宛 巳二月二三日	一通	三四四	貸付証文		
(粃米代金算用目録) 仲藤左衛門 庄屋半平宛 巳極月二三日	一通	三四五	平三郎銀子借用証文 山組藤四郎宛 享保一四年 二月	一通	七
(半平借金覚手形) 山組藤左衛門宛 未三月十一日	一通	三四六	弥助銀子借用証文 藤四郎宛 享保一五年正月	一通	三七三
藤左衛門働金請取書 庄屋半平 米屋藤左衛門宛 明和五年一二月	一通	三四九	西川村平右衛門銀子借用証文 鏡仲藤四郎宛 享保一八年二月	一通	三七三
庄屋半平役向書狀 藤左衛門宛	五通	三四七	(西川村善十郎寅頼母子米引当借銀証文) 藤四郎宛 享保一八年二月	一通	二四四
(別御用働金請取書) 庄屋半平・徳井久兵衛 米屋藤左衛門宛 文化二年極月	三通	三四〇	西川村清五郎銀子借用証文 鏡村藤四郎宛 丑極月二九日(享保一八年カ)	一通	二七九
(地下勘定目録)	一通	八六	(とよ村清右衛門上納銀借用証文) 鏡村藤左衛門宛 享保一九年二月	一通	三六
地下方出入勘定帳 控帳共 玉尾藤左衛門 文化二年	二冊	八六	西川村善十郎銀子借用証文 鏡村藤四郎宛 享保一九年二月	一通	二四四
渡し帳 米屋藤左衛門 (文政二一―天保八年)	二冊	八六	山西村三四郎銀子借用証文 鏡村藤左衛門宛 元文元年二月	一通	二七五
(江戸表 大地震御屋敷 大破之節上金ニ付御沙汰書) 竹村忠左衛門 玉尾藤左衛門宛 二一月 (安政二年カ)	一通	三三九	山西村三四郎納米借用証文 鏡藤左衛門宛 元文元年二月・同二年二月・同五年二月・同六年正月	四通	四三

弥兵衛納米借用証文 鏡村藤左衛門宛 元文元年
 一二月 一通 兎
 橋本村九右衛門銀子預り証文 鏡村藤四郎宛
 元文元年極月・元文二年極月 二通 二七兵
 (清兵衛借銀滞ニ付善休寺頼母子壳渡証文)
 鏡藤左衛門宛 巳二月(元文二年カ) 一通 三五
 久四郎米借用証文 藤四郎宛 元文二年二月 一通 三
 甚右衛門銀子預り証文 藤左衛門宛 元文二年
 極月 一通 一六
 (巳年分甚右衛門・安右衛門・長右衛門算用
 書他) 午正月一八日改 二通 一八五
 鶴川村五兵衛銀子預り証文 鏡村藤左衛門宛
 元文四年三月 一通 二七
 西川村善十郎畑質入証文 鏡村藤左衛門宛 元
 文四年極月 一通 八
 (藤兵衛借銀滞ニ付頼母子渡証文) 玉尾藤左
 衛門宛 元文四年二月 一通 三六
 加茂東畑中村与兵衛銀子借用証文 鏡藤左衛
 門宛 元文五年四月 一通 二七
 西横関村太左衛門米頼母子質入証文 案紙共
 鏡村藤左衛門宛 元文五年二月 二通 三六
 西横関村勘左衛門米頼母子質入証文 案紙共
 鏡村藤左衛門宛 元文五年二月 二通 三六
 岡屋村弥五右衛門借銀年賦証文 鏡藤左衛門
 宛 宝曆一年三月 一通 六〇
 (江頭村茂左衛門納米引当銀子預り証文写)
 鏡村藤左衛門宛 宝曆二年九月 一通 六三
 (安養寺村平七銀子借用証文) 鏡村藤左衛門宛
 宝曆二年二月 一通 六一

鶴川村清左衛門銀子預り証文 藤左衛門宛 宝
 曆二年二月 一通 三〇
 安養寺村清左衛門銀子預り証文 鏡村藤左衛門
 宛 子二月二日(宝曆六年カ) 一通 六三
 安養寺村清左衛門銀子預り証文 鏡藤左衛門宛
 宝曆六年二月 一通 六四
 安養寺村喜左衛門銀子借用証文 鏡村藤左衛門
 宛 宝曆九年二月 一通 一四
 横関村要用銀借用証文 同村庄屋増左衛門・百
 姓惣代源助 鏡村藤左衛門宛 宝曆一〇年二月 一通 三〇
 七里村(銀治屋)善兵衛銀子借用証文 口入人同
 村字右衛門差入証文共 鏡藤左衛門宛 宝曆一二年
 正月・明和七年正月 三通 一七
 須恵村久左衛門銀子借用証文 鏡山藤左衛門宛
 宝曆一二年二月 一通 一八
 (西横関村助三郎預り銀年賦証文) 鏡山藤左衛
 門宛 宝曆一二年極月 一通 六五
 (横関村介三郎借銀一条書狀) 鏡藤左衛門宛
 七月一日付 一通 三三
 (西横関村和助借銀年賦証文) 鏡村藤左衛門宛
 宝曆一三年 一通 三三
 安養寺村清左衛門銀子預り証文 鏡村藤左衛門
 宛 宝曆一三年二月 一通 一六
 (延享二乙丑年カ宝曆一四甲申年迄西川六右
 衛門分指引書) 鏡藤左衛門 西川六右衛門宛 宝
 曆一四年改 一通 一八
 (七里村村方定用金差支ニ付御蔵米前売一札)
 同村庄屋勘左衛門書狀并受取書共 鏡村仲藤左衛
 門宛 明和元年九月 四通 三三

安養寺村清左衛門銀子預り証文 鏡村藤左衛門宛 明和元年二月	鏡村藤左衛門宛	一通	二七	西川村谷口運平書狀(借金返済延滞一条) 鏡村山玉尾藤左衛門宛 霜月十九日他	六通	三三
(七里村要用ニ付銀子預り証文) 同村庄屋・年寄・村惣代連印 鏡村藤左衛門宛 明和二年五月	鏡村藤左衛門宛	一通	二六	金石衛門銀子借用証文 鏡村藤左衛門宛 寛政三年二月	一通	三九
七里村要用金借用証文(松尾早稲米前売証文) 同村庄屋勘左衛門添狀共 鏡銀主藤左衛門宛 明和二年七月	鏡銀主藤左衛門宛	三通	三三	年賦通 藤左衛門 世話人源治郎宛 文化八年極月	横長美	八五
(七里村入用金借用ニ付庄屋勘左衛門添狀) 鏡藤左衛門宛 七月八日付他	鏡藤左衛門宛	二通	三四	西横関村万藏金子借用一札 尾欠 文化二〇年二月	横長美	八五
(七里村借金延引之段勘左衛門返書狀) 鏡藤左衛門宛 二月四日付	鏡藤左衛門宛	一通	三五	野洲郡入町村四郎兵衛金銀借用一札 鏡村米屋藤左衛門宛 文化二年八月	横長美	八五
七里村勘左衛門金子預り証文 山鏡藤左衛門宛 明和三年九月	山鏡藤左衛門宛	一通	二七	(取替金差引通) 鏡山米屋藤左衛門 村ノ首七宛 文政二年	横長美	二四〇五
安養寺村利右衛門銀子預り証文 鏡村藤左衛門宛 明和三年二月	鏡村藤左衛門宛	一通	二八	* (西組喜左衛門借米之儀組頭弥伝頼書狀) 藤左衛門宛 巳三月二日(文政四年) 〔戊辰正月未十二月迄〇切手〕の内	横長美	八〇
西横関村平助借銀年賦証文 案紙共 鏡村藤左衛門宛 明和五年二月	鏡村藤左衛門宛	二通	二八	* (墨屋安兵衛当借金覚) 玉尾庄五郎宛 文政四年三月 (同上)	横長美	八〇
(吉右衛門借銀濟口江大願寺頼母子引渡証文) 講勘定書添 藤左衛門宛 明和五年二月	藤左衛門宛	二通	二九	中組十右衛門金子預り一札 藤左衛門宛 文政二二年二月	横長美	三五
山面平治郎銀子借用証文 鏡村藤左衛門宛 明和六年極月	鏡村藤左衛門宛	一通	二七	源助銀子預り証文 玉尾藤左衛門宛 文政一三年二月	横長美	二五〇九
野洲仲左衛門金子預り証文 鏡村玉尾藤左衛門宛 天明元年八月	鏡村玉尾藤左衛門宛	一通	二八	某金子預り証文〔差出書削除〕 鏡村藤左衛門宛 文政一三年二月	横長美	二五〇九
妙感寺弟子親定金子借用証文 (鏡村藤左衛門宛) 天明三年二月	鏡村藤左衛門宛	一通	二六	西組五郎兵衛金子預り一札 庄屋弥惣兵衛加判 玉尾藤左衛門宛 天保四年二月	横長美	二三〇三
鏡村平右衛門銀子借用証文 京都奈良屋与兵衛宛 天明七年五月	京都奈良屋与兵衛宛	一通	二七	(当冬御年貢金納立要用ニ付金子預り証文) 西組勘助 玉尾藤左衛門宛 天保八年二月	横長美	二三〇五
西川村谷口運平書狀 森平宛 一二月二〇日付	森平宛	一通	二〇	(大願寺本堂再建要用金借用証文)〔差出書削除〕 玉尾藤左衛門宛 天保一〇年二月	横長美	二五〇

横関村平助金子預り証文〔差出書削除〕 鏡村藤左衛門宛 天保一四年一二月	一通	三三二
某金子預り証文〔差出書削除、武兵衛カ〕 鏡村藤左衛門宛 天保一五年正月	一通	三三四
横関村儀助未納御藏米預り証文 玉尾藤左衛門宛 嘉永四年一二月・同六年一二月	二通	三三九
横関村平助御年貢未納米預り証文 玉尾藤左衛門宛 嘉永四年一二月・同六年一二月	二通	三三六
農料米預り証文〔差出書削除〕 玉尾藤左衛門宛 嘉永五年一二月	一通	三五五
伝四郎金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 嘉永六年一二月	一通	三五三
〔横関村善藏御年貢未納米高預り証文〕 玉尾藤左衛門宛 嘉永六年一二月	一通	三三五
横関村善藏金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 嘉永七年三月	一通	二五三
横関村藤八金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 嘉永七年四月	一通	三三三
某金子預り証文〔差出書削除〕 玉尾藤左衛門宛 嘉永七年一二月	一通	二七五
横関村地下金子預り証文〔差出書削除〕 玉尾藤左衛門宛 嘉永七年一二月・安政二年九月他	三通	二五四
大津木屋久兵衛金子借用一札 玉尾藤左衛門宛 安政二年七月	一通	二五七
西横関村善藏金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 安政一慶応二年	五通	三三六
西横関村庄七金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 安政五年正月・同年二月	二通	三三三

西横関村善藏預り金年賦証文 玉尾藤左衛門宛 安政六年三月	一通	三三七
西横関村儀助預り金年賦証文 玉尾藤左衛門宛 万延二年三月	一通	三三〇
井上新助金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 文久元年一二月	一通	三三六
西横関村庄七預り金年賦証文 玉尾藤左衛門宛 文久二年二月	一通	三三三
東組吉三郎金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 元治元年一二月	一通	三三七
〔鏡吉三郎差引目録立之覚〕 藤左衛門宛 卯正月晦日	一通	三五九
〔吉三郎未進銀取替一件〕 卯一月一二月	六通	三三五
よしの屋吉三郎差引目録 玉尾藤左衛門宛 辰極月大晦日	一通	三五九
山面村預り金年賦証文 庄屋・年寄・村惣代連印 玉尾藤左衛門宛 慶応元年	一通	三〇八
西横関村伊左衛門金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 慶応二年一二月	一通	三三〇
中組吉六金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 慶応二年一二月	一通	三三八
東組伝右衛門金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 明治一年一二月	一通	三三九
西横関村菊次郎金子預り証文 玉尾藤左衛門宛 明治二年四月	一通	三三四
山組弥兵衛預り金年賦証文 玉尾藤左衛門宛 明治四年一二月	一通	三三〇
山面村借用金年賦証文 山面村戸長〔宛書削除〕 明治六年一〇月	一通	三五四

(江頭村辻伝七滞金年賦証文) 鏡村玉尾藤左衛門宛 明治六年二月 一通 三三三

東組山本弥助金子借用証文 玉尾藤左衛門宛 明治七年四月 一通 三三三

山面村借用金年賦証文 鏡村藤左衛門宛 明治七年四月 一通 三三三

西横関村武兵衛借金証書 玉尾藤左衛門宛 明治八年一〇月 一通 三三五

付、西横関村政右衛門金子借用一札 久田武助宛 安政五年五月 一通 三三六

東組川口彦四郎借金証書 玉尾藤左衛門宛 明治九年四月 一通 三三三

若井又次郎借金証書 十人組頭玉尾藤左衛門宛 明治一〇年三月 一通 三六九

(今般更正地券交換ニ付野々宮多右衛門借金引当ニ差入置候地券一時預リ証) 西横関村戸長猪田空助 鏡村玉尾藤左衛門宛 明治一二年六月 一通 三三七

山面村借用米証書 鏡村玉尾藤左衛門宛 明治一三年 一通 三三三

沢弥伝借用金証書 玉尾藤左衛門宛 明治一四年四月 一通 三三四

(山面村宮前龜吉年賦金割済証) 鏡村山組惣代宛 明治一七年三月 一通 三三四

原利兵衛金子借用証文 鏡山藤左衛門宛 丑九月 一通 三九〇

(出町久兵衛米借用覚) 鏡米屋藤左衛門宛 八月二二日付 (戊寅正月未十二月迄の切手さし) の内 一通 八〇〇

(紺屋町見星寺住職金子内借頼書状) 同伴ニ係ル玉尾藤左衛門断リ書状下書共 五月一九日 四通 一六五

(寅年四郎兵衛残銀濟方才覚之儀かみ屋弥兵衛督促書) 鏡藤左衛門宛 辰極月 一通 三三五

(小兵衛銀子借用証文) 平助宛 宝曆七年二月 一通 二七〇

中組庄次郎銀子預リ証文 中組七左衛門宛 明和六年正月 一通 二七七

某借金年賦証文 (差出書削除) 鏡村川嶋勘兵衛宛 明治三年二月 一通 二五九

山面村宮前伊三郎借用金年賦証文 鏡村山右衛門宛 明治六年一〇月 一通 三三一

貸米金出入 ○ 弥五助田地名跡不足米出入一件 一通 二二六

(弥五助名跡預リ人篠原村宇兵衛江取替米金滞訴状) 鏡村藤左衛門 奉行宛 元文六年正月 一通 二二六

藤左衛門書状扣 (弥五助殿名跡不足米取立方ニ付) 長江雲八宛 正月二日・四月二四日付 一通 二〇五

仁正寺長江甚弥書状并鏡村藤左衛門返札扣 (延享三年) 四月一八月 一二通 三九

丑年より巳年迄指引帳面之通 名跡弥五助分 横長美 一冊 三六

(鏡村弥五助名跡田地引当貸米元利算用出入済証文下書) 鏡村藤左衛門 長江甚弥・沢惣八宛 延享三年九月 二通 三〇

暖人済証文 沢惣八 鏡村藤左衛門宛 森半平添状共 延享三年九月 二通 三三

○ 茂左衛門田地取戻出入一件

(茂左衛門田地并作合共取戻し願書写) (寛政五年) 一通 三九

(茂左衛門田地取戻し出入返答書案) (藤左衛門) 三通 三〇

(安永七年七月茂左衛門田地譲り証文并村役人添証文案紙) 藤左衛門宛 寛政五年二月 一二通 三三

(此度認出之安永度茂左衛門田地譲り証文藤左衛門不得心ニ付御吟味之儀村役人願書写) 寛政六年二月 二通 三三

(寛政六年亥一二月於仁正寺表内濟被仰付候節之覚書) 一通 三三

(茂左衛門田地譲り証文書替出入内濟ニ付村役人書添一札) 藤左衛門宛 案紙・写共 寛政六年二月・同七年正月 一四通 三五

(茂左衛門頼母子米刈年勘定書出し) 庄屋中山組衆中宛 卯一〇月一四日(寛政七年) 一通 三六

(茂左衛門未進助力頼母子之内藤左衛門引請分ニ付而之覚書) 寛政七年 一通 三四

(茂左衛門田地譲り証文書替出入落着之節御礼ニ上り候御役人様方名前覚書) 一通 三七

茂左衛門一件書留 (寛政五十七年) 一冊 三六

頼母子講 [↓殿様講(八八頁) 伝馬助成講(九二頁)]

掛銀控帳ほか

元禄拾四年方覚帳 (元禄二一享保一〇年) 一冊 三〇六

*甲辰享保九年正月吉日方覚長 鏡村山組藤左衛門 (享保九一同一六年) 一冊 七

享保拾乙巳年頼母子帳 鏡山藤左衛門 (正徳三|元文元年) 一冊 一六

頼母子掛銀控帳 玉尾藤左衛門 安永七|文政一〇年 一冊 三〇七

頼母子掛銀控帳 玉尾藤左衛門親徳 文政一一|明治七年 一冊 三〇六

* (仁正寺新御講番附) ①持分 文化二〇年三月 二枚 三〇九

(頼母子講掛銀算用書) 一通 三三三

文化五年頼母子勘定帳面之写 令 玉尾藤左衛門宛 正月二日 一通 三五三

(講金差引勘定帳) 一冊 八六

○

*清兵衛借銀滞ニ付善休寺頼母子壳渡証文 鏡藤左衛門宛 一通 三九二

*藤兵衛借銀滞ニ付善休寺頼母子渡し証文 玉尾藤左衛門宛 元文四年二月 一通 三六八

*西横関村勘左衛門米頼母子質入証文 案紙共 鏡村藤左衛門宛 元文五年二月 二通 三九〇

*西横関村太右衛門米頼母子質入証文 案紙共 鏡村藤左衛門宛 元文五年二月 二通 三六九

地下・百姓相統講

(鏡村覺左衛門講銀請取ニ付田地差入一札) 西川村藤九郎 鏡村藤左衛門宛 享保一九年二月 一通 三九五

(新五郎頼母子銀請取ニ付質物差入一札) 新助・半左衛門・甚右衛門 藤左衛門宛 享保一九年極月 一通 三〇四

(鏡山村八郎右衛門頼母子掛米落札ニ付請合一札) 鷺川村徳兵衛・清右衛門 鏡山八右衛門・藤左衛門宛 元文四年一月	一通	二四七
(東組甚右衛門頼母子引渡ニ付西組平兵衛一札) 山組藤左衛門宛 元文五年二月	一通	二四六
(半平殿頼母子会銀請取ニ付差入証文) 横関村助三郎 甚助・藤七宛 宝曆二年二月	一通	二四九
惠比須講帳 茂左衛門 (明和元一天明八年)	一冊	一〇
(相統講帳) 佐太郎 (天明四一文化一二年)	一冊	二〇八〇
講掛金受取通 中小森村庄屋・年寄 鏡山小松山宛 午五月	一通	六
頼母子銀割渡覚帳 山組世話人藤左衛門 天明五年	一冊	四七
(頼母子米代銀請取証文) 庄屋善右衛門 藤左衛門宛 卯十一月(寛政七年カ)	二通	二五〇
(佐兵衛相統講仕法書) 講元佐兵衛他 寛政一二年三月	一冊	二〇八一
持寄仕法講帳 講本鏡村弥惣兵衛 西六月(享和元年カ)	一冊	二〇九四
相統講掛銀集帳 野原作左衛門 (文化二一文政三年)	一冊	六
講銀預り証文 預り主弥惣兵衛 講元佐兵衛・世話人中宛 文化七年四月	二通	三三七
(岩倉村助成講仕法書) 岩倉村庄屋・年寄・村惣代・組頭 文化一三年三月	一冊	三〇七
(講銀預り証文案紙) 佐左衛門・世話方中宛	一通	三三五
弓削村地下講仕法帳 講元同村庄屋・年寄・村惣代 文政二年一月	二冊	三〇九

玉尾家文書

篠原村相統講仕方帳 篠原村庄屋・年寄 文政二年八月	一冊	二〇九
(横関村伊兵衛頼母子講置銀預ケ算用書) 講元横関村伊兵衛 鏡村玉尾藤左衛門宛 文政三十五年(戊寅正月カ未十二月送切手カ)の内	四通	二〇六
*小堤村久兵衛講掛金請取書 小堤村久兵衛連中 鏡米屋藤左衛門宛 巳二月(文政四年)他(同上)	二通	八四九
*六兵衛会講掛銀請取書 梶茂兵衛 玉尾氏宛 未正月(文政六年) (同上)	一通	八四九
(篠原村半平相統講仕法帳) 文政七年二月	一冊	二〇〇
(弥三兵衛相統講銀預り主名前拝借ニ付請合差入一札) 講本弥三兵衛他 中山平助・玉尾藤左衛門宛 文政八年六月	一通	三三五
(葛巻村相統講仕法帳) 文政一二年二月	一冊	二〇一
(横関川相統講仕法書) 講元東横関・西横関村庄屋并船肝煎 文政二年	二冊	二〇三
(十二月朔日会講金請取通) 安養寺村松浦七郎兵衛 玉尾藤左衛門宛 (文政二一 天保一四年)	一通	三三七
(弓削村清兵衛助力講仕法帳) 天保二年三月	一冊	二〇三
平右衛門相統講仕法帳 天保二年四月	一冊	二〇三
(篠原村東組取立相統講仕法帳) 天保三年正月	一冊	二〇四
(掛銀請取通) 篠原村東組 鏡村役人中宛 (天保四一嘉永三年カ)	一通	三三六
(藤五郎相統講帳) (天保三十九年)	二冊	三〇三
(須恵村相統講仕方帳) 天保六年三月	一冊	三〇五
(山組源助相統講仕法帳) 天保六年三月	一冊	三〇四

(源助頼母子講落札金請取書) 玉尾藤左衛門源助講世話方中宛 亥一二月	一通	二四〇
山組佐太郎相統講仕法書帳 天保六年八月	半	一冊 二〇八五
(横関村金平米頼母子仕法帳) 天保七年正月	半	一冊 三〇六
(岩倉村中村時次郎頼母子講仕法帳) 天保九年九月	半	一冊 三〇七
(鏡村地下頼母子仕法書) 付、山組割当名面之覚 天保一二年二月	一冊	二冊 二〇八六
掛銀請取通 鏡村役人 真照寺上人宛 (天保一二年安政四年)	一通	三六六
掛銀請取通 鏡村役人 玉尾藤左衛門宛 (天保二二年安政四年)	一通	三六七
(岩倉村中村半兵衛相統講仕方帳) 天保一二年一月	半	一冊 三二〇
(岩倉村地下融通講仕法書) 天保一二年	半	一冊 三〇九
(作兵衛相統講仕法書帳) 天保一三年	半	一冊 三〇七
葛巻村安田庄右衛門相統講仕法帳 付、御連中名面書付 天保一五年	一冊	二冊 三二二
天保十五年十月改地下講順番附	横半半	一冊 八〇三
(西横関村取立講仕法書) 講元西横関村役人并世話方鏡村・西川村庄屋 弘化二年八月	半	一冊 三三三
(西横関村川方講掛銀請取通) 付、掛銀請取書・元治元年一二月落札金渡し書 講元横関村西方鏡村玉尾藤左衛門宛 (弘化一元年治元年)	五通	三七七
持寄講仕法帳 講元池田村地下 弘化三年	半	一冊 三三三
相統仕法帳 講元宇兵衛 弘化五年正月	半	一冊 三〇八

掛銀請取通 講元宇兵衛 玉尾藤左衛門宛 申二月	一通	三六一
(上田村無尺講仕法帳) 講元上田村・世話方鏡村玉尾藤二・藤左衛門他 嘉永二年二月	半	二冊 三二四
懸銀請取通 講元上田村 玉尾藤左衛門宛 (嘉永二一年治元年)	一通	三七五
(妙光寺村三上平太郎相統講仕法書) 嘉永五年閏二月	半	一冊 三二五
(妙光寺三上平太郎講掛銀受取通并毎講掛銀案内書) 鏡村藤左衛門宛 (嘉永五一年慶応三年)	二〇通	三三七
(講掛銀請取通) 講元西横関村庄七 玉尾兵右衛門宛 安政三一年明治三年	一通	三六
(森尻村地下調達講仕法書) 講元地下庄屋・年寄・惣代・組頭 勘定方中山平助、銀預り大梁金兵衛・玉尾藤左衛門 安政四年二月	半	二冊 三二六
掛銀請取書 付、慶応元年十八会目掛銀請取書 森尻村地下 鏡村玉尾藤左衛門宛 (安政四一年治元年)	一通	三六
持寄講仕方帳 講元林孫右衛門 安政六年三月	半	一冊 二八九
(須恵村仁正寺組地下相統講仕法帳) 勘定元須恵村竹内又右衛門・森尻大梁金兵衛・鏡玉尾藤左衛門・中山平助 文久元年九月	半	一冊 三二九
(講掛銀受取通) 講元須恵村宮地下 玉尾兵右衛門宛 慶応元一年明治一九年	一通	三三
(山組作左衛門相統講仕法帳) 元治元年九月	半	一冊 二九〇
(鏡村地下相統講仕法帳) 勘定世話方大梁金兵衛・久郷藤右衛門・小沢六左衛門・岡田平兵衛 慶應三年三月	半	一冊 二九一
(掛銀請取通) 講元鏡村地下 村兵右衛門宛 慶應三年四月	一通	三五三

(掛金請取通) 講元西横関村船地下 鏡村玉尾藤左衛門宛 (慶応三一明治一九年)	一通	三六三	(相統講後會催ニ付西川村谷口運平書狀) 鏡村森半平他宛 一二月一五日	二通	二四〇
掛金請取通 講元西横関村船地下 鏡村藤左衛門宛(元須恵村地下分) (慶応三一明治二〇年)	一通	三六二	(幸円徳右衛門講仕法書) 銀預リ小西屋九右衛門他一名・世語方俵屋源兵衛他二名	半	二〇九五
(横関村地下講金勘定書) 玉尾藤左衛門宛 辰二月	一通	三六〇	持寄講仕法帳 講元林村川辺利兵衛	半	三三三
(横関村相統講催之儀案内廻状) 西川村庄屋利左衛門外講中三名宛 未一月	一通	三七九	(御百姓相統講仕法書写)	一通	三五三
掛銀受取通 講元鏡村園田源治 玉尾兵右衛門宛 明治五一八年	一通	二五五	*頼母子掛米受取証文案紙 八月 (享保八年「山組名寄下書帳」添付書類の内)	一通	三三九
(篠原村郊之助相統講仕法帳) 明治六年三月	一冊	三二〇	(取除講懸ケ銀受取書) 庄屋 山組中宛 卯九月	一通	三五五
(大篠原村岡田平兵衛相統講勘定方御引受被下ニ付親類請一札) 鏡村玉尾藤左衛門宛 明治七年正月	一通	三六一	長光寺祠堂講仕様帳 天明六年三月	半	三三六
(岡田平兵衛相統講仕法帳) 明治七年正月	一冊	二九二	(長光寺祠堂講銀預リ証文案紙) 鏡村藤左衛門長光寺講元中宛 文化二年一月	一通	三六三
懸金請取通 山組惣代中 玉尾藤左衛門宛 (明治七一〇年)	一通	三九五	(岩倉村妙感寺頼母子米代銀請取書他) (天明八一寛政一〇年)	一綴	三六六
(林藤兵衛相統講仕法帳) 明治九年	一冊	二九三	振鬮講仕法書 岩倉村福寿寺 寛政六年八月	半	三三九
(講掛銀受取通) 講元鏡村林藤兵衛 玉尾兵右衛門宛 明治九年	一通	二六〇	修覆講仕法帳 講元下田昌慶円寺 寛政二二年	半	三三〇
(庄七講相統續立金之内預リ年賦金証書) 預リ主安養寺村野々村善兵衛 西横関村庄七講世話方中宛 明治一四年二月	一通	三六二	裏門再建并宿堂造営善人会講仕法書 誓要院・春陽院 文化元年四月	半	三三三
講懸金受取通 講元林吉兵衛 玉尾兵右衛門宛 明治一五一八年	一通	二六二	祠堂講仕方帳 岡屋村善正寺 享和二年三月	半	三三四
西組玄米融通講累年勘定帳 明治四五年	一冊	五九	(岡屋村善正寺祠堂講掛銀請取書) 鏡村藤左衛門・小右衛門・宇平治分 亥・子・丑年分	四通	三六七
(西川村谷口運平頼母子與行ニ付加入依頼之口上書) 鏡村玉尾藤左衛門宛 九月三日	一通	三六〇	持寄講仕方書 岡屋村吉祥寺 文化二年四月	半	三三三
			振鬮講仕法書 岡屋村吉祥寺 文化二年四月	半	三三三

祠堂講通 岡屋村吉祥寺会所 鏡村藤左衛門宛 (文化二—文政二年)	一通 三三〇	三上山妙見宮御再建日掛仕法帳 妙見宮御附御 役方伊崎隼太・京都講中 文政二年八月	半	二冊 三三三
祠堂講通 講元岡屋村吉祥寺 鏡村兵右衛門宛 (文化二—文政二年)	一通 三三一	(積銀講仕法帳) 講元禪林坊 天保二年	半	一冊 三三四
(岡屋村吉祥寺講懸銀受取書) 鏡村藤左衛門宛 文政二年一月	一通 三三二	持寄講仕法帳 西川村正光寺 天保三年	半	一冊 三三五
(須惠村善通寺相統講仕方帳) 文化二三年二月	一冊 三三三	宮修覆講仕法帳 岩倉村氏子中 天保三年一月	半	一冊 三三六
相統講趣法帳 西横関村光円寺 文政二年二月	一冊 三三六	(妙見社講仕法帳) 百目講 天保三年	半	一冊 三三七
祠堂講仕法帳 岩倉村妙感寺講中 文政二年八月	一冊 三三七	(八幡浜御堂講仕方帳) 天保三年四月	半	一冊 三三八
祠堂講仕様帳 長光寺講元 文政二年	一冊 三三八	(浜御堂調達講仕方帳) 銀預り灰屋甚兵衛他二名 ・世話方扇屋与次兵衛他四名	半	一冊 三三九
年賦銀請取之通 鏡村地下分 江頭村長光寺 鏡 村庄屋藤左衛門宛 (文政二—二年)	一通 三三五	(浜御堂御講割渡一条天雷衛守書狀) 玉尾藤左 衛門宛 一月三日付	半	一通 三四〇
* (長光寺講落札銀渡算用書) 鏡藤左衛門宛 卯 十一月(文政二年カ) (戊寅正月カ末十二月迄切手カ) の内)	一通 三三六	持寄銀勘定書 浜御堂役人・講中 末寺・門下中 宛	半	一冊 三四一
* (江頭長光寺祠堂講落札銀渡し覚) 鏡藤左衛門 宛 巳十一月(文政四年) (同上)	二通 三三七	(仏御殿祠堂利銀請取覚) 仏御殿勘定方 鏡村 庄屋・年寄中宛		一綴 三四二
* (正光寺講落札渡し銀算用書) 鏡藤左衛門宛 卯十一月(文政二年) (同上)	一通 三三八	(八幡仏光寺講持寄銀請取之通并預り銀証文) 鏡駅玉尾藤左衛門宛 (天保三十五年)		四枚 三四三
建立講仕法帳 西川村正光寺講中 文政四年二月	三冊 三三九	(西教寺積立講仕法帳) 天保六年	半	一冊 三四四
頼母子仕方帳 西川村講元真浄寺 文政六年二月	一冊 三四〇	(西教寺講金地下江引渡ニ付半平添状) 別紙共 年番藤左衛門宛 中一二月		二通 三四五
年賦銀請取之通 江頭村長光寺 鏡村藤左衛門宛 (文政七—天保八年)	一通 三三七	(西横関村相統講仕法帳) 講元光円寺 天保六 年八月	半	一冊 三四六
(三上山妙見宮持寄講仕法帳) 三上山妙見社勘定 方 文政八年二月	一冊 三四一	掛銀請取通 講元西横関村光円寺 鏡村玉尾藤左 衛門宛 (天保六一—安政三年)		一通 三四七
元銀積并貸附勘定記 西教寺役者・月番 文政一 〇年三月	一冊 三四二	(妙見社福寿講仕法帳) 三上拜所講勘定元 天保 八年六月	半	一冊 三四八

小野御殿境内大師堂瓦講月掛請取通	天保一二年	一通	三七〇
(西川村正光寺後講仕法帳)	天保一二年	一冊	三五八
(西川村真淨寺頼母子講仕法帳)	天保一四年	一冊	三五九
(立入村西隆寺積立講仕法帳)	講元野洲郡門中 天保一五年三月	一冊	三五九
(西川村真淨寺頼母子講仕法帳)	弘化二年正月	一冊	三五九
掛銀請取通	付、文久元年酉一月掛銀請取書 講元西川村真淨寺 玉尾藤左衛門宛 (弘化一丁安政六年)	二通	三三七
入町村専念寺相統講仕方帳	弘化二年九月	一冊	三六〇
(西教寺九會講通帳并滿講鬪札・割戻金渡し 覚) 仕法書付 真照寺年番中宛 (嘉永一丁五年)	二通	三七四	
(鏡村真照寺講會催之儀廻札)	西川村正光寺外 講中二名宛 未九月	一通	三八三
(鏡村真照寺々門再建講仕法帳)	嘉永五年九月	二冊	三三七
(真照寺修復仕法講帳)	嘉永五年九月	一冊	七
花關帳	月鏡山真照寺 嘉永五年九月より	一冊	元
(真照寺講掛銀請取通)	西方寺宛 嘉永五年	一通	二五四
(真照寺講掛込金受取書)	安養寺村源兵衛・長 右衛門 鏡村真照寺世話方中・徳右衛門宛 一一月 一六日付	二通	二五五
真照寺講金預り年賦証文	預り主東組吉三郎	一通	二五七
真照寺年番中宛	嘉永七年九月	一通	二五七
(真照寺講金預り年賦証文)	預り主兵右衛門	一通	二五九
真照寺年番中宛	安政四年九月		

(真照寺講講會勘定扣)	明治二一四年	合二冊	二
掛銀請取之通	講元真照寺 玉尾藤左衛門宛 (嘉 永五丁文久二年)	一通	三七六
掛銀請取通	講元真照寺世話方 山組中宛 (嘉永 六一文久二年)	一通	三七六
(百八十匁講仕法帳)	講元西川村真淨寺 安政六 年八月	一冊	三六二
(西横関村光円寺助成講仕法帳)	下書 安政七 年二月	一冊	三六三
(百八拾匁講仕法帳)	講元須恵村榮勝寺講中 元 治二年三月	一冊	三六三
(牧村乘蓮寺此度祠堂講與行ニ付入講世話方依 頼状) 乘蓮寺恵暁 真照寺和尚・園田九兵衛・玉 尾藤左衛門宛 一一二月	二通	三七六	
牧村乘蓮寺本堂建立百人講仕方帳	半	一冊	三六四
七里村円覺寺・能登川善明寺再建修復持寄仕 法帳 講元世話人七里村役人他	半	一冊	三六五
御再建持寄銀返済仕様帳	半	一冊	三六六
常念寺祠堂銀借用証文案紙 常念寺役所・講中宛	一通	三六四	
(西教寺三拾人講拾貳年日滿講勘定書)	二通	一六〇四	
拾六會滿講勘定書 首欠	一通	一六七三	
(西川真淨寺講掛込金受取通)	講中惣代村地平祐 鏡村玉尾兵右衛門宛 明治二一三二年	一通	二六一
(西川村正光寺本堂修復講金請取通)	鏡村玉尾 兵右衛門宛 明治一五三一年	一通	二六三
(正光寺本堂講掛銀通)	鏡山村大字鏡玉尾栄次 郎宛 明治三三三四年	一通	二六五

その他

*仕法帳 若狭藏 文政九年三月	半	一冊	三二六
(三上積立講仕法帳) 講元三上勘定所 天保三年二月	半	一冊	三二七
積金取退講仕法帳 三上山伊崎隼太 天保七年九月	半	一冊	三二五
(野洲郡三上山伊崎講貸附一件書類)		八通	二二五
融通講仕法帳 催主仁正寺谷藤太 文久二年三月	半	一冊	三三三
(御産物陶器竈築候ニ付融通講仕法書) 講元岡安唯藏・世話方飯嶋利兵衛・徳井太郎左衛門・寺井彦兵衛・藤岡六兵衛 未年	半	二冊	三三三
(相統講仕法帳) 講元中村平兵衛 天保一〇年四月	半	一冊	三三六
田中江村問屋千次郎持寄講仕法書 天保一二年二月	半	一冊	三〇八
(山中問屋仲間なし崩頼母子入講一件往復書状)		四通	三三四
取退仕法帳 案紙共 講元油屋彦八 嘉永六年二月・同年八月	半	二冊	三二七
(相統講仕法帳) 大津木屋久兵衛 乙卯五月(安政二年)	半	一冊	三二六
*大津木屋久兵衛金子借用一札 玉尾藤左衛門宛 安政二年七月		一通	二五七
(新在家油屋彦八融通講仕法帳) 安政六年正月	半	一冊	三二六
(栄久講仕法帳) 講元木屋久兵衛・同保次郎 元治元年三月	美	一冊	三二六

栄久講掛金請取一札 勘定元添一札共 勘定元惣代大榎屋茂兵衛・日野屋清兵衛 玉尾藤左衛門宛 元治元年三月・四月

(積立講仕法書) 案紙

車講掛銀通 講元蒲生郡宇津呂村大字大林辻外次郎 玉尾栄次郎・伴亀次郎宛

付、玉尾栄次郎・伴亀次郎月賦金借用証書 辻外次郎宛 (明治三〇年)

仕法覚江帳 飛田屋弥助 申七月

申十一月本闌覚帳

未十一月花闌之覚帳

商用 (↓玉尾家「家計」)

金銀判取帳

*渡し帳 (尾欠) 米屋藤左衛門 (文政二―天保八年)

諸状刺 (↓玉尾家「諸家米状」)

丑極月用書集 玉尾傳賢 (明和六年)

安永四年未七月の書状用書注文仕切刺

安永五丙申正月の七月迄書状注文仕切刺 米藤

申七月の極月迄諸状注文仕切さし 安永五年

丁酉正月の七月迄諸用状さし 安永六年

安永六年丁酉極月用書さし

戊戌正月の七月迄諸方仕切書状さし 米藤 安永七年

半 一冊 二九六

二通 三七九

二通 二四四

横長半 一冊 四〇

横長半 一冊 八〇四

横長半 一冊 八六

横長半 一冊 七六二

一綴 二八九

一綴 八五〇

一綴 八五三

一綴 八五三

一綴 八五三

一綴 八五三

一綴 八五三

安永七戊戌八月ヨリ十二月迄諸方仕切書狀刺 米藤	一綴	八五
安永七年戊戌極月用書 仕切注文書出しとも 玉藤	一綴	八七
書狀注文仕切さし 己亥正月吉日を同十一月迄之 分 米藤 安永八年	一綴	八八
己亥極月諸用支刺 米藤 安永八年	一綴	八九
安永九庚子歳諸狀注文仕切さし 正月ヨリ七月 迄 米藤	一綴	九〇
八月ヨリ極月迄諸狀注文仕切刺 安永九年	一綴	九一
安永十辛丑正月ヨリ七月迄書狀さし	一綴	九二
天明元年丑極月用書さし	一綴	九三
壬寅正月の七月迄諸方書狀注文さし 天明二年	一綴	九四
壬寅歳正月より七月迄相庭狀刺 米藤 天明二 年	一綴	九五
壬寅八月ヨリ極月迄諸方注文仕切書狀さし 天明二年	一綴	九六
壬寅極月諸用狀さし 米藤 天明二年	一綴	九七
天明三癸卯正月より諸用狀さし 米藤	一綴	九八
卯八月ヨリ諸方書狀注文仕切刺 天明三年	一綴	九九
天明三年卯極月分用書さし 天明三年	一綴	一〇〇
甲辰正月吉日の七月迄諸方注文仕切さし 天 明四年	一綴	一〇一
諸狀仕切注文刺 甲辰(天明四年)八月ヨリ 米藤	一綴	一〇二
辰極月用書書出刺 玉藤 (天明四年)	一綴	一〇三

乙巳正月ヨリ七月迄諸方書狀注文目錄さし 玉尾氏 天明五年	一綴	一〇三
巳ノ八月の極月迄諸方書狀注文目錄刺 玉藤 天明五年	一綴	一〇四
巳極月用書さし 米藤 天明五年	一綴	一〇五
正月の七月迄諸狀注文仕切さし 玉尾氏 天明 六年	一綴	一〇六
天明六年六月より諸狀仕切さし	一綴	一〇七
天明六丙午暮書出しさし	一綴	一〇八
天明六丙午歳諸色相庭狀刺 米藤	一綴	一〇九
未正月より七月迄諸狀注文仕切さし 米藤 天 明七年	一綴	一一〇
天明七年未八月より諸狀注文仕切さし 米藤	一綴	一一一
天明七丁未極月書出しさし 玉藤	一綴	一一二
天明七年未諸色相場狀さし 米藤	一綴	一一三
天明八戊申正月の諸色狀さし 玉藤	一綴	一一四
天明八申七月より諸用狀さし	一綴	一一五
天明八申十二月書出しさし 米藤	一綴	一一六
天明九己酉正月より諸色仕切狀さし 玉藤	一綴	一一七
寛政元己酉七月より諸狀注文仕切刺	一綴	一一八
寛政元己酉十二月吉日書狀書出し指 米藤	一綴	一一九
寛政二年庚戌正月吉日の諸国注文仕切狀さし 玉藤	一綴	一二〇
寛政式戌七月より諸国注文仕切書狀指シ 米 藤	一綴	一二一

寛政二年極月書出し書状さし 玉藤	一綴	八九三	寛政八丙辰七月より諸色注文状さし 玉尾氏	一綴	九〇九
寛政三辛亥正月より七月迄諸国仕切書状指シ 玉藤	一綴	八九三	諸色相場書状指シ 米藤 寛政八年	一綴	九一〇
寛政三辛亥七月より十二月迄諸国注文仕切状さし 米藤	一綴	八九四	寛政九丁巳正月より諸国注文仕切書状指 玉藤	一綴	九二二
寛政三辛亥極月書用事刺	一綴	八九五	寛政九丁巳七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九三三
寛政四壬子正月吉日より諸状注文仕切書刺 米藤	一綴	八九六	寛政九年丁巳極月書出しさし 米藤	一綴	九三三
寛政四年壬子七月より諸国注文仕切状さし 米藤	一綴	八九七	寛政拾戌午正月より諸国注文仕切書状指 玉藤	一綴	九三四
寛政四壬子極月書出しさし 米藤	一綴	八九八	寛政十戌午七月より注文仕切書状指シ 玉藤	一綴	九三五
寛政五癸丑正月より諸国注文仕切書状指 玉藤	一綴	八九九	寛政拾戌午年極月書出しさし 米藤	一綴	九三六
寛政五癸丑七月より十二月迄諸注文状指シ 米藤	一綴	九〇〇	寛政拾老年己未正月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九三七
寛政五癸丑年極月書出しさし 米藤	一綴	九〇一	寛政拾老年己未七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九三八
寛政六年甲寅正月より諸国注文仕切状さし 玉尾氏	一綴	九〇三	寛政拾老年未極月書出しさし 玉藤	一綴	九三九
寛政六甲寅七月より諸国注文仕切書状指シ 玉藤	一綴	九〇三	寛政拾式庚申正月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九四〇
寛政六年甲寅極月書出シさし 米藤	一綴	九〇四	寛政拾式庚申七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九四三
寛政七乙卯正月より諸国注文書状指 玉藤	一綴	九〇五	寛政十式年庚申極月書出しさし 米藤	一綴	九四三
(寛政七年乙卯七月より諸国注文仕切状さし)	一綴	九〇六	寛政拾三年酉正月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九四四
寛政七乙卯十二月書出しさし 米藤	一綴	九〇七	享和元年辛酉七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九四五
寛政八丙辰正月より諸国注文仕切状さし 玉尾氏	一綴	九〇八			

享和元年酉極月書出しさし 米藤	一綴	九六六	文化五戊辰年書出しさし 米藤	一綴	九四四
享和貳年壬戌正月ノ諸国注文仕切書状指し 玉藤	一綴	九六七	文化五戊辰年薬種相場入	一綴	九四五
享和貳年壬戌七月より諸注文仕切書状さし 玉藤	一綴	九六八	文化六己巳正月ノ諸国注文仕切書状刺 玉藤	一綴	九四六
享和貳年壬戌十二月書出しさし 玉藤	一綴	九六九	文化六己巳七月吉日書出しさし 玉藤	一綴	九四八
享和三年癸亥正月より諸国注文仕切書状指し 玉藤	一綴	九七〇	文化六己巳七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九四九
享和三年癸亥七月より諸国仕切注文書状指し 玉藤	一綴	九七二	文化七庚午正月ノ諸国注文仕切書状さし 玉藤	一綴	九四九
享和四年甲子正月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九七三	文化七庚午七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九五〇
文化元子七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九七三	文化八辛未正月より諸国注文仕切書状刺 玉藤	一綴	九五二
文化二乙丑正月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九七四	文化八辛未七月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九五三
文化貳年丑極月書出しさし 米藤	一綴	九七五	文化八未七月極月書出しさし 中七月極月と共 玉藤	一綴	九五三
文化貳年丑極月書出しさし 米藤	一綴	九七六	文化九年壬申正月より諸国注文仕切書状刺 玉藤	一綴	九五四
文化三年丙寅七月より諸国注文仕切書状指し 玉藤	一綴	九七七	文化九年壬申七月ヨリ諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九五五
文化三丙寅十二月書出シ差	一綴	九七八	文化拾年癸酉正月ノ諸国注文仕切書状さし 玉藤	一綴	九五五
文化四年丁卯正月より諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九七九	文化十癸酉七月ノ諸国注文状さし 玉藤	一綴	九五七
文化四卯七月書出しさし 玉藤	一綴	九八〇	文化拾老年甲戌正月ヨリ諸国注文仕切書状刺 玉尾氏	一綴	九五八
文化四丁卯七月より諸国注文書状刺	一綴	九八一	文化拾老年甲戌七月より諸国注文仕切状さし 米藤	一綴	九五九
諸国注文仕切状さし (文化五戊辰正月ノ)	一綴	九八二			
文化五戊辰七月ノ諸国注文仕切状さし 玉藤	一綴	九八三			

文化十貳年乙亥正月より諸国注文仕切状さし (天津分) 玉尾氏	一綴	六〇	5	山中問屋奈良屋多郎右衛門鯉荷物駄賃目録 玉尾藤左衛門宛 文政三十八年	一〇通
文化十貳年乙亥正月吉日諸国注文状さし 玉藤	一綴	六一	6	塩津向儀孫十郎書出し目録 玉尾藤左衛門宛 文政三十四年	三通
書出しさし 文化二年	一綴	六二	7	塩津中村佐右衛門鯉荷物駄賃書出し 玉尾藤左衛門宛 文政二年五月・八月	二通
文化十三年丙子正月吉日天津注文仕切書状刺米屋店	一綴	六三	8	江頭問屋惣右衛門書出し 鏡藤左衛門宛 文政二年極月	一通
文化十三丙子年同丁丑極月迄書出しさし	一綴	六四	9	塩代銀算用書 塩屋弥三兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政二十六年	七通
文化十四年丁丑天津仕切書状刺 玉尾家	一綴	六五	10	納糯米請取切手 江頭問屋幸右衛門 玉尾藤左衛門宛 (文政二十六年)	五通
諸国注文仕切書状刺 玉藤 文化一四年	一綴	六六	11	(御藏糯米代金書出し) 小堤村庄屋小三郎 鏡米屋藤左衛門宛 文政二・文政三・文政六年	三通
文化拾五年寅正月より天津注文仕切状さし 玉藤	一綴	六七	12	(小堤村納糯米請取切手) 江頭問屋幸右衛門 小堤村役人中宛 文政三・文政六年	二通
諸国注文仕切書用刺 玉尾藤 文化一五年	一綴	六八	13	(篠原村納米百五拾俵問屋出し切手) 江頭千鯛屋与八郎 鏡千鯛屋藤左衛門宛 文政六年一月	一通
文化十五戊寅年書出しさし	一綴	六九	14	(御弘米代金請取書) 森尻村大梁弥兵衛 鏡村庄屋藤左衛門宛 卯九月(文政二年)	一通
文政貳年己卯正月より天津諸注文仕切書用さし 玉尾氏	一綴	七〇	15	(瓦送り切手) 江頭問屋太郎三郎 鏡玉尾藤左衛門宛 寅七月(文政元年)	一通
戊寅正月より未十二月迄(切手さし) (文政元一六年)	一綴	七〇	16	(千鯛・教子送り切手) 江頭問屋太郎三郎 玉尾藤左衛門宛 文政二・文政四年	二通
1 越前敦賀茶屋忠左衛門仕切目録 玉尾藤左衛門宛 文政二十六年	二一通		17	(入町村納米落札代金請取書) 入町村庄屋吉左衛門 鏡村米屋藤左衛門宛 文政二年	一通
2 越前敦賀加賀屋宗助仕切目録 玉尾藤左衛門宛 文政二十六年	一六通		18	(入町村江取替返銀請渡手形) 入町村庄屋吉左衛門 鏡村藤左衛門宛 (文政二十六年)	二一通
3 山中問屋橋詰作兵衛鯉肥荷物駄賃目録 玉尾藤左衛門宛 文政二年五月・同十二月	三通				
4 山中問屋伊原弥右衛門鯉荷物駄賃目録 玉尾藤左衛門宛 文政三年九月・十二月	二通				

文政六癸未歲正月の諸国来翰刺 玉尾舎
 文政七甲申歲正月の大津仕切用狀刺 玉尾舎
 (文政七申年の同十亥年迄切手目録刺)
 文政七申年書出刺
 文政八乙酉歲正月の大津仕切用狀刺 玉尾家
 文政八酉十二月書出しさし 玉尾舎
 文政九丙戌歲正月の大津仕切用狀刺 玉尾家
 文政九丙戌歲正月の諸国来翰刺 玉尾家
 文政十亥年書出しさし 玉尾氏
 文政十一戊子年正月の諸方来翰刺 玉尾家
 文政十一戊子年書出しさし 玉尾舎
 文政十二己丑年正月の大津注文仕切書狀刺 玉尾舎
 文政十二己丑年書出刺 玉尾
 (文政十二己丑年書出刺) (山組兵右衛門宛分)
 大津注文仕切書狀刺 玉尾氏 文政一三年
 文政十三庚寅年書出しさし 玉尾
 天保二辛卯年書出しさし 玉尾
 諸方来翰刺 玉尾氏 (天保三年)
 (天保四癸巳年正月の六月迄大津仕切用狀刺)
 (天保四癸巳年七月の大津注文仕切狀刺)
 天保五甲午年正月の大津注文仕切刺 玉尾

一綴 六二
 一綴 六三
 一綴 一〇九〇
 一綴 六三
 一綴 六五
 一綴 六四
 一綴 六六
 一綴 六七
 一綴 六八
 一綴 六九
 一綴 九〇
 一綴 九一
 一綴 九二
 一綴 九三
 一綴 九四
 一綴 九五
 一綴 九六
 一綴 九七
 一綴 九八
 一綴 九九
 一綴 一〇〇

天保六乙未年正月の大津仕切書狀刺 玉尾氏
 天保七丙申年正月の諸方来翰刺
 天保丙申年書出し刺 玉尾氏 天保七年
 天保八丁酉年大津仕切書狀刺 玉尾舎
 天保九戊戌年大津文信刺 玉尾
 天保九戊戌年諸方来翰刺 玉尾
 天保十己亥年諸方来翰刺 玉尾
 天保十己亥年書出しさし 玉尾
 諸方来翰刺 玉尾 天保一一年
 (天保十三壬寅年正月の六月迄大津文信刺)
 (天保十三壬寅年七月の大津文信刺)
 (天保十三壬寅年書出し刺)
 天保十四癸卯年大津仕切書狀刺 玉尾
 天保十四癸卯年諸方来翰刺 玉尾
 天保十五甲辰年大津仕切書狀刺 玉尾氏
 天保十五甲辰年諸方来翰刺 玉尾
 天保十五甲辰七月・十二月書出しさし 玉尾
 弘化二乙巳年大津仕切書狀刺 玉尾
 弘化二乙巳年諸方来翰刺 玉尾
 弘化三丙午年諸方来翰刺 玉尾
 弘化五戊申年諸方来翰刺 玉尾舎
 嘉永二己酉年大津仕切書刺 玉尾氏

一綴 一〇一
 一綴 一〇二
 一綴 一〇三
 一綴 一〇四
 一綴 一〇五
 一綴 一〇六
 一綴 一〇七
 一綴 一〇八
 一綴 一〇九
 一綴 一〇〇
 一綴 一〇一
 一綴 一〇二
 一綴 一〇三
 一綴 一〇四
 一綴 一〇五
 一綴 一〇六
 一綴 一〇七
 一綴 一〇八
 一綴 一〇九
 一綴 一〇〇
 一綴 一〇一

嘉永二己酉年諸方狀さし	玉尾藤左衛門	一綴	一〇三三	安政五戊午年諸方来翰刺	一綴	一〇四五
嘉永二己酉年書出しさし	玉尾	一綴	一〇三四	相場		
嘉永三庚戌大津仕切書狀刺	玉尾舍	一綴	一〇三五	○万相場日記		
嘉永三庚戌年諸方来翰刺	玉尾舍	一綴	一〇三六	万相場日記	玉尾藤左衛門秀積庵 宝曆五―明和三年	横長美 一冊 四三九
嘉永四辛亥年大津仕切刺		一綴	一〇三七	諸色相場留	米屋藤左衛門 明和四―安永一〇年	横長美 一冊 四四〇
嘉永四辛亥年諸方来翰刺		一綴	一〇三六	万相場日記	米屋藤左衛門 天明二―寛政一一年	横長美 一冊 四四一
嘉永五壬子年大津仕切書狀刺	玉尾舍	一綴	一〇三九	万相場日記	寛政一―二―享和四年	横長美 一冊 四四二
嘉永五壬子年諸方来翰刺	玉尾藤左衛門	一綴	一〇三〇	万相場日記	米屋藤左衛門 (文化二―六年)	横長美 一冊 四四三
嘉永六癸丑年大津仕切書狀刺	玉尾舍	一綴	一〇三三	万相場日記	米屋藤左衛門 (文化七―同二二年)	横長美 一冊 四四四
諸方来翰刺	玉尾舍 嘉永六年	一綴	一〇三三	万相場日記	米屋藤左衛門 (文化一三―文政四年)	横長美 一冊 四四五
嘉永七甲寅年大津仕切刺	玉尾舍	一綴	一〇三三	万相場日記	米屋藤左衛門 文政五―同一〇年	横長美 一冊 四四六
嘉永七甲寅年諸方来翰刺	玉尾舍	一綴	一〇三四	万相場日記	(尾欠) 天保一―弘化二年	横長美 一冊 四四七
嘉永七甲寅年書出しさし	玉尾	一綴	一〇三五	万相場日記	米屋藤左衛門 弘化三―同四年	横長美 一冊 四四八
安政二乙卯年大津仕切刺	玉尾舍	一綴	一〇三六	万相場日記	嘉永三―同四年	横長半 一冊 四四九
安政二乙卯年諸方来翰刺	玉尾舍	一綴	一〇三七	万相場日記	米屋藤左衛門 嘉永七―安政二年	横長半 一冊 四五〇
安政二乙卯年書出しさし	玉尾氏	一綴	一〇三六	万相場日記	米屋藤左衛門 安政三―同六年	横長半 一冊 四五二
安政三丙辰年大津仕切刺	玉尾舍	一綴	一〇三九	○大津相場		
安政三丙辰年諸方来翰刺	玉尾舍	一綴	一〇四〇	(於江戸表金銀出入之御触出ニ付大津穀相場気配状) 江戸御触書写共 木屋久兵衛・柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 (寛政九年) 九月一九日・二〇日・二四日		
安政三丙辰年書出しさし	玉尾氏	一綴	一〇四一	大津穀類初相場書		
安政四丁巳年大津仕切刺	玉尾舍	一綴	一〇四三			
安政四丁巳年諸方来翰刺	玉尾舍	一綴	一〇四三			
安政五戊午年大津仕切刺	玉尾舍	一綴	一〇四四			

○大坂相場帳

大坂相場帳	米屋藤左衛門	文政元年七月—文政二年二月	横長半	一冊	四〇一
大坂相場帳	文政三年		横長半	一冊	四〇二
大坂相場帳	文政四年		横長半	一冊	四〇三
大坂相場帳	文政五年		横長半	一冊	四〇四
大坂毎日相場帳	米屋藤左衛門	文政六年	横長半	一冊	四〇五
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	文政七年	横長半	一冊	四〇六
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	文政八年	横長半	一冊	四〇七
大坂相場帳	文政九年		横長半	一冊	四〇八
大坂相場帳	米屋藤左衛門	文政一〇年	横長半	一冊	四〇九
大坂相場帳	米屋藤左衛門	文政一一年	横長半	一冊	四一〇
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	文政一二年	横長半	一冊	四一一
(大坂相場帳)	玉尾藤左衛門	文政一三年	横長半	一冊	四一二
(大坂相場帳)	首欠 (天保二年 ^九)二月—二月		横長半	一冊	四一三
大坂相場帳	玉尾店	天保三年	横長半	一冊	四一四
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保四年	横長半	一冊	四一五
大坂相場帳	玉尾店	天保五年	横長半	一冊	四一六
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保六年	横長半	一冊	四一七
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保七年	横長半	一冊	四一八
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保八年	横長半	一冊	四一九
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保九年	横長半	一冊	四二〇

大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保一〇年	横長半	一冊	四二一
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保一一年	横長半	一冊	四二二
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保一二年	横長半	一冊	四二三
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保一三年	横長半	一冊	四二四
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保一四年	横長半	一冊	四二五
大坂相場帳	米屋藤左衛門	天保一五年	横長半	一冊	四二六
大坂相場帳	米屋藤左衛門	弘化二年	横長半	一冊	四二七
大坂相場帳	米屋藤左衛門	弘化三年	横長半	一冊	四二八
大坂相場帳	米屋藤左衛門	弘化四年	横長半	一冊	四二九
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	嘉永元年	横長半	一冊	四三〇
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	嘉永二年	横長半	一冊	四三一
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	嘉永三年	横長半	一冊	四三二
大坂相場帳	米屋藤左衛門	嘉永四年	横長半	一冊	四三三
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	嘉永五年	横長半	一冊	四三四
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	嘉永六年	横長半	一冊	四三五
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	嘉永七年	横長半	一冊	四三六
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	安政二年	横長半	一冊	四三七
大坂相場帳	玉尾藤左衛門	安政三年	横長半	一冊	四三八

○
 (堺屋又兵衛米相場報知添状) 木屋久兵衛宛
 二月三日
 (二月大坂有米勘定) 木久 玉卜宛 二月晦日
 一通 四三九
 一通 四四〇

(大坂米相場報知状) 木久 玉卜宛 二月七日 一通 三〇三
 堂島西極月相場書 (首欠) 河内屋善助 鎌屋利 一通 二五七
 助宛

○堂島氣配状

* (坂地米商人被打毀候模様様堂島より来信之写) 二通 二五九
 五月一四日—一五日(天明七年)

(大坂大家御買米被仰付候ニ付浜風説聞取報知 一通 一五九
 状) 木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 一二月四日(文
 化三年)

*文化四年丁卯正月吉日大坂表御買米被仰付候 一通 二五五
 軒別之覚

廿九日之大坂場面之内状写 木屋久兵衛 文政 一通 一六三
 三年五月

(諸国水難ニ付大坂・大津米相場氣配状) 木屋 七通 一六七
 久兵衛・柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 五月二四日
 一—二八日

(当夏西国筋不順ニ付浜方氣配之儀大坂より来状 三通一紙 二五三
 写) 木屋久兵衛宛 九月二四日—一九日

(五月四日大坂表米仲買共江被仰達之趣報知 一通 二五五
 状) 木屋久兵衛・庄七 玉尾藤左衛門宛 五月八
 日(天保五年)

* (九藏別段廻米申達候ニ付米仲買共売買心得之 一通 二五四
 儀浜方触状写) 年行司 五月一〇日(天保五年)

(於西御役所米方年行司被召呼不実之売買無之 一通 二五九
 様被仰渡之趣大坂より申来_レ写) 一〇月(天保八
 年)

大坂来状写(一昨日茶屋町不残取払之町触并米 一通 二六三
 方年行司御召出之儀ニ付同地氣配状) (天保一
 三年八月)

(此度御株札御差留ニ付被仰渡御請証文写) 堂 一通 二五九
 島米方年行司・兩替屋共 御奉行所宛 天保一三年八
 月一六日
 丑九月十八日出大坂状之写 (当年諸国作割之見 一通 二五七
 込) 鎌五郎 丑九月

(堂島相場氣配状刺) 長崎屋与八 大津木屋久兵 一綴 一七
 衛宛 (天保一三年頃)

* (当年関東水難・上方大風ニ付諸方様子聞書 横長美 一綴 二五五
 写) 丙午七月十五日出堂島某・同七月七日出下総
 国取手町某店 (弘化三年)

(堂島相場氣配状刺) 長崎屋与八 大津木屋久兵 一綴 一七
 衛宛 正月晦日—四月二日(嘉永五年)

(堂島相場氣配状刺) 長崎屋与八 木屋久兵衛宛 一綴 一七
 正月一三日—三月二三日(嘉永六年)

(堂島相場氣配状刺) 長崎屋与八 木屋久兵衛宛 一綴 一七
 三月二四日—九月二八日(安政元年)

(堂島相場氣配状刺) 長崎屋与八 木屋久兵衛宛 一綴 一七
 一〇月一十九日—二月二日(安政元年)

(堂島相場氣配状) 長崎屋与八 木屋久兵衛宛 一卷 一六
 三月二八日—四月二日

(堂島相場氣配状) 断簡 長崎屋与八 木屋久兵 一綴 二九
 衛宛

○江戸相場

宇都宮田中佐兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 一一 一通 二〇
 月五日(寛政六年)

* 江戸小網町三丁目長谷川店相場状 宇都宮奈良 一通 二〇
 屋与兵衛宛 七月五日(寛政八年) (同年七月八日
 付鏡村玉尾了内・藤左衛門・新藏宛玉尾与兵衛書状
 同封)

*江戸堀江町四丁目川村平右衛門相場状 奈良屋与兵衛宛 七月五日(寛政九年^九)〔同年七月八日付玉尾了円・藤左衛門・新藏宛宇都宮玉尾与兵衛書状同封〕

一通 二〇四

*庚申八月十五日江戸穀類相場書 〔寛政二二年八月一日付玉尾藤左衛門・新藏宛宇都宮玉尾与兵衛書状同封〕

一通 二二七

*宇都宮石塚文右衛門・直次郎年始賀状 (穀類初相場状添) 玉尾藤左衛門宛 正月七日(文化二二年^九)

一通 二三五

宇都宮石町石塚文右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 一〇月九日(文化二年)

一通 二五九

*宇都宮荒物屋新右衛門書状 年始賀状同封 玉尾藤左衛門宛 正月九日(文化四年)

二通 二九〇

*宇都宮荒物屋新右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 三月一九日(文化四年)

一通 二九七

*宇都宮荒物屋新右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 九月八日・一〇月八日(文化四年)

四通 二八二

江戸堀江町三丁目柏屋伝右衛門店九月廿五日・十月五日相場状同封

四通 二八二

*荒物屋新右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 一〇月一九日(文化四年)

二通 二七五

江戸堀江町三丁目柏屋伝右衛門十月十五日相場状同封

一通 二八〇

*江戸石橋栄次郎店相場状 奈良屋与兵衛宛 一〇月五日(文化四年)〔同年一月九日付玉尾藤左衛門・藤藏宛宇都宮玉尾与兵衛書状同封〕

一通 二八〇

*崎尾新右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 一〇月九日(文化五年)

一通 二三〇

*宇都宮店奈良屋源兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 一二月一九日(文化五年)

一通 二三六

*宇都宮石塚直次郎書状 兵右衛門死去之悔状同封 玉尾藤左衛門宛 一二月二五日(文化五年)

二通 二二七

*宇都宮崎尾新右衛門書状 年始賀状共 玉尾藤左衛門宛 正月一七日(文化八年)

一通 二〇六

*宇都宮店奈良屋源兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 九月二九日(文化八年)

三通 二四二

九月二五日付江戸久住与次郎店相場状・十月三日付石橋栄次郎店御張紙之写同封

首欠一通 三〇四

江戸相場報知状 石橋弥七郎 木屋久兵衛宛 三月六日

米穀 〔「諸状割」・「相場」〕

米穀 〔「魚肥」・「運送問屋」〕

永代藏

横四半 一冊 三〇五

御舛帳 鏡山玉尾氏 天保一三年極月

横四半 一冊 二五三

〇買付

米買請帳 (元文元一三年)

横長半 一冊 三〇

*〔七里村定用金差支ニ付御藏米前売一札〕 同村庄屋勘左衛門書状并受取書共 鏡村仲藤左衛門宛 明和元年九月

四通 三三三

*七里村要用金借用証文(松尾早稲米前売証文) 同村庄屋勘左衛門添状共 鏡銀主藤左衛門宛 明和二年七月

三通 三三三

*〔入町村納米落札代金請取書〕 入町村庄屋吉左衛門 鏡村米屋藤左衛門宛 文政二年一〇月 〔戊寅正月未十二月迄〇取手さし〕の印

一通 八〇九

*〔入町村庄取替返銀請取手形〕 入町村庄屋吉左衛門 鏡村藤左衛門宛 (文政二六年)〔同七〕

一通 八〇九

*御藏糯米代金書出し 小堤村庄屋小三郎 鏡米屋藤左衛門宛 文政二・同三・同六年 (同上) 三通 (六宛)

* (篠原納米百五拾俵問屋出し切手) 江頭千鶴屋与八郎 鏡村千鶴屋藤左衛門宛 文政六年二月 (同上) 一通 (六宛)

(水口米代金之内請取覽) 東山上村平右衛門 玉尾藤左衛門宛 一〇月晦日 一通 三頁

(西横関村御蔵米浜下ケニ付口上) 西横関村庄屋源左衛門 鏡仲藤左衛門宛 辰二月 一通 三頁

○飯米壳

(清水重右衛門方江仕送り飯米代銀滞り願書案) 鏡村米屋藤左衛門 遠藤嘉左衛門宛 明和九年八月 四通 三三頁

野洲村遠藤嘉左衛門書状(飯米仕送り依頼) 玉尾藤左衛門・藤四郎宛 (天明七年) 一綴 (一〇通) 三三頁

○大津取引

俵物仕切通 米屋孫兵衛 玉尾藤左衛門宛 天明三年 横長半 一冊 一六頁

俵物仕切通 米屋孫兵衛 玉尾藤左衛門宛 天明四年 横長半 一冊 一六頁

鏡村藤左衛門書状案(当春ノ米指引仕切表間違一条) 同人書出し扣共 米屋孫兵衛・仁兵衛宛 一二月九日 横長半 一冊 三三頁

俵物仕切通 米屋孫兵衛 玉尾藤左衛門宛 巳正月 横長半 一冊 一七頁

(已差引通) 米屋孫兵衛 玉尾藤左衛門宛 横長半 一冊 一六頁

米屋孫兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 七月晦日(天明五年) 一通 二五頁

(已年分壳米算用書出し) 藤左衛門 米孫宛 午三月改 一通 三三頁

俵物通 米屋孫兵衛 玉尾藤左衛門宛 午年 横長半 一冊 一六頁

俵物之通 米屋孫兵衛 玉尾藤左衛門宛 未正月 横長半 一冊 四六頁

俵物通 大津元会所町柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化元年正月 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津元会所町柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化九年正月 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化九年春 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津元会所町柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化一二年正月 横長美 一冊 四六頁

俵物通 木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化一一年秋 横長美 二冊 四六頁

俵物通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化一四年春 横長美 一冊 四六頁

俵物金銀取渡通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文化一四年秋 横長美 一冊 四六頁

俵物差引通 大津元会所町柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政二年正月 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政二年春 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政六年秋 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政八年春 横長美 一冊 四六頁

俵物通 大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政九年春 横長美 一冊 四六頁

俵物通 一一年秋	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政	横長美	一册	四六〇
俵物通 天保六年正月	大津元会所町柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛	横長美	一册	二四九
(柴屋惣兵衛勘定尻書出し) 申一二月(天保七年カ)	玉尾藤左衛門宛		一通	二四三
(十一月限熊川米仕切書) 左衛門宛 申二月	柴屋惣兵衛 玉尾藤		一通	二四三
俵物差引通 天保八年正月	鍵屋五郎左衛門 玉尾藤左衛門宛	横長美	一册	二四三
俵物通 正月	柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 天保九年	横長美	一册	二四三〇
俵物通 三年春	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 嘉永	横長美	一册	二四三五
俵物通 四年正月	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 嘉永	横長美	一册	二四六
俵物差引通 永五年春	大津鍵屋利助 玉尾藤左衛門宛 嘉	横長美	一册	二四四五
俵物通 七年春	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 嘉永	横長美	一册	二四七
俵物通	大津鍵屋利助 玉尾氏宛 安政元年秋	横長美	一册	二四八
俵物通 四年秋	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 安政	横長美	一册	二四八
俵物通	大津鍵屋利助 玉尾氏宛 万延元年春	横長美	一册	二四七
差引通 年秋	大津鍵屋利助 玉尾藤左衛門宛 万延元	横長美	一册	二四八
俵物通 年春	大津鍵屋利助 玉尾藤左衛門宛 文久三	横長美	一册	二四九
俵物通 年春	大津鍵屋利助 玉尾藤左衛門宛 元治二	横長美	一册	二四五〇
(江戸積米算用書) 文化九年八月・同年九月	木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛		二通	二六四
(正・のべ米買付差紙) 子二月	木屋久兵衛店 (文政頃)		一卷	一六七
(買付米差紙) 子二月	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛		一通	二四三
戊子九月朔日差引目録 藤左衛門宛(文政二年)	大津木屋久兵衛 玉尾		一通	二四二
(延米限月差引書) 門宛(文政一一一 天保四年)	大津木屋久兵衛 玉尾藤左衛		一册	二四三
(沢米并のべ米買注文仕切書状) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 七月四日(文政一三年)	木屋久兵衛		三通	一三九
七月七日・八日大津問屋来状(沢米・延米壳埋・藤左衛門為登米壳松報知并但馬山津波之風聞書)木久・柴惣 玉尾藤左衛門宛(文政二三年カ)			六通	一六九
六月限米仕切目録 丑七月一日	木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛		一通	一六八
三月限米仕切目録 卯四月一日	木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛		一通	一六九
六月限米仕切目録 卯七月朔日	木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛		一通	一五二
大坂取次十月限加賀帳合米仕切目録 玉尾藤左衛門宛	木屋久兵衛		一通	一六四
十一月限米仕切目録 十二月二日	木屋久兵衛 玉尾藤左衛門		一通	一六五

(延物限月勘定書) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛
申六月(天保七年) 一通 二四三

(三月限熊川米買付差紙) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 子二月二日 一通 二四〇

(子年延物差引目録) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 子一月 一通 二四三

(丑三月限熊川米差引書) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 子二月 一通 二四七

(丑三月限新米目録) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 丑三月 一通 二四三

(丑年延物差引目録) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 丑九月 一通 二四三

(子霜月限目録) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 戊子二月一日(文政二年カ) 一通 二四三

(丑霜月限新米目録) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 丑九月一日 一通 二四四

(寅三月限米差引目録) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 庚寅正月七日(天保元年カ) 一通 二四三

(寅一月限米仕切目録) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 庚寅八月四日(天保元年カ) 一通 二四六

(寅一月限米差引) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 (天保元年カ) 一通 二四七

(卯一月限熊川米仕切目録) 鍵屋佐七 玉尾藤左衛門宛 亥卯一〇月二八日(天保二年) 一通 二四五

鍵屋佐七書状(十一月限米壳埋之報知) 玉尾藤左衛門宛 七月六日 一通 二四〇

(六月限熊川米買口・壳埋差紙) 鍵屋五郎左衛門 玉尾藤左衛門宛 卯三月 三通 二六七

(熊川米卯六月限目録) 鍵屋五郎左衛門 玉尾藤左衛門宛 卯五月二〇日 一通 二六〇

卯六月限・霜月限熊川米仕切目録 鍵屋五郎左衛門 玉尾藤左衛門宛 卯七月(天保二年カ) 一通 二六三

米仕切目録 鍵屋五郎左衛門 玉尾藤左衛門宛 子三月二〇日 一通 二四五

丑霜月限目録 鍵屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 丑九月 一通 二四四

(二月限熊川米うり口差紙) 鍵屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 丑二月 三通 二七一

(延沢米七月限仕切目録) 鍵屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 寅七月晦日 一通 二四三

米仕切目録 鍵屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 寅八月二日 一通 二四五

米仕切目録 大津鍵屋利助 玉尾藤左衛門宛 西六月二三日・亥七月一七日 二通 二四五

(米仕切目録) 大津鍵屋利助 玉尾藤左衛門宛 子八月六日(元治元年カ) 一通 二四五

(柴屋惣兵衛買請之米代銀年賦証文案紙) 柴屋惣兵衛書状(十一月限熊川米壳払報知) 玉尾藤左衛門宛 七月六日 一通 二四一

長谷川久兵衛・同久藏書状〔木屋久助事久兵衛襲名并同店久藏別宅祝儀礼状〕玉尾藤左衛門宛。六月一八日・同二〇日(文化五年) 二通 二五五

(新金小判・杓歩判雛形送り状) 木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 文政二年九月 一枚 二六五

大津木屋久兵衛店用書状 玉尾藤左衛門宛 五通 二七〇

大津柴屋惣兵衛店用書狀 玉尾藤左衛門宛	三通	二四四
鍵屋五兵衛書狀〔鍵屋五郎左衛門名前米店再開ニ付挨拶〕玉尾藤左衛門宛 八月二十五日	一通	三七
鍵屋五兵衛書狀〔鍵屋五郎左衛門名前米店取引ニ付〕付、玉尾為登米受取覚・同店印鑑二葉同封 玉尾藤左衛門宛 子正月八日	二通 二葉	三五元
大津鍵屋五郎左衛門店用書狀 玉尾藤左衛門宛	六通	三〇六
大津上京町鍵屋〔中村〕利助店用書狀 玉尾藤左衛門宛〔慶応一明治初年〕	五〇通	三〇九
大津米屋和三郎店用書狀 玉尾藤左衛門宛〔明治初年カ〕	九通	三二
大津木屋〔長谷川〕久兵衛店用書狀 玉尾藤左衛門宛〔幕末一明治初年〕	一七通	三〇六
大津木屋保次郎店用書狀 玉尾藤左衛門宛	三通	三三
大津米屋幸助〔利助〕店用書狀 玉尾藤左衛門宛	二通	三三〇
○大津蔵屋敷		
*永代蔵	横四半	
仕方帳 若狭蔵 文政九年三月	一冊	三〇五
(若州蔵調達講仕法覚書) 戌六月	一冊	三二六
(若州小浜藩借財取計向改革ニ付諸返済向五ヶ年年延之儀御頼談書)〔文政一二年〕	一通	三三六
(若狭蔵借物無利足七十七ヶ年賦之御頼談一件木屋久兵衛報知書類)〔丑二月一寅七月〕	四通	三〇七
(借財濟口元利共五ヶ年之内年延之儀頼談書)〔敦賀酒井氏〕〔銀主中宛カ〕 文政一二年カ	一通	三九元

魚肥〔↓諸状刺・「相場」運送問屋〕		
(箇物仕入帳)〔米藤〕宝曆一一年以降	横美半	尾欠一冊 七六
箇物仕入帳 米藤 安永三一寛政九年	横美半	尾欠一冊 七六
(田中江十林寺村百姓源七ヶ鏡村藤左衛門江掛ル笹目干鰯壳渡違約出入一件) 安永三年二月一同年一月	横長半	一冊 三三三
干鰯米之通 藤左衛門 岡屋村庄助宛 寛保三年	横半半	一冊 七三
(干鰯米之通) 鏡村米屋藤左衛門 入町村吉平宛 寛政一二年	横美半	一冊 一五八
(干鰯米之通) 鏡山米屋藤左衛門宛 岡屋村善五郎宛 寛政一二年五月	横美半	一冊 一五九
(亥十二月元利并米代金差引算用書控) 藤左衛門 井上新助宛 子極月		一通 一六九
*〔古白子間違之分請取書〕 江頭干鰯屋与八郎 玉尾藤左衛門宛 文政二年七月 〔戌寅正月カ未十二月迄切手カ〕の内		一通 一六九
*越前敦賀加賀屋宗助仕切目録 玉尾藤左衛門宛 文政二年三月一同六年一〇月〔同上〕		一六通 一六九
(七里村久左衛門殿分金子請取書) 近江屋代九兵衛 鏡藤左衛門宛		一通 三三
○干鰯屋仲間		
(八幡表寄合之儀ニ付江頭組干鰯屋仲間廻札写 餅干鰯高直ニ付敦賀問屋江談判一条八幡干鰯屋仲間行司書状写添) 江頭村与八郎・藤九郎 田中江・仁保町・留波町・紺屋町・鏡山・江頭干鰯屋中宛 二月一五日〔享和元年カ〕		二通 一五四
(当年白子直段之儀敦賀表江四郡仲間惣代懸合ニ付調印一条江頭組廻札写) 行事惣右衛門・五左衛門 御仲間中宛 享和元年六月		一通 一五五

(敦賀^ル為登荷物語懸^リ歩引一条大浦問屋^ル申越之儀江頭組干鰯屋仲間順達^テ寫) (江頭組行司作右衛門他一)〇名宛 文化一四年九月 一通 一五九六

(無株取引為取締仲間印名前問合之儀敦賀買問屋中^ル申入ニ付江頭組行司通達^テ寫) 塩屋新兵衛・堤茂兵衛・玉尾藤左衛門宛 寅七月一八日(文政元年) 一冊 一五七七

肥物仲間記録之寫 湖東江頭組 文政一二年五月ヨリ 一冊 三二八四

江州六郡干鰯屋仲間拝借一件留 天保七年六月 半 一冊 三二八五

干鰯屋仲間拝借銀諸用累歲帳 天保七年六月 横長半 一冊 三二八六

(京都御役所御役人調) (天保九年) 横長半 一冊 三二九六

干鰯屋仲間印名前附 ①米藤 弘化三年八月改 横長半 一冊 三二八七

江州五郡干鰯屋中拝借一件留 ①米藤・弘化三年八月 半 一冊 三二八八

干鰯屋仲間印名前附 横長半 一冊 三二八九

(江劬干鰯屋仲間印名前附) 横長半 一冊 三二九〇

運送問屋 (↓諸狀刺・「米穀」・「魚肥」)

(俵物出入之覚) 惣右衛門 藤左衛門宛 (延享三年) 横長半 一冊 三五

通 江頭村問屋太郎三郎 入町吉左衛門宛 文化元年一月 横長半 一冊 一六〇〇

乙丑冬俵物請取通(鏡藤左衛門入) 江頭問屋幸右衛門 入町村小左衛門宛 (文化二年) 一冊 一六〇二

乙丑冬俵物請取通(鏡藤左衛門入) 江頭問屋幸右衛門 入町村吉左衛門宛 (文化二年カ) 一通 一六〇三

* (瓦送り切手) 江頭問屋太郎三郎 鏡玉尾藤左衛門宛 寅七月七日(文政元年) (戌寅正月未十二月迄切手^シ)の内 一通 一八〇九

* 山中問屋橋詰作兵衛鯉肥荷物駄賃目録 玉尾藤左衛門宛 文政二年五月一同年一月 (同上) 三通 一八〇〇

* 江頭問屋惣右衛門書出し 鏡藤左衛門宛 卯極月(文政二年) (同上) 一通 一八〇〇

* 簡物附送り切手 江頭太郎三郎他 (文政二十三年) (同上) 一綴 一八〇九

* 塩津中村佐右衛門鯉荷駄運賃書出し 玉尾藤左衛門宛 文政二年五月一同年八月 (同上) 二通 一八〇七

* 塩津河儀孫十郎書出し目録 鏡玉尾藤左衛門宛 文政二年一二月一同年四月 (同上) 三通 一八〇六

* (干鰯・数子送り切手) 江頭問屋太郎三郎 玉尾藤左衛門宛 卯一二月(文政二)・巳正月(文政四年) (同上) 二通 一八〇六

* (納糯米請取切手) 江頭問屋幸右衛門 玉尾藤左衛門宛 (文政一十六年) (同上) 五通 一八〇〇

* 山中問屋伊原弥右衛門鯉荷駄賃目録 鏡玉尾藤左衛門宛 文政三年九月一同年一月 (同上) 二通 一八〇四

* 山中問屋奈良屋多郎右衛門鯉荷駄賃目録 鏡玉尾藤左衛門宛 文政三年九月一同年二月 (同上) 一〇通 一八〇五

* (小堤村納糯米請取) 江頭村問屋幸右衛門 小堤村役人宛 文政三年一月一同年九月 (同上) 二通 一八〇三

荷物米出入通 江頭村問屋惣右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 文政三年 横長半 一冊 一七〇四

荷物米之通 江頭村問屋惣右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 文政五年 横長半 一冊 一七〇五

*角屋又七駄賃書出し 鏡藤左衛門宛 一二月四日 (文政五年カ) (戊寅正月々末十二月迄⑥切手さし)の内	一通	八〇
荷物米出入通 江頭問屋惣右衛門 鏡玉尾藤左衛門宛 文政六年	一冊	七六
荷物米穀通 江頭村問屋宗右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 文政八年	一冊	七七
荷物米穀通 江頭村問屋惣右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 文政九年	一冊	七八
荷物米穀通 江頭問屋宗右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 文政一〇年	一冊	七九
(江頭問甚書出し) 鏡村玉尾藤左衛門宛 午七月	一通	三〇
俵物之通 問新 玉尾藤左衛門宛 丁未年	一冊	三三
俵物之通 問屋新介 玉尾藤左衛門宛 申正月	一冊	三四
俵物通 田中江問屋新介 玉尾藤左衛門宛 酉年	一冊	三五
戌年俵物之通 田中江問屋新介 玉尾藤左衛門宛	一冊	三六
未年俵物之通 田中江問屋新介 玉尾藤左衛門宛	一冊	三七
丑年鯉白子出入通 田中江問新 玉尾藤左衛門宛	一冊	三八
通 田中江問屋利兵衛 鏡村玉尾藤左衛門宛 酉年 (墨付なし)	一冊	三九
田中江問新書出し 鏡玉尾藤左衛門宛 午七月	一通	四〇
田中江問屋利兵衛書出し 玉尾藤左衛門宛 未 一二月・午七月・同一二月	三通	四一
(山の上浅右衛門殿納米式俵受取書) 江頭惣左衛門 鏡藤左衛門宛 寅一二月六日	一通	四二
(納米売上書) 江頭村問屋三郎右衛門 鏡藤左衛門宛 卯一二月他	三通	四三

(荷為替手形) 田中江村問屋源内 鏡村藤左衛門宛 申四月二〇日	一通	一〇三
(鯉掛り物銀請取書) 塩津中村左右衛門代利兵衛 鏡藤左衛門宛 卯六月 (田満院門跡寄付講拝借一件書類) 上包紙背	一通	一〇三
油取引		
(天保八申年米油方差引銀滞三付一札) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛 天保二三年四月	一通	一〇四
(延油七月限仕切目録) 木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 寅八月一日	一通	一〇四
(寅極月延米・延油惣差引) 柴屋惣兵衛 玉尾藤左衛門宛	一通	一〇六
(十一月限油差引書) 木屋久兵衛 玉尾藤左衛門宛 巳一二月朔日	一通	一〇六
薬種		
小西九兵衛商用書状 木屋久兵衛宛 文化五年四月一日	一通	一〇三
*文化五戊辰年菜種相場入 (九千斤物太楓子売端書) 付唐薬種相場書 小西九兵衛 木屋久兵衛宛 文化八年七月	一綴	九〇
十月限諸うり分仕切 小西九兵衛 木屋久兵衛宛 辰一二月(文政三年)	一通	一〇三
(三月限出嶋御買分仕切書) 買分帳付案内書 共 日野屋佐兵衛 木屋久兵衛宛 五月(文政四年)	二通	一〇三
(六月限針丹御買分仕切書) 小西九兵衛 木屋久兵衛宛 文政六年七月	一通	一〇四
(十月限大銘丁子売端書) 日野屋佐兵衛 木屋久兵衛宛 寅一〇月晦日	一通	一〇五

(十月限大銘丁子壳端書) 小西九兵衛 木屋久兵衛宛 寅二月朔日

(日野左口六月限分限日差引覚)

(唐葉種相場狀綴) 小西九兵衛・日野屋藤助 木屋久兵衛・玉尾藤左衛門宛 (文化七―一二年)

玉尾藤左衛門書狀控(葉方貫注文) 木屋久兵衛宛 三月一六日付

(伊勢真珠内金請取書) 葉屋甚兵衛 一〇月二一日付

(蕪木広東人參已來持渡方之儀ニ付唐商方申出ル書付和解写)

市橋氏御勝手方御用

*御勝手方役被仰付之御諸用覚 玉尾藤左衛門親徳 (天保二―嘉永三年)

文政六未年天保三辰年迄十ヶ年之間見積リ改見 玉尾氏

*天保三壬辰年御用方狀刺 玉尾氏

*天保四癸巳年御用方狀刺 玉尾氏

*天保七丙申年御用方狀刺 玉尾氏

(御勝手御入用之内江預リ金証文) 久郷藤右衛門・大梁弥兵衛・飯島利兵衛・竹村猪兵衛・村善兵衛・源兵衛他一〇名宛 天保一三年二月

(当暮御勝手方御入用之内江預リ金証文) 玉尾藤左衛門 山組庄兵衛宛 天保一四年二月

*御用方狀刺 玉尾 弘化二年四月―同年二月

一通 二六六

一通 二七〇

一綴 二九二

一通 二六五

一通 二六六

一通 二五三

一冊 二〇四

一冊 二〇七

一綴 二〇五

一綴 二〇五

七通 三三〇

一通 三三二

一綴 二〇〇

* (御用方狀刺) 断簡 弘化二年他

*御用方狀刺 玉尾 弘化三年

*御用方狀刺 玉尾 弘化四年

*御用方狀刺 玉尾 弘化五年(嘉永元年)

*御用方狀刺 玉尾 嘉永二年

*御用方狀刺 玉尾 嘉永三年

*御用方狀刺 玉尾 嘉永四年

*御勝手方被仰付候諸用覚 玉尾藤左衛門親義 (嘉永四―慶応二年)

(諸荷物運送問屋御用引請ニ付差上一札) 田中江村問屋新助・後見引請丸屋善四郎他 市橋様御勝手方役人中宛 嘉永四年九月

御領分御払米落札留帳 玉尾藤左衛門 嘉永四年

殿様御在座御殿献上之覚 嘉永五年正月

*下側御領中積金講帳 御勝手方 (嘉永五―慶応二年)

*御用方狀刺 嘉永五年

*御用方狀刺 玉尾舎 嘉永六年

殿様御在府御殿献上之覚 嘉永六年正月

御用方金子請取通 竹村猪三郎 小沢七兵衛・玉尾藤左衛門宛 嘉永六年

*御用方狀刺 玉尾舎 嘉永七年

*御用方狀刺 安政二年

*御用方狀刺 玉尾舎 安政三年

一綴 二〇九二

一綴 二〇八一

一綴 二〇八二

一綴 二〇八三

一綴 二〇八四

一綴 二〇八五

一綴 二〇八六

一冊 二〇四四

一通 三三三

一冊 七九七

一冊 二〇五五

一冊 四二

一綴 二〇六七

一綴 二〇六八

一綴 二〇五六

一冊 七六六

一綴 二〇六九

一綴 二〇七〇

一綴 二〇七一

*御用方状刺 玉尾舎 安政四年

*御用方状刺 玉尾氏 安政五年

御用方御触書之写 御勝手方玉尾藤左衛門 (安政六一明治四年)

横美半

一綴 一〇七三

(運送御用引請ニ付差上一札) 蒲生郡常楽寺村運送問屋右馬次郎 市橋宍岐守様御勝手方役人中宛 万延元年九月

一通 三三四

(諸荷物運送御用引請ニ付差上一札) 八幡幸門徳右衛門 市橋宍岐守様御勝手方役人中宛 万延元年一〇月

一通 三三五

(当西年々向五ヶ年御省略年限年延之儀被仰出御書付并領中村々請書之案紙) 酉六月(文久元年)

二通 三三三

(御収納米并諸荷物運送御用引請一札) 野洲郡江頭村問屋基右衛門 市橋宍岐守様御勝手方役人中宛 文久元年九月

一通 三三六

分限簿(市橋家々中) 御勝手方玉尾藤左衛門 文久三年正月改

美

一冊 二〇五

文久三亥年見積り御百姓方并借財高勘定書 小堀彦太夫

半

一冊 二〇三

(諸荷物運送御用引請ニ付差上一札案) 野洲郡江頭村問屋平左衛門 西大路藩潤計方役人中・市橋下総守様御勝手方役人中宛 慶応三年一〇月

一通 三三七

(御収納米運送切手印鑑差上書) 江州赤の井諸荷物送所山本太右衛門 御勝手御支配役人衆中宛 戊午年

一通 三三六

(当払米入札定書) 亥末九月

一通 三三〇

西大路市橋下総守様新御殿絵図

98x68

一枚 二〇五

(西大路藩治職制表)

一枚 三三三

新政府御用

(市橋下総守領分会計御基金御用御猶予之儀 京留守居役願書写) 市橋内天津氏 会計官役所宛 六月二五日(明治元年)

一通 三三三

(会計御基金御用ニ付市橋下総守領分之者共一時調達御猶予願書) 代兼竹村猪兵衛 大津県令役所宛 辰七月八日・九日(明治元年)

一通 三三四

(会計御基金調達御用之御切紙) 付、大津県令所差紙写 野洲郡鏡村藤左衛門宛 辰七月(明治元年)

二通 三三五

江州蒲生郡鏡村藤左衛門金札拝借証文 商法会所宛 明治元年九月

二通 三三六

家計 (商用ハ諸状刺V)

飯米

(飯米帳) 玉尾氏 (安永六一文政一〇年)

横美半 一冊 八七

俵物出入帳 米屋藤左衛門 嘉永七年

横美 一冊 八六

買物注文控

書出シ覚帳 山組藤左衛門 正徳三・享保九年

横長半 合一冊 八

(諸注文控帳) 多満尾 (文化二二年カ)

横長半 一冊 五〇

諸注文控帳 多満尾 文化二三年

横長半 一冊 四〇

諸注文控帳 玉尾 文化一四年

横長半 一冊 四二

諸色注文控 玉尾舎 文化一五年

横長半 一冊 四三

諸注文控帳 玉尾舎 文政六年

横長半 一冊 四三

諸注文控帳	玉尾舎	文政七年	横長半	一冊	四七四	諸注文控帳	玉尾	嘉永二年	横長半	一冊	四九六
諸注文控帳	玉尾家	文政一一年	横長半	一冊	四七五	諸注文控帳	玉尾	嘉永三年	横長半	一冊	四九七
諸注文控帳	玉尾舎	文政一二年	横長半	一冊	四七六	諸注文控帳	玉尾	嘉永五年	横長半	一冊	四九八
諸注文控帳	玉尾舎	文政一三年	横長半	一冊	四七七	諸注文控帳	玉尾	嘉永六年	横長半	一冊	四九九
諸注文控帳	玉尾舎	天保二年	横長半	一冊	四七八	諸注文控帳	玉尾舎	嘉永七年	横長半	一冊	五〇〇
諸注文控帳	玉尾	天保三年	横長半	一冊	四七九	諸注文控帳	玉尾舎	安政二年	横長半	一冊	五〇一
諸注文控帳	玉尾	天保四年	横長半	一冊	四八〇	諸注文控帳	玉尾舎	安政三年	横長半	一冊	五〇二
諸注文控帳	玉尾	天保五年	横長半	一冊	四八一	諸注文控帳	玉尾舎	安政五年	横長半	一冊	五〇三
諸注文控帳	玉尾	天保六年	横長半	一冊	四八二	諸注文控帳	玉尾舎	安政五年	横長半	一冊	五〇三
諸注文控帳	玉尾	天保七年	横長半	一冊	四八三	○					
諸注文控帳	玉尾	天保八年	横長半	一冊	四八四	木屋久兵衛書狀〔玉尾氏注文之脇差詔方一条〕					二通 二五六
諸注文控帳	玉尾	天保九年	横長半	一冊	四八五	玉尾藤左衛門宛 二月八日・同月二日〔文化五年〕					
諸注文控帳	玉尾	天保一〇年	横長半	一冊	四八六	木屋久兵衛書狀〔玉尾氏道中差指替被頼一条并右劔相見立取次狀〕					二通 二五〇
諸注文控帳	玉尾	天保一一年	横長半	一冊	四八七	玉尾藤左衛門宛 四月二二日・同月二七日〔文化五年〕					
諸注文控帳	玉尾	天保一二年	横長半	一冊	四八八	金銀出入帳					
諸注文控帳	玉尾	天保一三年	横長半	一冊	四八九	万覚帳 鏡村山組藤左衛門〔享保九一同一六年〕					一冊 一七
諸注文控帳	玉尾	天保一四年	横長半	一冊	四九〇	金銀出入帳 文化三年					横長美 尾欠一冊 四七
諸注文控帳	玉尾	天保一五年	横長半	一冊	四九一	金銀出入帳 玉尾藤左衛門 嘉永五年					横長美 一冊 四八
諸注文控帳	玉尾	弘化二年	横長半	一冊	四九二	金銀出入帳 玉尾藤左衛門 嘉永七年					横長美 一冊 四九
諸注文控帳	玉尾	弘化三年	横長半	一冊	四九三	書出し・送り状ほか〔諸狀刺七〕					
諸注文控帳	玉尾	弘化四年	横長半	一冊	四九四	〔麻糸大紐注文荷物送り状〕					一通 三三六
諸注文控帳	玉尾	弘化五年	横長半	一冊	四九五	玉尾藤左衛門宛 二月三日					
						〔反物代銀請取書〕					一通 三三三
						丁子屋善次郎 鏡村藤左衛門宛 未二二月七日					

(八尾むしろや市兵衛金子請取書) 鏡藤左衛門宛 卯二月二日

一通 三〇四

京都松坂屋字八書出し 入日記同封 玉尾庄五郎宛 十一月三日

二通 一六三

(赤銅鑄・目貫等代内金請取書) 藤屋庄兵衛藤左衛門宛 丑三月二日

一通 一八九

(鍛冶作料手間賃受取書) 村ノかじ嘉兵衛 玉尾藤左衛門宛 未二月・午二月

二通 三六五

(材木代銀勘定書) 江州田中江材木店紙屋善六 鏡藤左衛門宛 午極月

一通 三六六

(諸買物・諸払代書出し) 玉尾藤左衛門宛

一綴 三六一

(御注文之品々御届添状) 刃店(小梶氏) 九月一日

一通 二六六

刃書出し ①宛 九月一日

一通 一六〇三

通帳

未年油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (天明七年)

一冊 七〇八

油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 戊申(天明八年)

一冊 七〇九

酉年油之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (寛政元年)

一冊 七一〇

戌年油之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (寛政二年)

一冊 七一一

油預り之通 新在家彦八 鏡藤左衛門宛 寛政五年

一冊 七三三

油預り之通 新在家彦八 鏡玉尾藤左衛門宛 寛政八年

一冊 七三三

油預り之通 新在家彦八 鏡玉尾藤左衛門宛 寛政一〇年

一冊 七四

油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 享和元年

一冊 七五

油御預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 文化五年

一冊 七六

油預り通 新在家彦八 鏡玉尾藤左衛門宛 文化一二年

一冊 七七

油預り之通 新在家彦八 鏡山玉尾藤左衛門宛 文政三年

一冊 七八

油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 文政一〇年

一冊 七九

子年油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (文政一一年)

一冊 七〇

丑年油之通 新在家彦八 鏡玉尾藤左衛門宛 (文政一二年)

一冊 七三

寅年油之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (天保元年)

一冊 七三

巳年油之通 新在家彦八 鏡玉尾藤左衛門宛 (天保四年カ)

一冊 七三

午年油之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (天保五年カ)

一冊 七四

丑年油之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (天保一二年カ)

一冊 七五

油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (弘化四年カ)

一冊 七六

油預り之通 新在家彦八 鏡村玉尾藤左衛門宛 (嘉永五年)

一冊 七九

油預り之通 (嘉永六年カ)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寛政五年	横半半	一册	六七〇
油預り之通 申七月	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寛政六年	横半半	一册	六七七
油預り之通 西七月	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寛政七年	横半半	一册	六七六
油預り之通 亥年	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寛政八年	横半半	一册	六七三
油預り之通 七月	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政九年	横半半	一册	六七三
油預り之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政十年	横半半	一册	六七三
万之通	新在家彦八	鏡藤左衛門宛	寛政五年	横半半	一册	六七六
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政六年	横半半	一册	六七六
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政七年	横半半	一册	六七〇
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政八年	横半半	一册	六七〇
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政九年	横半半	一册	六七〇
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政一〇年	横半半	一册	六七三
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	寛政一一年	横半半	一册	六七四
万之通 二年	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寛政一二年	横半半	一册	六七五
万之通 政二三年	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寛政一三年	横半半	一册	六七六

万之通 化二二年カ)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	亥(文)	横半半	一册	六七七
万之通 一四年カ)	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	丑(文化)	横半半	一册	六七六
万之通 政元年カ)	新在家彦八	鏡山玉尾藤左衛門宛	寅(文)	横半半	一册	六七六
万之通 政二年カ)	新在家彦八	鏡山玉尾藤左衛門宛	卯(文)	横半半	一册	六七〇
万之通 政三年カ)	新在家彦八	鏡山玉尾藤左衛門宛	辰(文)	横半半	一册	六七〇
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	巳年	横半半	一册	六七三
万之通 五年)	新在家彦八	鏡山玉尾藤左衛門宛	(文政)	横半半	一册	六七三
万之通	新在家彦八	鏡山玉尾藤左衛門宛	未年	横半半	一册	六七四
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	申年	横半半	一册	六七五
万之通	新在家彦八	鏡玉尾藤左衛門宛	文政八年	横半半	一册	六七六
万之通	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	文政九年	横半半	一册	六七七
万之通 政一〇年)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	亥(文)	横半半	一册	六七六
万之通 政一一年カ)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	子(文)	横半半	一册	六七六
万之通 政一二年カ)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	丑(文)	横半半	一册	六七〇
万之通 保元年カ)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	寅(天)	横半半	一册	六七一
万之通 保二年)	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	卯(天)	横半半	一册	六七二

万之通 保三年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	辰(天)	横半半	一冊	六三	万之通 六年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(嘉永)	横半半	一冊	六八
万之通	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	巳年	横半半	一冊	六四	万之通 元年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(安政)	横半半	一冊	六九
万之通	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	午年	横半半	一冊	六五	万之通 二年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(安政)	横半半	一冊	七〇
万之通 保六年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	未(天)	横半半	一冊	七〇	万之通 三年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(安政)	横半半	一冊	七一
万之通	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	申年	横半半	一冊	六一	万之通 四年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(安政)	横半半	一冊	七二
万之通 保八年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	酉(天)	横半半	一冊	六七	万之通 五年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(安政)	横半半	一冊	七三
万之通 保九年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	戌(天)	横半半	一冊	六八	万之通 断簡	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(安政)	横半半	一冊	七四
万之通 一〇年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(天保)	横半半	一冊	六九	(万之通)	断簡	新在家彦八	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	七五
万之通 一二年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(天保)	横半半	一冊	七〇	万之通	新在家彦八	鏡村玉尾兵右衛門宛	文化五	横半半	一冊	七五
万之通	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	巳年	横半半	一冊	六一	万之通	新在家彦八	鏡山玉尾兵右衛門宛	寅年	横半半	一冊	七六
万之通 四年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(弘化)	横半半	一冊	六二							
万之通	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	中(嘉)	横半半	一冊	六三							
万之通 二年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(嘉永)	横半半	一冊	六四	通	八幡寺町納屋安兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	申	横半半	一冊	七八
万之通 三年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(嘉永)	横半半	一冊	六五	通	八幡寺町納屋安兵衛	玉尾藤左衛門宛	亥(嘉)	横半半	一冊	七九
万之通 四年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(嘉永)	横半半	一冊	六六	通	八幡寺町納屋安兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	子	横半半	一冊	八〇
万之通 五年 ^カ	新在家彦八	鏡村玉尾藤左衛門宛	(嘉永)	横半半	一冊	六七	通	八幡寺町納屋安兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	丑	横半半	一冊	八一

紙之通 八幡水原町寺村屋店 鏡村藤左衛門宛 辰正月	横半半	一册	五〇九
御通 諸紙類卸小売八幡水原町寺村屋店 鏡玉尾藤左衛門宛 午正月〔墨付なし〕	横半半	一册	五二〇
万之通(灰代) 薬屋九左衛門 玉尾藤左衛門宛 亥正月	横半半	一册	五二一
万之通 薬屋九左衛門(鏡山藺田氏) 玉尾藤左衛門宛 子正月	横半半	一册	五二二
万之通 かさや利介 鏡玉尾藤左衛門宛 丑・寅・午・巳年〔墨付なし〕	横半半	四册	五二三
通(呉服太物) 仁保かせ屋半右衛門 鏡玉尾藤左衛門宛 文政七年	横半半	一册	五二九
御通 仁保町絆屋半右衛門 玉尾藤左衛門宛 丑年(文政一二年カ)	横半半	一册	五三一
呉服太物之通 仁保かせ屋半右衛門 玉尾藤左衛門宛 乙巳正月(弘化二年)	横半半	一册	五三〇
呉服太物通 江頭絆屋与次右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 亥巳正月(天保一二年)	横半半	一册	五三三
呉服太物之通 江頭絆屋与治右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 甲辰正月(弘化元年)	横半半	一册	五三三
呉服太物之通 江頭絆屋与次右衛門 鏡山玉尾藤左衛門宛 乙巳正月(弘化二年)〔墨付なし〕	横半半	一册	五三四
呉服太物通 仁保絆屋久兵衛 鏡玉尾藤左衛門宛 安政一年	横半半	一册	五三七
呉服太物并悉皆通 江頭みの屋久兵衛 鏡玉尾藤左衛門宛 子正月	横半半	一册	五五五
呉服太物并悉皆通 江頭みの屋久兵衛 鏡玉尾藤左衛門宛 午正月〔墨付なし〕	横半半	一册	五五六
通 糸屋十兵衛 玉尾藤左衛門宛 辰年	横半半	一册	五五五
呉服太物通 いと屋重兵衛 玉尾藤左衛門宛 戌年	横半半	一册	五五六
呉服太物通 糸屋重兵衛 玉尾藤左衛門宛 子年	横半半	一册	五五七
呉服太物通 糸屋重兵衛 玉尾藤左衛門宛 丑年	横半半	一册	五五八
太物通 丸屋文六 鏡村藤左衛門宛 寅年〔墨付なし〕	横半半	一册	五三〇
通 出町古手屋文蔵 鏡山玉尾藤左衛門宛 寅年〔墨付なし〕	横半半	一册	五三八
通 蒲生郡西川村扇屋佐七 鏡村藤左衛門宛 巳年	横半半	一册	五三九
染物通 八幡播磨屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 酉年(文化一〇年カ)	横半半	一册	五四三
染物通 播磨屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 亥正月(文化一二年)	横半半	一册	五四四
染物通 播磨屋長兵衛 玉尾藤左衛門宛 子正月(文化一三年)	横半半	一册	五四六

染物通 (文政六年)	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	未正月	横半半	一冊	五九	御染物之通 〔墨付なし〕	須惠紺庄	玉尾藤左衛門宛	子年	横半半	一冊	五〇
染物通 (文政七年)	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	申正月	横半半	一冊	五〇	染物通	紺屋庄兵衛	鏡藤左衛門宛	丑正月	横半半	一冊	五一
染物通 (文政一二年)	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	丑正月	横半半	一冊	五一	染物通	紺屋庄兵衛	鏡藤左衛門宛	午正月	横半半	一冊	五二
染物通	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	戌正月	横半半	一冊	五二	染物通	紺屋半兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	辰正月	横半半	一冊	五三
染物通	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	丑正月	横半半	一冊	五三	染物通	紺屋町半兵衛	鏡村藤左衛門宛	巳年	横半半	一冊	五四
染物通	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	酉正月	横半半	一冊	五三	酒之通 (寛政元年)	鏡村酒屋三郎兵衛	米屋藤左衛門宛	酉年	横半半	一冊	五六
染物通	播磨屋長兵衛	玉尾藤左衛門宛	酉正月	横半半	一冊	五三	酒之通	鏡山西町酒屋三郎兵衛	玉尾藤左衛門宛		横半半	一冊	五七
染物通	出町こんや吉兵衛	山鏡藤左衛門宛	文政	横半半	一冊	五二	酒之通	鏡山西町酒屋三郎兵衛	玉尾藤左衛門宛		横半半	一冊	五七
染物通 (天保九年)	紺屋吉兵衛	山鏡村玉尾藤左衛門宛	戌正	横半半	一冊	五三	酒之通	酒屋勝平	玉尾藤左衛門宛	子年	横半半	一冊	五八
染物通 (保一〇年)	紺屋吉兵衛	玉尾藤左衛門宛	亥正月(天	横半半	一冊	五三	酒之通	鏡山西町酒屋三郎兵衛	玉尾兵右衛門宛		横半半	一冊	五八
染物通 (一二年)	紺屋吉兵衛	鏡藤左衛門宛	丑正月(天保	横半半	一冊	五七	万之通 五年	白木屋文右衛門	玉尾藤左衛門宛	文化一	横半半	一冊	五四
染物通 (天保一五年)	紺屋吉兵衛	山鏡玉尾藤左衛門宛	辰正月	横半半	一冊	五五	酒之通	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛		横半半	一冊	五三
染物通 (嘉永三年)	紺屋吉兵衛	山鏡玉尾藤左衛門宛	戌正月	横半半	一冊	五六	酒之通	東横関酒屋太郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛		横半半	一冊	五四
染物通	紺屋吉兵衛	山鏡村玉尾藤左衛門宛	子正	横半半	一冊	五四	酒之通	東横関酒屋太郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛		横半半	一冊	五五

酒之通 丑正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五五
酒之通 未正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五五
酒之通 申正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五五
酒之通 酉正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五五
酒之通 亥正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五五
酒之通 子正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五〇
酒之通 丑正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五二
酒之通 寅正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五三
酒之通 辰正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五三
酒之通 巳正月 〔墨付なし〕	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五七
酒之通 子正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五四
酒之通 丑正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五五
酒之通 丑正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五六
酒之通 午正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五七

酒之通 戌正月	東横関酒屋太郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五六
酒之通 亥正月	竹村酒屋七郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五九
酒之通 子正月	竹村酒屋七郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五九
酒之通 丑正月	竹村酒屋七郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五〇
酒之通 丑正月	竹村酒屋七郎兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五〇
酒之通 戌年	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五一
酒之通 戌正月	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五三
酒之通 亥正月	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一册	五三

酒之通 丑正月	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十四
酒之通 辰年	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十五
酒之通 巳年	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十六
酒之通 丑正月	篠原出町酒屋平兵衛	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十七
酒之通 午正月	篠原出町酒屋平助	鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十八
通	加賀屋藤藏	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十九
通	加賀屋藤藏	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十
通	鏡山西町加賀屋藤九郎	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十一
通	鏡山西町加賀屋藤九郎	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十二
通	鏡山西町加賀屋藤九郎	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十三
酒肴之通 午正月	鏡山西町加賀屋藤九郎	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十四
酒肴之通 巳正月	鏡山西町加賀屋藤九郎	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十五
糍之通	永原重治郎	鏡山西玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十六
糍之通	永原重治郎	鏡山西玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十七
醬油之通 子正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十八

醬油之通 未正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	五十九
醬油之通 辰正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十
醬油之通 酉正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十一
醬油之通 子正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十二
醬油之通 午正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十三
醬油之通 戌正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十四
醬油之通 巳正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十五
醬油之通 酉正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十六
醬油之通 子正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十七
醬油之通 申正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十八
醬油之通 丑正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十九
醬油之通 丑正月	鏡山中町醬油屋平助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	七十
豆腐之通 巳正月	鏡山西町松屋兵助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十一
豆腐之通 午正月	鏡山西町松屋兵助	玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六十二

豆腐之通 辰正月	鏡山西町松屋兵助 玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六四	肴之通 辰正月	鏡村藤左衛門宛 玉尾藤左衛門宛	横美半	一冊	六六
豆腐之通 戌正月	鏡山西町松屋平助 玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六五	肴之通 〔墨付なし〕	八幡磯屋源兵衛 玉尾藤左衛門宛	横美半	一冊	六八
豆腐之通 丑正月	鏡山西町松屋兵助 玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六六	肴之通 〔墨付なし〕	江州江頭虎屋長藏 鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六〇
豆腐通 正月	鏡山西町松屋兵助 玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六七	肴之通 巳正月	江州江頭虎屋長藏 鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六〇
豆腐通	又治郎 玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六八	肴之通	とらや長藏 鏡村玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六三
豆腐通	又次郎 玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六九	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六三
青物干物通 丑年〔墨付なし〕	あわじや嘉平 鏡米屋藤左衛門宛	横半半	一冊	六〇	肴之通	とらや長藏 玉尾藤左衛門宛	横美半	一冊	六三
青物干物通 戌年	あわじや嘉兵衛 鏡米屋藤左衛門宛	横半半	一冊	六三	肴之通	とらや長藏 鏡村玉尾藤左衛門宛	横美半	一冊	六四
青物干物通 丑正月	あわじや嘉兵衛 鏡米屋藤左衛門宛	横半半	一冊	六三	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六五
青物干物通 丑年	あわじや嘉兵衛 鏡米屋藤左衛門宛	横半半	一冊	六三	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横美半	一冊	六六
青物干物通 申年	あわじや嘉兵衛 鏡米屋藤左衛門宛	横半半	一冊	六四	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六六
青物干物通 酉年	あわじや嘉兵衛 鏡米屋藤左衛門宛	横半半	一冊	六五	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六六
青物干物通 寅正月	あわじや嘉兵衛 鏡藤左衛門宛	横半半	一冊	六六	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六六
肴之通 正月〔安政四年カ〕	あわじや善兵衛 鏡村玉尾藤左衛門宛	横美半	一冊	六七	肴之通	とらや長藏 鏡山玉尾藤左衛門宛	横半半	一冊	六六

着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	子年	横半半	一冊	六四〇
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	未正月	横半半	一冊	六四〇
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	寅正月	横半半	一冊	六四七
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	丑正月	横半半	一冊	六四六
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	亥年	横半半	一冊	六四九
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	酉年	横半半	一冊	六五〇
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	戌年	横半半	一冊	六五一
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	子正月	横半半	一冊	六五三
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	午正月	横半半	一冊	六五三
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	丑正月	横半半	一冊	六五四
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	丑正月	横半半	一冊	六五五
着之通	飛田屋弥助	玉尾藤左衛門宛	戊正月	横半半	一冊	六五五
着之通	飛田屋弥助	兵右衛門宛	丑正月	横半半	一冊	六五七
御通	大橋菓子店	玉尾宇七宛	昭和一三年	横半半	一冊	七一一

借入・預り

藤四郎銀子預り証文 西組長八宛 享保一七年一二月

歳々金銀之通 藤左衛門内かや・わき (明和二一
天明元年) 横長半 一冊 五三

年賦崩済金借用証書 谷徳治郎・園田恒次郎・玉
尾喜次郎 桜井市蔵・城居為蔵宛 昭和六年二月 一通 二六六

家普請 (↓卜筮・祈禱)

(蔵普請材料入用見積) (親宣筆) 一通 二六六

(家普請用材見積書) 藤左衛門宛 一通 二六六

別座鋪普請人足顔附覚 酉ノ春(嘉永二年カ) 横長半 一冊 八六

慶事・仏事 (↓諸家来状)

(十七日・十八日兩日道寿十七回忌法要諸事
扣) 天明元年八月 一綴 二六七

高野山小田原宝蔵院書状(先祖年回申越并回向料
受納) 玉尾藤四郎宛 七月二五日(文化四年) 一通 二六六

西教寺禅林坊書状 施餓鬼料受納書共 玉尾藤
左衛門宛 正月一九日 二通 二五二

おいよへ被下候御祝儀物之覚(重藏御本家見習
奉公ニ係ル玉尾藤左衛門書状扣)紙背 (文化五年
カ) 一通 二三三

浄岸妙嬰禪定尼諸色覚帳 (嘉永五年) 横長半 一冊 八元

(村中家別老升宛白米配り控) 横長半 一冊 八元

(御備へ配り名面) (親宣筆) 一通 二六〇

(献立) (親徳筆) 一通 二六六

信仰

社寺参詣

四国巡礼之途次明石カ玉尾藤七書状 玉尾藤左
衛門宛 五月二二日(宝曆九年カ) 一通 二三五

両宮月参懸銭帳 江州野洲郡玉造庄両宮月参宿講
中 宝曆一四年正月 横長半 一冊 二七七

高野山參詣之途次(玉尾新藏書狀 玉尾了円・藤左衛門宛 六月六日(寛政三年))	一通	一五四
柴屋惣兵衛書狀(新藏等三名大峰山・高野山參詣之同行報告) 玉尾藤左衛門宛 六月一日(寛政三年)	一通	一六五
大坂たゞ屋(玉尾新藏書狀(是(金昆羅拔参リ云々) 玉尾了円・藤左衛門宛 六月一日(寛政三年))	一通	一六七
手鑑(京都・奈良諸寺巡拜小遣帳) 玉尾了円 寛政四年三月	一冊	一六六
*在京玉尾了円書狀 藤左衛門縁談并頼母子御關之書付同封 玉尾藤左衛門宛 三月三〇日(寛政四年)	一通	一四四
道中控 太藏 文政一一年五月	一冊	一三七
大峰山道中控(江州鏡講中) 玉尾氏 文政一二年六月	一冊	一三九
大峯山道中控 玉尾氏(大峯山上江州鏡講中) 天保四年六月一七月	一冊	一三八
大峯山道中控 (玉尾氏) 天保一三年七月	一冊	一三八
寄進		
三上山妙見尊宝塔寄附控 願主玉榮講 文化一三年	一冊	一三七
大般若經寄附勸進帳 山之上村齋堂看主芸菴 文政六年	一冊	一三七
鏡宿御寄附帳 御師大主太夫 文政一〇年九月	一冊	一三七
(阿弥陀堂御入仏寄進金受納之御印章) 錦織寺門跡役所 玉尾藤左衛門宛 天保二年三月	一通	一三三
三上山妙見宮寄附帳 講中・世話方 天保七年正月	一冊	一三七

玉尾家文書

(三上山妙見社祈念獻米請取一札) 三上妙見社付役榮海院 玉尾藤左衛門・小梶彦八・長谷川久兵衛宛 慶応二年(二月)	一通	一三五
日本第一熊野権現 那智山御師修覆寄進帳 上之坊 西国第一 番觀世音 半	一冊	一三六
(愛宕山大権現社御再建喜捨帳) 愛宕山役者 半	一冊	一三五
その他		
(天満大自在威徳天神御直筆之一紙謂書)	一通	一七五
(年賦本納銀并祝儀金請取書) 真照寺万月 玉尾藤左衛門宛 丑二月一三日	一通	一六六
(仮名書キ般若波羅蜜多必経)	一通	一六七
卜筮・祈禱		
卜筮・祈禱		
(玉曆八戌寅歳生男占文) 大坂天満一法堂 江州鏡山玉尾藤左衛門宛	一通	一五八
從京都宝藏院心長書狀(御祈禱札并小豆曆進上之添状) 玉尾藤左衛門宛 三月五日	一通	一五〇
(寅年四拾八才男丙寅年運氣考) 修宝院 鏡山藤左衛門宛 (文化三年)	二通	一七七
(文化四丁卯年作割并米綿相場考書) 新在家彦八 玉尾藤左衛門宛	一通	一五三
(寅年五十才男戊辰年運氣考) 修宝院 鏡山藤左衛門宛	一通	一四七
(寅年五拾才男米戊辰年運氣考) 修宝院添状共 藤左衛門宛 卯二月(文化四年)	二通	一四六

*藁小屋普請ニ係ル奈良屋店書狀 西岡玉全返書狀同封 玉尾藤左衛門宛 一〇月二十九日(一月二日)(文化四年) 五通 二七

(寅年五拾才男来己巳年運氣考) 大津修宝院添狀共 玉尾藤左衛門宛 辰二月五日(文化五年) 二通 一四九

(寅年五十二歳男来庚午年運氣考) 修宝院添狀共 鏡山玉尾藤左衛門宛 巳二月朔日(文化六年) 三通 一四〇

(寅年五十三才男来辛未年運氣考) 修宝院添狀并追考書共 玉尾藤左衛門宛 午二月朔日(文化七年) 三通 一四一

(藤藏病氣誦經祈念ニ係ル岩倉村妙惠寺書付并新在家珍八添書狀) 玉尾藤左衛門宛 一二月一〇日・一二日(文化七年) 二通 一四三

大津柴屋惣兵衛書狀〔藤左衛門病氣祈禱依頼之件〕 玉尾藤左衛門宛 八月八日 一通 一四五

(戊寅五十四才男来壬申年運氣考) 修宝院添狀共 玉尾藤左衛門宛 一二月朔日(文化八年) 二通 一四三

*奈良屋重藏書狀 西岡先生御差函之なげし造作日時之覚同封 玉尾藤左衛門宛 五月朔日(文化九年) 三通 一四四

*修宝院書狀〔藤藏死去ニ付従京都跡目相続人引民一条) 玉尾藤左衛門宛 六月二日(文化九年) 一通 一四三

修宝院考書〔藤左衛門跡目相続人之件〕 玉尾藤左衛門宛 七月朔日(文化九年) 一通 一五一

*奈良屋重藏書狀并神籤写〔鏡江復縁願一条) 玉尾藤左衛門宛 八月二日(文化九年) 三通 一四六

*京都西岡玉全返書狀〔普請日時ニ付考書) 玉尾藤左衛門宛 九月二八日 一通 一五一

*京都奈良屋重藏書狀〔鏡ニ而御普請ニ付青雲堂考書一条) 玉尾藤左衛門宛 一〇月晦日・霜月八日(文化九年) 二通 一四三

(寅年五十五才男来癸酉年運氣考) 修宝院添狀共 玉尾藤左衛門宛 一二月朔日(文化九年) 二通 一四三

(家普請之儀問合ニ付西岡玉全返書狀) 同伴ニ係ル青雲堂考書同封 玉尾藤左衛門宛 一二月二日(文化九年) 二通 一四三

(寅五十七才男来甲戌年運氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 西二月朔日(文化一〇年) 一通 一四四

西岡玉全返書〔木切之儀御尋ニ付考書) 玉尾藤左衛門宛 一二月八日(文化一〇年) 一通 一四五

(廿一歳男来甲戌年運氣考) 修宝院 閏一月(文化一〇年) 一通 一四五

(廿三才男・十六才女縁組考書) 修宝院 閏一月二日(文化一〇年) 一通 一四一

(寅五十八才男来乙亥年運氣考) 修宝院 玉尾氏宛 一二月朔日(文化一二年) 一通 一四六

(寅年五十九才男来丙子年運氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 一二月朔日(文化一二年) 一通 一四七

(戊寅五十九才男・癸丑廿四才男・庚午七才男・戊辰八才女運氣考) 岩倉寺 玉尾氏宛 (文化一二年) 一通 一四七

(寅年六十歳男来丁丑年運氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 子二月朔日(文化一三年) 一通 一四八

(寅年六十一歳男来戊寅年運氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 丑二月朔日(文化一四年) 一通 一四九

(寅年六十二歳男来乙卯年運氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 寅二月朔日(文政元年) 一通 一四九

(寅年六十三歳男来庚辰年運氣考) 修宝院 玉
尾藤左衛門宛 卯二月朔日(文政二年) 一通 一四九三

(丑年廿七才男来庚辰年運氣考) 修宝院 玉尾
庄五郎宛 一月二十五日(文政二年) 一通 一四九三

(丑廿八才男・三十二才女当庚辰年運氣考)
修宝院添状共 玉尾庄五郎宛 正月三日(文政三
年) 三通 一四九四

(寅年六十四歳男・丑年廿九歳女来辛巳年運
氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 辰二月朔日(文
政三年) 二通 一四九五

(寅年六十五歳男来壬午年運氣考) 修宝院 玉
尾藤左衛門宛 巳二月朔日(文政四年) 二通 一四九五

文政五年中月々運氣・病氣・米商売ニ関ス
ル神籤同封 一一枚 一四九六

(丑年二十九才男来壬午年運氣考) 修宝院 玉
尾庄五郎宛 巳二月二日(文政四年) 一通 一四九七

(寅年六十六才男・丑年三十才男来癸未年運
氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 午二月朔日(文政
五年) 二通 一四九八

(六十六才男来未年運氣考) 天許堂門人 二二
月一〇日(文政五年) 一通 一四九八

(寅年六十六才男・丑年三十一才男当未年中運
氣伺之神籤) 正月二五日(文政六年) 二枚 一四九八

(六十六才男当四月運氣窺之神籤) 未三月二六
日(文政六年) 一枚 一四九九

石神宮勘文(縁談并家敷普請之件)
一通 一四九九

(寅年六十七歳男・丑年三十一歳男来甲申年運
氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 二月朔日(文政
六年) 二通 一四九九

(寅年六十八才男・丑年三十二才男来乙酉年運
氣考) 修宝院添状共 玉尾藤左衛門宛 一〇月朔
日(文政七年) 三通 一五〇〇

(寅年六十九才男・丑年三十四才男来戌年運
氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 乙酉年十一月晦日
(文政八年) 二通 一五〇一

(石神宮神宮勘文) 祈禱料受納書共 伏見宮祈
願所石神山城正 六十九歳願主宛 三月三日(文政
九年) 二通 一五〇二

(三十五才男来亥年運氣考) 修宝院 一月朔
日(文政九年) 一通 一五〇三

清洲御殿祈願所勘文(丑年三十五才男) 伏見宮
教官石神山城正 戊霜月(文政九年) 一通 一五〇三

(七十才男来亥年運氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門
宛 二月朔日(文政九年) 一通 一五〇四

勘文(丑年三十六才男来子年分) 伺書共 天文
司郎石神城州 二月朔日(文政一〇年) 二通 一五〇六

(寅年七十一歳男・丑年三十六歳男来戊子年運
氣考) 修宝院 玉尾藤左衛門宛 二月朔日(文
政一〇年) 二通 一五〇五

(三拾七才男来丑年運氣考) 修宝院 玉尾藤左
衛門宛 (文政一一年一月九日) 一通 一五〇七

(三拾八歳男明寅年運氣考) 天津修宝院 玉尾
藤左衛門宛 二月朔日(文政一二年九日) 一通 一五〇三

浄土寺眞齋口上 諸大比丘加持土砂并百万遍御
影添 玉尾藤左衛門宛 三月二〇日 一包 一五〇九

修宝院書状(有氣祭修行之施主加入之儀問合)
四月二六日(午年) 一通 一五〇九

麻疹禁忌 荻野氏差函・福井氏差函

*玉尾新兵衛書狀 痔薬添療治法解説書共 玉尾藤左衛門・庄五郎宛 一月一日

*享保一八年時疫流行之節薬法御書付并米穀高直ニ付買入致間敷其他公儀御触之趣領内廻札之写 (天保八年カ)

諸家来状 (↓商用△詔状刺▽・文芸△俳友文信▽)

京都富小路 書狀
京都宮店

京都奈良屋東助書狀 玉尾藤左衛門宛 四月八日 (安永七年)

奈良屋藤七書狀(安永七戊戌年五月京都宮初下リ之節) 玉尾藤左衛門宛

京都玉尾藤七書狀 玉尾藤四郎宛 三月二日 (天明八年)

玉尾藤七書狀 玉尾藤四郎宛 四月三日(天明八年カ)

京都宮玉尾藤七書狀 玉尾藤四郎宛 九月一日(天明八年カ) 同人三月二七日付京都出書狀一通同封

玉尾与兵衛・奈良屋宗助書狀(兩人京都宮安着ニ付) 玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 七月九日(寛政三年カ)

在京玉尾了円書狀 藤左衛門縁談并頼母子御圍之書付同封 玉尾藤左衛門宛 三月三日(寛政四年カ)

京都玉尾与兵衛書狀(清水観音御影并別院御厨子入観音購入之件) 玉尾了円宛 四月十九日(寛政四年カ)

二通 一六五

三通 一七七

一通 二六九

一通 三五

一通 一五九

一通 二三

一通 二四

三通 二二五

二通 二二四

二通 二四六

一通 二三

玉尾東七書狀 玉尾藤左衛門宛 四月三日(寛政五年カ)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 五月九日(寛政六年)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・新藏・御隠居宛 五月二〇日(寛政六年カ)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・新藏・御隠居宛 五月二六日(寛政六年カ)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・新藏、了円・新藏宛 七月九日・一〇日(寛政六年カ)

*京都宮田中佐兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一月五日(寛政六年)

玉尾与兵衛年始賀状 玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 正月二日(寛政七年)

京都宮奈良屋藤七年始賀状 玉尾藤左衛門宛 正月五日(寛政七年)

京都奈良屋吉兵衛書狀 玉尾了円宛 二月七日(寛政七年)

京都奈良屋吉兵衛書狀 玉尾了円宛 二月一日(寛政七年)

正月二九日付京都宮玉尾与兵衛書狀(玉尾了円・藤左衛門・新藏宛同封)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾了円・藤左衛門宛 三月九日(寛政七年)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾了円・藤左衛門宛 三月一七日(寛政七年)

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 五月朔日(寛政七年)

一通 二四

首欠一通 二三

一通 二六

一通 二七

二通 二三

一通 二二

一通 二二

一通 二二

一通 二二

二通 二二

一通 二二

一通 二二

一通 二二

一通 二二

京都玉尾与兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 五月朔日	一通	二〇三 (九)	京都奈良屋吉兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 一二月 二六日(寛政七年)	一通	二〇三 (三)
京都奈良屋与兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 五月二三日(寛政七年)	一通	二〇三 (〇)	宇都宮玉尾与兵衛年始賀狀 ・新藏宛 正月二日(寛政八年)	玉尾了円・藤左衛門宛	一通	二〇三 (〇)
京都玉尾与兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門・新藏宛 五月二八日夕(寛政七年)	一通	二〇三 (一)	扇子屋兵右衛門・新藏年始賀狀 正月五日(寛政八年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二〇三 (一)
京都玉尾吉兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 六月八日	一通	二〇三 (三)	玉尾藤七年始賀狀 五月五日(寛政八年)	玉尾藤左衛門・新藏宛 正月五日	一通	二〇三 (三)
西村文右衛門書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 六月二日	一通	二〇三 (三)	奈良屋宗助年始賀狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 正月七日	一通	二〇三 (四)
宇都宮玉尾与兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾了円・藤左衛門宛 七月一八日(寛政七年)	一通	二〇三 (四)	宇都宮玉尾与兵衛書狀 藏宛 正月九日(寛政八年)	玉尾了円・藤左衛門・新藏宛	一通	二〇三 (五)
宇都宮玉尾与兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 八月二〇日(寛政七年)	一通	二〇六 (九)	京都玉尾吉兵衛書狀 (寛政八年)	玉尾了円宛 正月一九日	一通	二〇三 (六)
京都奈良屋吉兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 八月二四日(寛政七年)	一通	二〇三 (五)	京都玉尾与兵衛書狀 藏宛 六月一〇日(寛政八年)	玉尾了円・藤左衛門・新藏宛	一通	二〇三 (七)
(筑波山大権現護符送り狀) 藤左衛門宛 (寛政七年)	宇都宮玉尾与兵衛	二通	二〇〇	京都奈良屋吉兵衛書狀 (寛政八年)	玉尾新藏宛 六月三日	一通	二〇三 (八)
奈良屋宗助書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 九月一五日(寛政七年)	一通	二〇六 (六)	玉尾藤七暑中見舞狀 (寛政八年)	玉尾藤左衛門・新藏宛	一通	二〇三 (九)
京都奈良屋吉兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 一〇月一〇日(寛政七年)	一通	二〇三 (七)	宇都宮玉尾与兵衛書狀 藏宛 七月八日(寛政八年)	玉尾了円・藤左衛門・新藏宛	一通	二〇三 (〇)
宇都宮玉尾与兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 一〇月一三日(寛政七年)	一通	二〇三 (八)	七月五日付江戸小網町三町目長谷川店相場 狀(奈良屋与兵衛宛)同封		二通	二〇三 (〇)
京都奈良屋吉兵衛書狀 (寛政七年)	玉尾藤左衛門宛 一二月四日(寛政七年)	一通	二〇三 (九)	京都奈良屋吉兵衛書狀 (寛政八年)	玉尾藤左衛門宛 七月二四日(寛政八年)	一通	二〇三 (一)
宇都宮玉尾与兵衛寒中見舞狀 新藏宛 (寛政七年)	玉尾藤左衛門・新藏宛 一二月一三日(寛政七年)	一通	二〇三 (〇)	宇都宮玉尾与兵衛書狀 藏宛 八月三日(寛政八年)	玉尾了円・藤左衛門・新藏宛	一通	二〇三 (三)

宇都宮玉尾与兵衛書狀 玉尾了円・妙円・藤左衛門・新藏宛 極月九日(寛政一〇年カ)

右一二月二二日京カ差下シニ付玉尾吉兵衛添書狀 二通 二二九

宇都宮玉尾与兵衛・奈良屋宗助書狀 玉尾了円・藤左衛門・新藏宛

二月九日・同一八日付京都玉尾吉兵衛添書狀共 四通 二二〇

宇都宮玉尾与兵衛・奈良屋宗助書狀(同地安着之節) 玉尾了円・藤左衛門宛 八月九日(寛政一一年カ)

二通 二二三

宇都宮玉尾与兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一月二八日(寛政一一年カ)

一二月四日付上野六右衛門書狀・一二月一三日付京都玉尾吉兵衛添書狀同封 三通 二二七

宇都宮玉尾与兵衛書狀 一二月一三日同人寒中見舞狀同封 玉尾了円・妙円・新藏宛 一二月二八日(寛政一一年カ)

三通 二二八

宇都宮玉尾与兵衛書狀(多ツ里方合力金ニ付内願別通共) 玉尾藤左衛門宛 二月九日(寛政一二年カ)

二通 二二三

京都玉尾吉兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月二二日(寛政一二年カ)

一通 二二四

京都近江屋治助書狀 玉尾藤左衛門・新藏宛 二月二〇日(寛政一二年カ)

一通 二二五

京都玉尾与兵衛書狀 新宅兵右衛門婚禮ニ係ル祝儀狀共 玉尾藤左衛門宛 四月九日(寛政一二年カ)

-5 120 45 495" data-label="Text">

二通 二二三

玉尾与兵衛書狀(同右) 玉尾兵右衛門・玉尾了円・妙円宛 四月九日(寛政一二年カ)

二通 二二三

京都奈良屋与兵衛書狀 玉尾了円・藤左衛門・新藏宛 四月一四日・同晦日(寛政一二年カ)

二通 二二五

京都奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 閏四月四日(寛政一二年カ)

一通 二二四

宇都宮玉尾与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・了円・妙円宛 七月一八日(寛政一二年カ)

三通 二二四

右両通七月晦日京カ差下シニ付玉尾吉兵衛書狀添

奈良屋源兵衛書狀(宇都宮店当役就任挨拶) 玉尾了円・藤左衛門宛 八月五日(寛政一二年カ)

二通 二二五

付、玉尾藤右衛門右返礼狀下書

宇都宮玉尾与兵衛書狀 藤左衛門・新藏宛 八月一八日(寛政一二年カ)

二通 二二五

庚申八月一五日江戸相場書并八月一七日付玉尾吉兵衛宛奈良屋東七書狀同封

三通 二二七

京都奈良屋吉兵衛書狀(妙順二三回忌法要云々) 玉尾藤左衛門宛 八月二九日(寛政一二年カ)

一通 二二六

五条烏丸西入ル町鍵屋六兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一二月二日(寛政一二年カ)

-5 515 45 905" data-label="Text">

一通 二二六

京都玉尾吉兵衛書狀 了円宛 一二月三〇日(寛政一二年カ)

一通 二二〇

玉尾与兵衛年始賀狀 玉尾了円宛 正月五日(享和元年)

一通 二二六

奈良屋宗介年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(享和元年)

一通 二二六

奈良屋源兵衛年始賀狀 玉尾藤左衛門 新藏宛 正月五日(享和元年)

一通 二二六

宇都宮店奈良屋伊兵衛書狀 五月十五日(享和元年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二六
京都玉尾吉兵衛書狀 (享和元年)	玉尾藤左衛門宛 七月一日	一通	二二六
宇都宮玉尾与兵衛書狀 七月十五日(享和元年)	玉尾了円・藤左衛門宛	一通	二二六
宇都宮玉尾与兵衛書狀 (享和元年)	玉尾兵右衛門宛 七月一日	一通	二二六
京都玉尾吉兵衛書狀 (享和元年)	玉尾藤左衛門宛 七月二四日	一通	二二六
五月一三日付宇都宮玉尾与兵衛書狀同封		二通	二二四
京都奈良屋吉兵衛書狀 日・同一九日(享和元年)	玉尾藤左衛門宛 七月二日	二通	二二四
京都玉尾吉兵衛書狀 (享和元年)	玉尾藤左衛門宛 八月四日	一通	二二六
奈良屋与兵衛・源兵衛・宗介年始賀狀 左衛門宛 正月五日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	三通	二二四
宇都宮扇子屋兵右衛門年始賀狀 宛 正月五日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四
玉尾与兵衛書狀(るい死去之悔狀) 門・了円・妙円宛 三月三日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四
妙円死去之節京都聖徳寺隱居悔書狀 左衛門宛 三月一日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四
妙円死去之節京都鍵屋六兵衛悔書狀 左衛門宛 三月二〇日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四
るい死去ニ付宇都宮店奈良屋宗助・源兵衛悔書狀 玉尾藤左衛門宛 三月二九日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四
妙円死去ニ付宇都宮店悔書狀 三月二九日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四

玉尾兵右衛門内室死去ニ付宇都宮店悔書狀 尾兵右衛門宛 三月二九日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二六
妙円死去ニ付宇都宮店悔書狀 三月二九日(享和二年)	玉尾兵右衛門宛	一通	二二四
妙円死去ニ付京都佐橋太右衛門悔書狀 左衛門宛 三月晦日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二四
京都奈良屋吉兵衛書狀 〇日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛 四月一日	一通	二二四
京都玉尾与兵衛書狀 月一七日(享和二年)	玉尾了円・藤左衛門宛 四月一日	一通	二二四
京都玉尾吉兵衛書狀 日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛 七月二九日	一通	二二六
京都玉尾吉兵衛書狀 四日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛 一〇月一日	一通	二二六
宇都宮玉尾与兵衛書狀并同寒中見舞狀 左衛門宛 二月一八日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	二通	二二〇
京都玉尾与兵衛書狀 月一九日(享和二年)	玉尾藤左衛門・隱居宛	一通	二二六
宇都宮奈良屋源兵衛書狀 月二九日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二六
京都奈良屋与兵衛書狀 宛 二月二〇日(享和二年)	玉尾藤左衛門・兵右衛門	一通	二二六
京都玉尾与兵衛内用書狀 月一五日(享和二年)	玉尾藤左衛門宛	一通	二二六
京都玉尾与兵衛書狀 隱居宛 三月二八日(享和二年)	玉尾藤左衛門・兵右衛門	一通	二二六
京都奈良屋与兵衛書狀 六月朔日(享和二年)	玉尾藤左衛門・了円宛	一通	二二六

宇都宮石塚直次郎書狀 玉尾藤左衛門・同兵右衛門宛 七月八日	一通	一四〇六	滯京玉尾兵右衛門書狀 玉尾了内・藤左衛門宛 一〇月五日・六日(文化元年カ)	二通	一三九一
京都奈良屋吉兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 七月二二日(享和三年カ)	一通	一三九六	奈良屋与兵衛(宗順)書狀(了順法要ニ兵右衛門参会被下ニ付札状) 一二月二日(文化元年)	一通	一三九〇
奈良屋悦書狀(藤左衛門病氣見舞) 玉尾隠居・さの宛 四月二三日(文化元年カ)	三通	一三九九	宇都宮店年始賀状 奈良屋惣介・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化二年カ)	一通	一四〇七
近江屋次助・木屋久兵衛添状共	二通	一四〇〇	宇都宮扇子屋兵右衛門年始賀状 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化二年カ)	一通	一四〇八
奈良屋悦書狀(藤左衛門病氣見舞) 玉尾隠居・さの・兵右衛門宛 四月二三日付他(文化元年カ)	二通	一四〇〇	宇都宮石塚文右衛門・直次郎年始賀状 穀類初相場状添 玉尾藤左衛門宛 正月七日(文化一年カ)	二通	一三九五
奈良屋与兵衛(宗順)書狀 玉尾藤左衛門宛 四月二三日(文化元年カ)	一通	一四〇〇	京都玉尾悦年始賀状 玉尾藤左衛門・さの宛 正月一日(文化二年カ)	一通	一四〇九
奈良屋新兵衛書狀 同人忌明之挨拶状共 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 五月二二日(文化元年カ)	二通	一四〇三	京都奈良屋新兵衛年始賀状 玉尾藤左衛門宛 (文化二年カ)	一通	一四一〇
奈良屋悦書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 五月二五日(文化元年カ) 近江屋治助添状共	二通	一四〇三	宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月一九日(文化二年カ)	一通	一四二一
宇都宮奈良屋源兵衛署中見舞状 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 六月一九日(文化元年カ)	二通	一四〇一	宇都宮扇子屋新藏書狀 玉尾藤左衛門宛 二月九日(文化二年カ)	一通	一四二二
京都奈良屋与兵衛(宗順)中元之祝儀状 玉尾藤左衛門宛 七月一五日(文化元年カ)	一通	一四〇三	京都近江屋治助書狀(了内病氣見舞状) 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 二月二八日(文化二年カ)	一通	一四二三
京都玉尾悦署中見舞状 玉尾藤左衛門・佐野宛 七月晦日(文化元年カ)	一通	一四〇四	二月二七日付玉尾悦見舞状同封	二通	一四二三
宇都宮店奈良屋源兵衛・太助書狀(奈良屋家督相続一件) 玉尾藤左衛門宛 八月七日(文化元年カ)	一通	一四〇五	京都奈良屋与兵衛(宗順)書狀(了内病氣見舞状) 玉尾藤左衛門宛 二月二九日(文化二年カ)	一通	一四二四
京都奈良屋与兵衛書狀(了順一週忌法要ニ付招請状) 玉尾藤左衛門宛 九月二八日(文化元年)	一通	一四〇六	京都奈良屋惣介書狀(同右) 玉尾藤左衛門宛 三月七日(文化二年カ)	一通	一四二五
京都玉尾悦書狀 玉尾藤左衛門宛 (文化元年一〇月カ)	一通	一三七七	京都玉尾悦書狀(同右) 玉尾藤左衛門宛 三月七日(文化二年カ)	一通	一四二六

京都玉尾悦書狀(藤藏婚礼祝詞) 玉尾藤左衛門・佐野宛 三月九日(文化二年カ)	一通	三〇七	右五月二九日京カ差下シニ付奈良屋与兵衛添書狀	三通	一四九
京都奈良屋(岩井姓)八兵衛書狀(了内病氣見舞狀) 玉尾藤左衛門宛 三月六日(文化二年)	一通	一四六	了内死去ニ付聖徳寺隠居悔狀 玉尾藤左衛門宛 四月二日(文化二年)	一通	一五五
宇都宮店奈良屋源兵衛書狀(同右) 玉尾藤左衛門宛 三月九日(文化二年カ)	一通	一四七	宇都宮店奈良屋源兵衛・太助書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 五月九日(文化二年カ)	一通	一四〇
了内死去ニ付京都山田屋平兵衛悔狀 玉尾藤左衛門宛 三月二〇日(文化二年)	一通	一五〇	京都奈良屋与兵衛(宗順)書狀 玉尾藤左衛門宛 六月二七日(文化二年)	三通	一四二
了内死去ニ付京都上野六兵衛悔狀 玉尾藤左衛門宛 三月二〇日(文化二年)	一通	一五二	了内死去ニ付五月二〇日付宇都宮石塚文右衛門・直次郎悔狀同封	三通	一四二
玉尾隠居死去之節玉尾多ツ悔書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 三月二一日(文化二年)	一通	一四元	京都玉尾悦暑中見舞狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 六月二九日(文化二年カ)	二通	一四三
了内死去ニ付近江屋(北村姓)次助書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 三月二四日(文化二年)	二通	一五二	宇都宮店暑中見舞狀 奈良屋源兵衛 玉尾藤左衛門宛 六月二九日(文化二年カ)	一通	一四三
了内死去ニ付岩井八兵衛悔狀 玉尾藤左衛門宛 三月二八日(文化二年)	一通	一五三	宇都宮店中元之祝儀狀 奈良屋源兵衛・惣介 玉尾藤左衛門宛 七月一五日(文化二年カ)	一通	一四四
了内死去ニ付小山勘兵衛悔狀 玉尾藤左衛門宛 三月二七日(文化二年)	一通	一四七	宇都宮石塚文右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 八月五日(文化二年カ)	一通	一四五
了内死去ニ付佐橋太右衛門悔狀 玉尾藤左衛門宛 四月二日(文化二年)	一通	一四七	宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 八月二九日(文化二年)	一通	一三九
了内死去ニ付佐橋三右衛門悔狀 玉尾藤左衛門宛 四月四日(文化二年)	一通	一四七	京都奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 閏八月一六日・九月一〇日(文化二年)	三通	一四六
奈良屋与兵衛(宗順)書狀 玉尾藤左衛門宛 四月九日(文化二年)	一通	一四七	了順三回忌法要ニ付招請狀・紋縮緬その他差下し添狀共	三通	一四六
京都玉尾悦書狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 四月八日・九日 近江屋治助添狀共	三通	一四八	京都玉尾多ツ書狀(了順三回忌法要参会礼狀) 藤左衛門宛 九月三日(文化二年)	一通	一四七
了内死去ニ付宇都宮店悔書狀 奈良屋源兵衛・太助 玉尾藤左衛門宛 四月一九日(文化二年)	三通	一四八	京都近江屋治助書狀 玉尾藤左衛門宛 九月五日(文化二年カ)	一通	一四八

宇都宮石町石塚文右衛門書狀 付江戸相場書 玉尾藤左衛門宛 一〇月九日(文化二年)	一通 一三九	京都玉尾悦年始賀狀 玉尾藤左衛門・さの宛 正月五日(文化三年)	一通 一三六
宇都宮店奈良屋源兵衛書狀(重藏様宇都宮下り懇請之件) 玉尾藤左衛門宛 一〇月九日(文化二年)	一通 一三五	京都近江屋次助書狀 玉尾藤左衛門宛 正月二日(文化三年)	一通 一三〇
京都奈良屋新兵衛寒中見舞狀 玉尾藤左衛門宛 一月(文化二年カ)	一通 一五二	京都岩井八兵衛書狀(藤左衛門子息十藏義奈良屋与兵衛方養子貫請之件) 玉尾藤左衛門宛 三月一〇日(文化二年)	一通 一三三
宇都宮店寒中見舞狀 奈良屋源兵衛・惣介 玉尾藤左衛門宛 一月一九日(文化二年カ)	一通 一五三	京都鍵屋六兵衛・山田屋平兵衛書狀(十藏養子縁組一件) 玉尾藤左衛門宛 三月一〇日(文化三年)	一通 一三三
京都玉尾多つ寒中見舞狀 玉尾藤左衛門宛 一月二六日(文化二年)	一通 一五三	江戸きぬ川屋茂兵衛店書狀(去三月四日江戸大火之報知) 奈良屋与兵衛宛 三月二一日(文化三年カ)	一通 一五六
京都近江屋治助書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 二月八日(文化二年)	一通 一五四	京都奈良屋与兵衛(宗順)書狀(了円一週忌法要不参ニ付) 玉尾藤左衛門宛 三月一八日(文化三年)	一通 一三四
奈良屋与兵衛(宗順)書狀(加賀本紅直段間合返狀) 玉尾藤左衛門宛 二月一〇日(文化二年)	一通 一五四	京都奈良屋新兵衛書狀(十藏養子入ニ係ル藤左衛門上京一条) 玉尾藤左衛門宛 三月二四日(文化三年)	一通 一三五
(与兵衛死後宇都宮へ出ス玉尾藤左衛門書狀下書) 石塚文右衛門・直次郎・奈良屋源兵衛・太助・店中宛 (文化二年冬カ)	三通一紙 一五三	宇都宮店書狀(藤藏婚礼祝儀狀) 奈良屋惣介・太助・庄助 玉尾藤左衛門宛 四月五日(文化三年カ)	一通 一五六
(宇都宮店并同地石塚文右衛門宛玉尾藤左衛門返書狀下書) 文化二年極月	二通一紙 一五五	京都奈良屋新兵衛書狀(重藏祝儀配り物之儀ニ付) 玉尾藤左衛門宛 四月二日(文化三年)	一通 一五六
京都鍵屋六兵衛年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 (文化三年)	一通 一五五	京都奈良屋新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 五月七日(文化三年)	一通 一三七
宇都宮店奈良屋惣介年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月三日(文化三年)	一通 一五五	京都奈良屋与兵衛(宗順)暑中見舞狀 玉尾藤左衛門宛 六月九日(文化三年)	一通 一三六
宇都宮扇子屋兵右衛門年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化三年)	一通 一五五	(重藏家督之節宇都宮諸家へ遣ひ挨拶書狀下書) 玉尾藤左衛門 文化三年六月一七日	一通 一三九
宇都宮石塚文右衛門・直次郎年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月九日(文化三年)	一通 一五五		

(宇都宮下りの途次赤坂宿々玉尾藤藏書狀)
玉尾藤左衛門宛 丙寅六月二〇日(文化三年)

一通 一三七〇

京都奈良屋与兵衛(宗順)書狀 玉尾藤左衛門宛
六月二十四日(文化三年)

一通 一三七二

(藤藏同行ニ而十藏初下り安着之旨宇都宮来狀)
道中泊り附同封 右書通七月十九日奈良屋与
兵衛差下し添書狀共 玉尾藤左衛門宛 七月八日
九日(文化三年)

六通 一三七三

京都奈良屋新兵衛中元之祝儀狀 玉尾藤左衛門
宛 七月二十五日(文化三年)

一通 一三七三

(宇都宮石塚文右衛門・扇子屋兵右衛門江遣ハ
書狀之下書寫) 文化三年七月一日

一通 一三七四

(重藏様七月一七日吉辰店入之儀宇都宮店奈良
屋源兵衛書狀) 同店中元之祝儀狀并同地滞在
之玉尾藤藏書狀同封 玉尾藤左衛門宛 七月一日
(文化三年)

三通 一三七五

京都奈良屋与兵衛(宗順)書狀 玉尾藤左衛門宛
七月二二日(文化三年)

一通 一三七六

京都奈良屋与兵衛(宗順)書狀 玉尾藤左衛門宛
八月四日(文化三年)

一通 一三七七

京都奈良屋宗介・太助書狀 玉尾藤左衛門宛
八月十九日(文化三年)

一通 一三七八

京都奈良屋多助書狀(伊勢參宮同行断り之件)
玉尾藤左衛門宛 九月七日(文化三年)

一通 一三七九

京都奈良屋吉兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 九月二
〇日(文化三年)

八月二十九日付宇都宮奈良屋重藏書狀、九月
九日付同重藏・源兵衛書狀、八月二十九日付
扇子屋兵右衛門・石塚文右衛門書狀同封

七通 一三八〇

奈良屋隠居并同新兵衛書狀(店太助支配人役・
源兵衛後見申付之儀) 玉尾藤左衛門宛 一〇月
一八日・二二日(文化三年)

二通 一三八二

宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛
一〇月三日(文化三年)

二通 一三八三

十藏様家督振舞之御衆中名前書同封

二通 一三八三

宇都宮奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 一〇月
二三日(文化三年)

一通 一三八三

京都鎌屋六兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一二月一
四日(文化三年)

一通 一三八四

京都玉尾悦書狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 一二月
一四日(文化三年)

一通 一三八五

京都奈良屋新兵衛書狀(店番頭通り名之儀已後
源兵衛と相決太助襲名云々) 玉尾藤左衛門宛
一二月二五日(文化三年)

一通 一三八六

(重藏宇都宮初下り之年藤左衛門宇都宮へ遣
ス書狀之下書寫) 文化三年二月七日

一通 一三八七

宇都宮奈良屋重藏書狀 寒中見舞狀共 玉尾藤
左衛門・藤藏宛 一二月九日(文化三年)

二通 一三八七

宇都宮店奈良屋太助書狀 玉尾藤左衛門宛 一
二月九日(文化三年)

一通 一三八七

宇都宮店奈良屋惣介書狀(くり綿・米相場氣配
狀) 玉尾藤左衛門宛 一二月九日(文化三年)

一通 一三八七

宇都宮押切町笹屋友藏書狀(親与惣次死去之節
弔慰返礼狀) 玉尾藤左衛門宛 一〇月十九日(文
化三年)

一通 一三八七

右宇都宮狀差下シニ付京都奈良屋与兵衛添
書狀 玉尾藤左衛門宛 一二月二一日(文化三
年)

一通 一三八七

*宇都宮店年始賀状 玉尾十蔵・奈良屋源兵衛・太助 玉尾藤左衛門・藤蔵宛 正月五日(文化四年)	一通 二五三	(京都奈良屋内紛ニ係ル書状) 文化四年	九通 二六三
宇都宮扇子屋兵右衛門年始賀状 玉尾藤左衛門宛 正月七日(文化四年)	一通 二五四	1 奈良屋新兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 七月朔日	
*宇都宮荒物屋新右衛門書状 年始賀状共 玉尾藤左衛門宛 正月九日(文化四年)	二通 二四九	2 奈良屋新兵衛書状 岡本新左衛門宛 七月朔日	
京都玉尾多ツ書状(年始賀状・いよ縁組祝儀状) 玉尾藤左衛門・さの宛 正月一四日(文化四年)	二通 二五二	3 玉尾藤左衛門返書状扣 玉尾新兵衛宛 七月五日	
奈良屋源兵衛書状 店支配退役挨拶状共 玉尾藤左衛門・藤蔵宛 正月二六日・同二九日(文化四年)	二通 二五〇	4 玉尾新兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 七月一日 ○日	
宇都宮店奈良屋東兵衛改名挨拶状 玉尾藤左衛門宛 正月二八日(文化四年)	一通 二五三	5 奈良屋新兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 九月四日	
京都玉尾与兵衛(宗順)書状 玉尾藤左衛門宛 二月八日(文化四年)	一通 二五五	6 奈良屋新兵衛書状 岡本了性・新左衛門宛 九月四日	
京都近江屋治助書状 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 二月一四日(文化四年)	二通 二五七	7 岡本新左衛門・玉尾藤左衛門書状控 玉尾新兵衛宛 九月八日	
同日付玉尾多ツ書状同封	二通 二五七	8 玉尾新兵衛書状 玉尾藤左衛門・岡本新左衛門宛 九月一四日	
宇都宮荒物屋新右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 三月一九日(文化四年)	一通 二五七	9 岡本新左衛門・玉尾藤左衛門返書状控 玉尾新兵衛宛 九月二四日	
宇都宮玉尾重蔵書状 宇都宮店端午之祝儀状共 玉尾藤左衛門宛 五月九日(文化四年)	二通 二五九	京都奈良屋与兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 四月一日(文化四年)	一通 二六三
京都奈良屋与兵衛(宗順)書状 玉尾藤左衛門宛 五月一四日(文化四年)	一通 二五九	京都玉尾新兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 四月二六日(文化四年)	一通 二六四
京都玉尾与兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 五月二九日(文化四年)	一通 二六〇	宇都宮店奈良屋東兵衛書状 奈良屋十蔵暑中見舞状同封 玉尾藤左衛門宛 六月一九日(文化四年)	三通 二六五
京都玉尾与兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 六月五日(文化四年)	一通 二六二	宇都宮店奈良屋源兵衛書状 玉尾藤左衛門・藤蔵宛 八月九日(文化四年)	一通 二六七

京都玉尾多つ書狀〔藤左衛門病氣見舞狀〕玉尾藤左衛門・さの宛 七月二十五日・八月三日(文化四年)

二通 二六

京都奈良屋与兵衛書狀〔貞寿三三回忌法要招請狀〕宇都宮店中元之祝儀狀同封 玉尾藤左衛門宛 八月七日(文化四年)

三通 二六

宇都宮店書狀 八月十九日(文化四年)

右狀京都下シニ付奈良屋与兵衛添書狀共玉尾藤左衛門宛

二通 二七

京都奈良屋吉兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 九月二二日(文化四年)

一通 二七

宇都宮奈良屋重藏書狀 習字清書添并同地石塚文右衛門書狀同封 玉尾藤左衛門宛 九月七日(文化四年)

三通 二七

宇都宮奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・藤藏宛 九月十九日(文化四年)

一通 二七

(玉尾藤左衛門の預り之宇都宮行書狀紛失一件奈良屋店書狀) 奈良屋仁兵衛・同利助 玉尾藤左衛門宛 九月二六日・一〇月八日(文化四年)

二通 二七

宇都宮荒物屋新右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 一〇月十九日(文化四年)

一通 二七

十月十五日江戸堀江町三丁目柏屋伝右衛門相場狀同封

二通 二七

奈良屋利助・同仁兵衛書狀 小屋普請目論見図面添 玉尾藤左衛門宛 一〇月二二日・二三日(文化四年)

二通 二七

藁小屋普請ニ係ル奈良屋店書狀 西岡玉全返書狀同封 奈良屋与兵衛・利助・仁兵衛 玉尾藤左衛門宛 一〇月二十九日・十一月二日(文化四年)

五通 二七

宇都宮店奈良屋利助・仁兵衛書狀〔宇都宮安着報知〕 玉尾藤左衛門宛 二月九日(文化四年)

一通 二七

京都奈良屋新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一〇月二四日・十一月六日・同一五日(文化四年)

三通 二七

宇都宮奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門・藤藏宛 十一月九日(文化四年)

一通 二七

十一月五日出江戸石橋栄次郎店相場狀同封

二通 二八

(殺類・綿相場に關する宇都宮店書狀) 奈良屋与兵衛・源兵衛・東兵衛 玉尾藤左衛門宛 一〇月九日(文化四年)

一通 二八

九月八日・一〇月八日付荒物屋新右衛門書狀(九月二五日・一〇月五日付江戸堀江町三丁目柏屋伝右衛門相場狀入)同封

六通 二八

玉尾悦書狀〔藤左衛門病氣見舞〕 玉尾さの宛 十一月二日(文化四年)

一通 二八

宇都宮店年始賀狀 奈良屋重藏・源兵衛・東兵衛 玉尾藤左衛門・藤藏宛 正月二日(文化五年)

一通 二八

京都北村(近江屋)治助年始賀狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 正月二日(文化五年)

一通 二八

宇都宮扇子屋兵右衛門年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化五年)

一通 二八

玉尾悦年始賀狀 玉尾藤左衛門・御佐野宛 正月一日(文化五年)

一通 二八

京都近江屋次助書狀 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 正月二日(文化五年)

一通 二八

京都玉尾与兵衛書狀〔おひよ婚禮調具差下し添狀〕 玉尾藤左衛門宛 正月二日(文化五年)

一通 二八

京都玉尾新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 正月一日(文化五年)

一通 二八

宇都宮奈良屋与兵衛・東兵衛書狀〔石塚文右衛門死去之報知〕 玉尾藤左衛門宛 正月十九日(文化五年) 一通 二三五
 宇都宮奈良屋重藏書狀 米屋藤左衛門宛 二月朔日(文化五年) 一通 二九〇
 京都玉尾与兵衛・新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月二〇日(文化五年) 一通 二九二
 宇都宮奈良屋重藏・藤兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月十九日(文化五年) 一通 二九三
 玉尾多つ書狀 玉尾藤左衛門宛 二月十九日(文化五年) 一通 二九三
 京都奈良屋源兵衛書狀 同人宛新兵衛書狀同封 玉尾藤左衛門宛 二月晦日(文化五年) 二通 二九四
 京都奈良屋源兵衛書狀〔店奉公人周旋依頼〕 玉尾藤左衛門宛 三月六日(文化五年) 一通 二九五
 玉尾悦書狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 三月二日(文化五年) 一通 二九八
 玉尾新兵衛書狀〔法事欠礼之断狀〕 玉尾藤左衛門宛 三月三日(文化五年) 一通 二九八
 玉尾吉兵衛・新兵衛書狀〔藤屋太右衛門年賦金一条内用〕 玉尾藤左衛門宛 三月二七日・同晦日(文化五年) 二通 二九七
 京都玉尾新兵衛書狀〔十歳宇都宮下リ之予定報知〕 玉尾藤左衛門宛 三月晦日(文化五年) 一通 二九六
 京都玉尾新兵衛書狀〔小山勘兵衛死去之報知〕 玉尾藤左衛門宛 四月二日(文化五年) 一通 二九六
 宇都宮店端千之祝儀狀 奈良屋重藏・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 五月五日(文化五年) 一通 二〇〇
 京都奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 五月一日(文化五年) 一通 二〇〇

玉尾家文書

四月廿九日付奈良屋源兵衛宇都宮安着之礼狀同封 二通 二〇二
 宇都宮奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 六月十七日(文化五年) 二通 二〇三
 当地江差下し荷物積問屋名前書同封 二通 二〇三
 宇都宮店暑中見舞狀 奈良屋重藏・源兵衛・東兵衛 玉尾藤左衛門宛 六月二十九日(文化五年) 二通 二〇三
 荒物屋(崎尾)新右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 七月十九日(文化五年) 一通 二〇四
 奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 七月二十八日(文化五年) 一通 二〇五
 奈良屋源兵衛・豊七書狀 玉尾藤左衛門宛 八月十七日(文化五年) 一通 二〇五
 多つ書狀并宇都宮店中元之祝儀狀同封 三通 二〇六
 宇都宮荒物屋新右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 九月九日(文化五年) 一通 二〇七
 兵右衛門死去ニ付玉尾新兵衛悔書狀 玉尾藤左衛門宛 九月十九日(文化五年) 一通 二〇八
 宇都宮店奈良屋利助書狀 玉尾藤左衛門宛 九月九日(文化五年) 一通 二〇九
 玉尾重藏納絆之礼狀同封、右兩通京都より 三通 二〇九
 〇月二二日源兵衛差下し添書狀共 三通 二〇九
 宇都宮崎尾新右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 九月九日(文化五年) 一通 二一〇
 京都玉尾悦書狀〔いよ出産祝詞〕 藤左衛門・さの宛 十一月五日(文化五年) 一通 二一一
 奈良屋重藏・源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一月三日(文化五年) 一通 二一一

宇都宮店寒中見舞狀并奈良屋新兵衛分内金請取勘定書出し共 四通 一三三

京都玉尾与兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一二月二十九日(文化五年)

奈良屋新兵衛金貳拾兩時借之願書狀同封 三通 一三三

京都奈良屋悦寒中見舞狀 玉尾藤左衛門・さの宛 二月四日(文化五年)

一通 一三四

宇都宮店歳末之祝儀狀 奈良屋源兵衛添書狀共 玉尾藤左衛門宛 二月十九日(文化五年)

二通 一三六

宇都宮石塚直治郎書狀 兵右衛門死去之悔狀同封 玉尾藤左衛門宛 二月二十五日(文化五年)

二通 一三七

宇都宮石塚直次郎年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月二十五日(文化六年)

一通 一三九

京都玉尾悦年始賀狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 正月十九日(文化六年)

一通 一四〇

宇都宮奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 正月九日(文化六年)

宇都宮町御役所店手代源兵衛勤功御褒美被下之被仰渡之写并右書狀京々差下し之奈良屋吉兵衛添書狀共 三通 一三三

宇都宮店并同地荒物屋新右衛門年始賀狀 右両通京々差下し玉尾与兵衛添書狀 玉尾藤左衛門宛 正月二三日(文化六年)

四通 一三三

宇都宮海野玄理年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月晦日(文化六年)

一通 一三三

伊勢參宮之扁路草津宿の奈良屋重藏・源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月二七日(文化六年)

一通 一三四

京都玉尾多つ書狀 玉尾藤左衛門・さの宛 三月一〇日(文化六年)

一通 一三五

奈良屋源兵衛書狀(今月二四日重藏家督相続并四月二日了順七回忌法要之件) 玉尾藤左衛門宛 三月一〇日(文化六年) 一通 一三六

近江屋次助書狀(玉尾新兵衛帰參執成一条) 玉尾藤左衛門宛 三月二〇日(文化六年)

同日付奈良屋源兵衛書狀同封 三通 一三七

京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(家督譲り御役所御届之儀無滞相濟云々) 玉尾藤左衛門宛 四月一四日(文化六年) 一通 一三六

京都玉尾多つ書狀 玉尾藤左衛門宛 四月二〇日(文化六年) 一通 一三九

京都奈良屋与兵衛書狀(本家仙台御客様同道之上方見物帰着云々) 玉尾藤左衛門宛 五月六日(文化六年) 一通 一四〇

京都玉尾悦書狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 六月一六日(文化六年) 一通 一三三

京都奈良屋吉兵衛・源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 五月七日(文化六年) 二通 一三三

奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(惣助儀暖簾御預ヶ云々) 玉尾藤左衛門宛 四月二〇日(文化六年) 一通 一三四

玉尾藤左衛門書狀案(重藏商売仕入方見習之為御本家江差遣之件) 宛書なし(奈良屋吉兵衛宛) (文化六年五月頃) 一通 一三三

玉尾藤左衛門書狀案(重藏商売仕入方見習之為御本家住込ニ付挨拶狀) 奈良屋御本家・同店手代衆・与兵衛宛 文化六年六月六日 三通一紙 一三五

宇都宮奈良屋与兵衛暑中見舞狀 玉尾藤左衛門宛 六月二一日(文化六年) 一通 一三六

宇都宮海野玄理暑中見舞狀 玉尾藤左衛門宛 六月一五日(文化六年) 一通 一三七

奈良屋源兵衛書狀〔宇都宮店安着之節〕 道中日記覚同封 玉尾藤左衛門・藤藏宛 六月一八日 (文化六年)	二通 二三六	京都玉尾重藏書狀 玉尾藤左衛門・藤藏宛 九月五日(文化六年)	一通 二三五
(宇都宮店茂助・係介欠落ニ係ル京都・宇都宮店書狀) 奈良屋宗順・与兵衛・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 七月朔日・三日・一〇日・一九日(文化六年)	四通 二三三	岩井八兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 九月六日(文化六年)	一通 二五三
奈良屋宗順・重藏書狀〔西横関村庄藏老母死去之節〕 宇都宮店中元之祝儀狀同封 玉尾藤左衛門宛 七月晦日(文化六年)	三通 二四〇	京都奈良屋宗順書狀 玉尾藤左衛門宛 九月一日(文化六年)	一通 二五二
京都奈良屋新兵衛書狀〔兵右衛門一週忌不参之断〕 玉尾藤左衛門宛 九月五日(文化六年)	一通 二四一	八月二九日宇都宮店書狀〔宗助於在所古手商売元手金拝借之件〕同封	二通 二五五
宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 同店重陽之祝儀狀同封 玉尾藤左衛門宛 九月二九日(文化六年)	二通 二四三	京都奈良屋惣兵衛書狀〔富小路隠居・新兵衛和談一条〕 藤左衛門・新左衛門宛 二月晦日(文化六年)	一通 二五四
奈良屋与兵衛書狀〔店惣助勘定引負その他之件〕 玉尾藤左衛門宛 一月二日(文化六年)	二通 二四二	宇都宮海野文理寒中見舞狀 玉尾藤左衛門宛 二月三日(文化六年)	一通 二五五
一〇月二六日付岩井八兵衛書狀同封		奈良屋利助年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化七年)	一通 二五八
京都奈良屋与兵衛書狀 宇都宮店寒中見舞狀同封 玉尾藤左衛門宛 二月二日(文化六年)	三通 二四四	宇都宮店・同地崎尾新右衛門年始賀狀并同地相場気配狀 正月五日・同九日(文化七年)	一通 二五八
京都奈良屋新兵衛書狀〔御本家御出入帰参願一条〕 玉尾藤左衛門・岡本新左衛門宛 三月三日・同月一九日・一月二四日・二月二四日(文化六年)	四通 二四五	右両通正月一九日京都夕差下しニ付奈良屋与兵衛添書狀 玉尾藤左衛門宛	四通 二五七
修宝院返書狀〔京都親類方不和取計方之件〕 鏡山玉尾藤左衛門宛 一月一日(文化六年)	一通 二四七	宇都宮石塚直次郎年始賀狀 玉尾藤左衛門宛(文化七年)	一通 二五九
奈良屋宗順・与兵衛書狀 中元之祝儀狀并祝書狀同封 玉尾藤左衛門宛 七月二〇日(文化六年)	四通 二四七	宇都宮扇子屋兵右衛門年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化七年)	一通 二五九
宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 七月二九日(文化六年)	一通 二四八	宇都宮海野文理年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月九日(文化七年)	一通 二六〇
京都奈良屋宗順書狀 玉尾藤左衛門宛 八月二三日(文化六年)	一通 二四九	京都奈良屋新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 正月一日(文化七年)	一通 二六一
京都玉尾悦書狀〔貞けん法事之際重藏長逗留之礼狀〕(文化六年八月二五日カ)	一通 二五〇	京都玉尾多つ年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月二一日(文化七年)	一通 二六三

京都奈良屋新藏・惣兵衛・吉郎兵衛書狀(新兵衛和睦一件事済ニ付) 玉尾藤左衛門宛 正月三二日(文化七年)	一通 二六三
京都近江屋次助書狀(借銀切替新証文及利金渡ニ付) 玉尾藤左衛門宛 二月三日(文化七年)	一通 二六四
京都玉尾悦書狀 玉尾藤左衛門宛 二月一七日(文化七年)	一通 二六五
京都玉尾新兵衛書狀(鏡法事不参ニ付香饂送リ狀) 玉尾藤左衛門宛 二月一七日・同月三日(文化七年)	二通 二六六
京都奈良屋与兵衛・新兵衛書狀(宗順死去之報知) 玉尾藤左衛門宛 三月一〇日(文化七年)	二通 二六七
京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(宗順納骨之件) 玉尾藤左衛門宛 三月二四日(文化七年)	一通 二六九
京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(伊勢屋次右衛門内室病死ニ付悔狀託送一件) 玉尾藤左衛門宛 四月一七日(文化七年)	一通 二七〇
京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(宇都宮伊勢屋治右衛門道中連衆鏡逗留中病氣見舞狀) 玉尾藤左衛門宛 四月一九日(文化七年)	一通 二七一
京都奈良屋源兵衛書狀(伊勢屋治右衛門方御不幸見舞一条) 玉尾藤左衛門宛 四月二二日(文化七年)	一通 二七三
番場宿々伊勢屋治右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 四月三日(文化七年)	一通 二七三
京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(宗順遺物着類差下し云々) 玉尾藤左衛門宛 五月二日(文化七年)	一通 二七四
(宗順遺物之着類差送り添狀) 奈良屋与兵衛 玉尾藤左衛門宛 五月三日(文化七年)	一通 二七四

近江屋次助書狀 玉尾藤左衛門・藤藏宛 五月一日(文化七年)	一通 二七五
(宇都宮伊勢屋治右衛門等一行上方道中之途次病死一件京都來狀) 奈良屋与兵衛・新兵衛・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 五月一六月(文化七年)	八通 二七六
宇都宮橋屋茂八書狀(茂八家内鏡村ニ而病氣一条) 玉尾藤左衛門宛 五月一九日(文化七年)	一通 二七七
京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(釈宗心年回法要之件) 玉尾藤左衛門宛 五月二〇日(文化七年)	一通 二七九
京都橋屋惣八書狀 玉尾藤左衛門宛 六月七日(文化七年)	一通 二七九
京都奈良屋与兵衛書狀(宗順百ヶ日退夜之件) 玉尾藤左衛門宛 六月一五日(文化七年)	一通 二八〇
京都奈良屋与兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 七月五日(文化七年)	一通 二八一
宇都宮奥州屋佐兵衛・庄藏書狀(上方道中罹病之節之礼狀) 米屋藤左衛門宛 七月七日(文化七年)	一通 二八三
宇都宮云馬町足袋屋友八礼書狀(同上) 玉尾藤左衛門宛 七月七日(文化七年)	一通 二八三
宇都宮店奈良屋東兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 七月九日(文化七年)	一通 二八四
奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(鏡ニ而療養中之足袋屋要助身柄引取之件) 玉尾藤左衛門宛 七月一二日(文化七年)	一通 二八五
宇都宮足袋屋要助妻りよ書狀 玉尾藤左衛門宛	一通 二八六
京都奈良屋悦・源兵衛書狀 宇都宮店并同地 海野玄理暑中見舞狀同封 玉尾藤左衛門宛 七月二二日(文化七年)	四通 二八七

岡本屋宇兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 七月二十六日(文化七年)	一 通	二八八
京都奈良屋源兵衛書狀 宇都宮店中元之祝儀狀同封 玉尾藤左衛門宛 七月二十九日(文化七年)	二 通	一五三
宇都宮奥州屋いそ書狀 米屋藤左衛門宛 八月朔日(文化七年)	一 通	二六九
奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門・藤藏宛 八月一日(文化七年)	二 通	二九〇
要助書狀(宇都宮(帰国之途次番場宿々) 玉尾藤左衛門宛 八月五日(文化七年)	一 通	二九一
京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤藏宛 八月八日(文化七年)	一 通	二九二
宇都宮要助書狀 玉尾藤左衛門宛 八月十九日(文化七年)	一 通	二九三
京都奈良屋新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 八月二〇日(文化七年)	一 通	二九四
京都奈良屋源兵衛書狀 八月二日付宇都宮橋屋惣八書狀同封 玉尾藤左衛門宛 九月一日(文化七年)	二 通	二九五
京都奈良屋与兵衛・源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一〇月四日(文化七年)	一 通	二九六
京都奈良屋重藏書狀(藤藏病氣見舞) 清水坂大日堂御親表書取同封 玉尾藤左衛門宛 一〇月一〇日・同月一四日(文化七年)	三 通	二九七
奈良屋かん・多つ書狀 玉尾藤左衛門・佐野宛 一〇月二九日・十一月一日・同月二七日(文化七年)	三 通	二九八
奈良屋源兵衛書狀(宇都宮安着之節) 道中記 添 玉尾藤左衛門宛 十一月十九日(文化七年)	二 通	二九九

京都奈良屋新兵衛書狀(藤藏病氣見舞) 玉尾藤左衛門宛 十一月二七日(文化七年)	一 通	三〇〇
宇都宮店歳暮之祝儀狀 奈良屋重藏・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 十二月五日(文化七年)	一 通	三〇一
京都玉尾多つ年始賀狀 旧臘一五日宇都宮奈良屋与兵衛・東兵衛寒中見舞狀同封 玉尾藤左衛門宛 正月二日(文化八年)	二 通	一四五
宇都宮店奈良屋利助年始賀狀 玉尾藤左衛門・藤藏宛(文化八年)	一 通	一四〇
宇都宮海野玄理年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化八年)	一 通	二〇一
宇都宮店年始賀狀 奈良屋与兵衛・東兵衛・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 正月九日(文化八年)	一 通	二〇二
宇都宮伊勢屋治右衛門年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化八年)	一 通	二〇四
宇都宮岡本屋宇兵衛年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化八年)	一 通	二〇五
宇都宮崎尾新右衛門書狀 年始賀狀同封 玉尾藤左衛門宛 正月一七日(文化八年)	二 通	二〇六
奈良屋与兵衛・源兵衛書狀(立春上京予定報知) 玉尾藤左衛門宛 正月十九日(文化八年)	一 通	二〇七
宇都宮玉尾重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 正月二九日(文化八年)	一 通	二〇八
宇都宮奈良屋与兵衛・源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 正月二十九日(文化八年)	一 通	二〇九
宇都宮宿伝馬町足袋屋宇右衛門内りよ書狀 玉尾藤左衛門宛 二月四日(文化八年)	一 通	二一〇
宇都宮奈良屋与兵衛・源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月九日(文化八年)	一 通	二一一

京都玉尾かん・多つ書状 宛二月二日(文化八年)	玉尾藤左衛門・さの	一通	一三三
草津宿々奈良屋重藏・藤兵衛書状 門宛二月二七日(文化八年)	玉尾藤左衛門	一通	一三三
京都奈良屋八兵衛書状(藤藏并紺屋町吉之助病 氣見舞) 玉尾藤左衛門宛 二月二九日(文化八年)		一通	一三四
京都玉尾重藏書状 玉尾藤左衛門宛 閏二月三日 (文化八年)		一通	一三五
宇都宮店奈良屋源兵衛・利助書状(藤藏病氣見 舞) 玉尾藤左衛門宛 閏二月二九日(文化八年)		一通	一三六
宇都宮奈良屋与兵衛・源兵衛書状(紺屋町吉助 死去悔状) 玉尾藤左衛門宛 三月二九日(文化八 年)		一通	一三七
京都奈良屋与兵衛・重藏書状 宇都宮店奈良 屋源兵衛書状并橋屋茂八書状同封 玉尾藤左衛 門宛 四月四日(文化八年)		四通	一三八
宇都宮店半兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 四月九日 (文化八年)		一通	一三九
京都玉尾重藏書状 玉尾藤左衛門宛 四月一四日 (文化八年)		一通	一四〇
京都奈良屋重藏書状 店東兵衛在所親許相続 願内密相談書状共 玉尾藤左衛門宛 四月二日 (文化八年)		二通	一四一
京都玉尾新兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 四月二四 日(文化八年)		一通	一四二
宇都宮店端午之祝儀状 奈良屋与兵衛・源兵衛・ 利助 玉尾藤左衛門宛 五月五日(文化八年)		一通	一四三
宇都宮橋屋茂八書状(鮎鮮受納礼状) 玉尾藤左 衛門・玉本庄右衛門宛 五月七日(文化八年)		一通	一四四

京都奈良屋重藏書状 玉尾藤左衛門宛 五月九日 (文化八年)		一通	一四五
奈良屋与兵衛書状 借金帯リニ付新証文并利足 金差下之近江屋治介書状同封 玉尾藤左衛門宛 五月二日―十三日(文化八年)		二通	一四六
宇都宮海野玄理暑中見舞状 玉尾藤左衛門宛 六月七日(文化八年)		一通	一四七
京都奈良屋十藏書状 玉尾藤左衛門宛 六月一〇 日(文化八年)		一通	一四八
京都玉尾新兵衛書状(藤藏病氣見舞) 玉尾藤左 衛門宛 六月(文化八年)		一通	一四九
京都奈良屋八兵衛書状(藤藏病氣見舞) 玉尾藤 左衛門宛 六月一六日(文化八年)		一通	一五〇
京都玉尾悦書状(藤藏病氣見舞) 玉尾藤左衛門・ 佐野宛 六月二六日(文化八年)		一通	一五一
京都奈良屋かん・多つ書状(藤藏病氣見舞) 玉尾藤左衛門・与兵衛宛 六月二二日・同二六日(文 化八年)		二通	一五二
宇都宮店奈良屋源兵衛・利助書状(藤藏病氣見 舞) 玉尾藤左衛門宛 六月二九日(文化八年)		一通	一五三
奈良屋重藏書状 玉尾藤左衛門宛 六月三〇日(文 化八年)		一通	一五四
宇都宮店中元之祝儀状 奈良屋与兵衛・源兵衛 玉尾藤左衛門宛 七月一日(文化八年)		一通	一五五
京都奈良屋重藏書状 五条奈良屋新兵衛中元 之祝儀状同封 玉尾藤左衛門宛 七月二七日(文 化八年)		二通	一五六
京都玉尾重藏書状 玉尾藤左衛門宛 八月一八日 (文化八年)		一通	一五七

京都奈良屋重藏書狀〔紺屋町伊八隱居死去ニ付
 悔狀差下シ〕 玉尾藤左衛門宛 八月二十四日(文化
 八年)
 八月九日付宇都宮荒物屋新右衛門書狀同封
 京都奈良屋重藏書狀〔小山勘兵衛方妙壽死去之
 報知〕 玉尾藤左衛門宛 九月三日(文化八年)
 京都奈良屋重藏書狀〔紋羽形男帶注文之返書〕
 玉尾藤左衛門宛 九月二九日(文化八年)
 宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛
 九月二九日(文化八年)
 九月二五日付江戸久住与次郎店相場狀・十
 月三日付石橋榮次郎御張紙之写同封
 京都奈良屋八兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一〇月
 二四日(文化八年)
 京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一〇月
 二五日(文化八年)
 宇都宮玉尾重藏書狀 宇都宮下向之道中日記
 同封 玉尾藤左衛門宛 一一月一九日(文化八年)
 京都奈良屋東兵衛寒中見舞狀 玉尾藤左衛門宛
 一一月二五日(文化八年)
 京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一一月
 二九日(文化八年)
 京都奈良屋東兵衛書狀 宇都宮奈良屋重藏・
 海野玄理寒中見舞狀同封 玉尾藤左衛門宛 一
 二月一九日(文化八年)
 宇都宮海野玄理年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正
 月五日(文化九年)
 京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾かん・多つ年始
 賀狀同封 玉尾藤左衛門宛 正月二日(文化九年)

玉尾家文書

二通 一三六
 一通 一三九
 一通 一四〇
 三通 一四一
 一通 一四二
 一通 一四三
 二通 一四四
 一通 一四五
 一通 一四六
 三通 一四七
 一通 一四八
 三通 一四九

京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月七
 日(文化九年)
 京都玉尾新兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 二月一三
 日(文化九年)
 京都奈良屋東兵衛書狀〔藤藏病氣見舞〕 玉尾藤
 左衛門宛 二月一三日(文化九年)
 藤藏死去ニ付京都奈良屋八兵衛・同東兵衛書
 狀 玉尾藤左衛門宛 二月二〇日(文化九年)
 藤藏死去ニ付奈良屋かん・多つ悔狀 玉尾藤左
 衛門宛 二月二日(文化九年)
 奈良屋東兵衛書狀〔同上〕 玉尾与兵衛宛 二月
 二日(文化九年)
 藤藏死去ニ付北村次助悔狀 玉尾藤左衛門宛 二
 月二日(文化九年)
 藤藏死去ニ付奈良屋八兵衛悔書狀 奈良屋与兵
 衛宛 二月二日(文化九年)
 藤藏死去ニ付松屋新七悔狀 玉尾藤左衛門宛
 京都玉尾重藏書狀〔藤藏三七法要不參之断〕
 玉尾藤左衛門宛 二月二日(文化九年)
 藤藏死去ニ付小山勘兵衛悔狀 玉尾藤左衛門宛
 二月二日(文化九年)
 藤藏死去ニ付鍵屋六兵衛悔狀 玉尾藤左衛門宛
 二月二日(文化九年)
 京都奈良屋かん・多つ書狀 玉尾藤左衛門・さ
 の・たき宛 二月(文化九年)
 宇都宮店奈良屋源兵衛・利介書狀〔藤藏病氣見
 舞〕 玉尾藤左衛門宛 二月九日(文化九年)

一通 一五九
 一通 一六〇
 一通 一六一
 一通 一六二
 一通 一六三
 一通 一六四
 一通 一六五
 一通 一六六
 一通 一六七
 一通 一六八
 一通 一六九
 一通 一七〇
 一通 一七一
 一通 一七二
 一通 一七三
 一通 一七四
 一通 一七五
 一通 一七六
 一通 一七七
 一通 一七八
 一通 一七九
 一通 一八〇
 一通 一八一
 一通 一八二
 一通 一八三
 一通 一八四
 一通 一八五
 一通 一八六
 一通 一八七
 一通 一八八
 一通 一八九
 一通 一九〇
 一通 一九一
 一通 一九二
 一通 一九三
 一通 一九四
 一通 一九五
 一通 一九六
 一通 一九七
 一通 一九八
 一通 一九九
 一通 二〇〇

京都奈良屋重藏書狀〔宗順三回忌法要之報知〕 玉尾藤左衛門宛 二月三〇日(文化九年)	一通 一四〇
京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 三月六日(文化九年)	一通 一四二
藤藏死去ニ付宇都宮店悔狀 奈良屋源兵衛・利助 玉尾藤左衛門宛 三月九日(文化九年)	一通 一四四
京都玉尾多ツ書狀 玉尾藤左衛門宛 三月一八日(文化九年)	一通 一四五
宇都宮紙屋忠藏書狀 玉尾藤左衛門宛 三月一九日(文化九年)	一通 一四九
宇都宮伊勢屋治右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 三月一九日(文化九年)	一通 一五〇
京都奈良屋重藏書狀〔藤藏尽七日法要不參之断〕 玉尾藤左衛門宛 四月五日(文化九年)	二通 一四六
京都奈良屋かん書狀 玉尾藤左衛門・さの宛 四月九日(文化九年)	一通 一五二
宇都宮橋屋惣八書狀 玉尾藤左衛門宛 四月一四日(文化九年)	一通 一五三
宇都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 四月一四日(文化九年)	一通 一五三
京都奈良屋新兵衛書狀〔藤左衛門病氣見舞〕 玉尾藤左衛門宛 四月一九日(文化九年)	一通 一四六
京都山田屋平兵衛書狀〔藤左衛門病氣見舞〕 玉尾藤左衛門宛 四月一九日(文化九年)	一通 一四七
京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾与兵衛宛 四月二十五日(文化九年)	一通 一六三
玉尾藤左衛門書狀下書〔重藏復籍之儀奈良屋本家へ懸合之件依頼〕 紺屋町堤茂兵衛宛 文化九年四月二六日	一通 一六四

藤藏死去ニ付松坂屋茂右衛門悔狀 玉尾藤左衛門宛 四月二九日(文化九年)	一通 一六三
京都玉尾重藏書狀 西岡先生が御差図之なげし 造作之日時之覚同封 玉尾藤左衛門宛 五月朔日(文化九年)	三通 一四四
京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 五月二日(文化九年)	一通 一四五
京都玉尾悦書狀〔五十日法要ニ付重藏差下之儀〕 玉尾藤左衛門・さの宛 五月(文化九年)	一通 一四六
京都奈良屋与兵衛(重藏)書狀〔新兵衛妻死去之報知〕 玉尾藤左衛門宛 六月一〇日(文化九年)	一通 一四六
宇都宮店暑中見舞狀 同地作柄氣配狀同封 玉尾藤左衛門宛 六月二五日・同一七日(文化九年)	二通 一四六
京都奈良屋重藏書狀 爰許縁談一件内用書狀同封 玉尾藤左衛門宛 六月二〇日・同二三日(文化九年)	二通 一四七
京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 六月二五日(文化九年)	一通 一四七
六月二一日付奈良屋新兵衛妻死去之報知狀 六月二四日付同人忌明之挨拶狀同封	三通 一四九
修宝院書狀〔藤藏死去ニ付為跡目相続人重藏引戻一条〕 玉尾藤左衛門宛 六月二日(文化九年)	一通 一四三
京都奈良屋重藏書狀〔重藏復縁内談之件〕 玉尾藤左衛門宛 六月二九日(文化九年)	一通 一四六
京都奈良屋重藏書狀 近江屋治助中元之祝儀 旁々右書狀差送り添狀同封 玉尾藤左衛門宛 七月二〇日(文化九年)	四通 一四三
京都奈良屋重藏書狀〔同人宇都宮下り之件〕 玉尾藤左衛門宛 七月八日(文化九年)	一通 一四五

京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 八月七日(文化九年) 二通 一四四

京都奈良屋重藏書狀并神籤写(鏡江復縁一条) 玉尾藤左衛門宛 八月二日(文化九年) 三通 一四六

京都近江屋次助書狀 玉尾藤左衛門宛 八月二〇日(文化九年) 一通 一四七

京都奈良屋重藏書狀 八月九日付宇都宮奈良屋源兵衛書狀并同店中元之祝儀狀同封 玉尾藤左衛門宛 八月二四日(文化九年) 三通 一四六

京都奈良屋重藏書狀(奈良屋与兵衛店跡日之件) 玉尾藤左衛門宛 八月二五日(文化九年) 二通 一四九

京都奈良屋重藏書狀(同人鏡復縁之件) 玉尾藤左衛門宛 九月二日・同一六日(文化九年) 二通 一四〇

宇都宮店奈良屋源兵衛書狀(同地相場書入) 玉尾藤左衛門宛 九月二九日(文化九年) 一通 一四二

京都奈良屋重藏書狀(鏡ニ而御普請ニ付青雲堂考書一条) 玉尾藤左衛門宛 一〇月晦日・霜月八日(文化九年) 二通 一四三

京都奈良屋重藏書狀(復縁之件) 玉尾藤左衛門宛 一一月二日(文化九年) 一通 一四七

京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 霜月二六日(文化九年) 一通 一五三

京都奈良屋重藏書狀(復縁懸合一条) 玉尾藤左衛門宛 極月二日・同六日(文化九年) 二通 一四四

宇都宮店寒中見舞狀 奈良屋源兵衛 玉尾藤左衛門宛 臘月七日(文化九年) 一通 一五三

京都奈良屋東兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 一一月一七日(文化九年) 一通 一五五

京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 臘月二〇日(文化九年) 一通 一五六

京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 臘月二六日(文化九年) 一通 一五四

宇都宮店年始賀狀 奈良屋源兵衛・利助 玉尾藤左衛門宛 正月五日(文化一〇年) 一通 一五五

京都奈良屋かん・多つ年始賀狀 玉尾藤左衛門佐野宛 正月六日(文化一〇年) 一通 一五六

京都奈良屋藤兵衛書狀(重藏在所引籠ニ付歸京懇請) 玉尾藤左衛門宛 正月二七日(文化一〇年) 一通 一五七

京都奈良屋与兵衛(重藏)書狀(正月廿九日宇都宮店類焼一件) 玉尾藤左衛門宛 二月九日(文化一〇年) 一通 一五八

京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 二月二五日(文化一〇年) 一通 一五九

京都奈良屋重藏書狀(重藏復縁懸合之為紺屋町茂兵衛上京之懇請) 玉尾藤左衛門宛 二月八日(文化一〇年) 一通 一五〇

京都奈良屋吉郎兵衛書狀(富小路相統之儀内談之為御上京被下度云々) 玉尾藤左衛門宛 二月二〇日(文化一〇年) 一通 一五二

京都奈良屋重藏書狀(同上) 玉尾藤左衛門宛 二月二日(文化一〇年) 一通 一五三

京都奈良屋重藏書狀 玉尾藤左衛門宛 二月二七日(文化一〇年) 一通 一五三

京都奈良屋吉郎兵衛書狀(富小路相統内談一件ニ付上京懇請) 玉尾藤左衛門・堤茂兵衛宛 二月二八日(文化一〇年) 一通 一五四

玉尾藤左衛門書狀下書〔在所御役向繁忙ニ付上京延引之儀〕 奈良屋吉郎兵衛宛 三月四日(文化一〇年) 一通 一五五

京都奈良屋重藏書狀〔相統内談ニ付早々御上京被下度云々〕 玉尾藤左衛門宛 三月五日(文化一〇年) 一通 一五六

京都奈良屋重藏書狀〔相統内談ニ付早々御上京被下度云々〕 玉尾藤左衛門宛 三月五日(文化一〇年) 一通 一五六

京都奈良屋吉郎兵衛書狀〔富小路相統之件〕 玉尾藤左衛門・堤茂兵衛宛 三月九日(文化一〇年) 一通 一五六

京都奈良屋源兵衛書狀〔富小路跡目養子之件〕 玉尾藤左衛門宛 四月一〇日(文化一〇年) 一通 一五九

玉尾藤左衛門書狀下書〔重藏離縁ニ付〕 京都宮店奈良屋源兵衛・利助・御店中宛・文化一〇年四月二七日 一通 一五〇

京都奈良屋かん・東兵衛書狀〔重藏身廻之品届之儀〕 玉尾藤左衛門宛 五月二日(文化一〇年) 一通 一五一

京都奈良屋かん・東兵衛書狀〔昨一四日奈良屋相統無滞相濟ハ段〕 玉尾藤左衛門宛 五月五日(文化一〇年) 一通 一五三

京都宮橋屋茂八書狀〔近火見舞礼狀〕 玉尾藤左衛門宛 五月九日(文化一〇年) 一通 一五三

京都奈良屋かん・東兵衛書狀〔昨一四日奈良屋相統無滞相濟ハ段〕 玉尾藤左衛門宛 五月五日(文化一〇年) 一通 一五三

京都奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門・重藏宛 七月朔日(文化一〇年) 一通 一五五

京都奈良屋源兵衛書狀〔重藏着類差戻し送り狀〕 玉尾藤左衛門宛 七月十五日(文化一〇年) 一通 一五五

京都奈良屋源兵衛書狀〔重藏着類差送り狀〕 玉尾藤左衛門宛 七月十五日(文化一〇年) 一通 一五五

八月二九日付京都宮々奈良屋東兵衛店着狀同封 玉尾藤左衛門・重藏宛 九月二五日・同日(文化一〇年) 三通 一五七

京都奈良屋かん寒中見舞狀 玉尾藤左衛門・さの宛 霜月朔日(文化一〇年) 一通 一五六

京都奈良屋かん・多つ・新兵衛書狀〔道寿五十回忌法要不参之断〕 藤左衛門・さの宛 霜月一日・同日(文化一〇年) 二通 一五四

京都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門・重藏宛 一月九日(文化一〇年) 一通 一五五

京都宮店奈良屋源兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 閏一月九日(文化一〇年) 一通 一五五

右一二月八日京々差下シニ付奈良屋かん・多つ添書狀

京都奈良屋源兵衛書狀〔店東兵衛別宅披露〕 玉尾藤左衛門宛 一月朔日(文化一二年) 一通 一五三

京都奈良屋源兵衛書狀〔本家岩井八兵衛書狀差下シニ付〕 玉尾藤左衛門・重藏宛 一月二〇日(文化一二年) 一通 一五三

京都岩井八兵衛書狀〔富小路与兵衛方相統人之件〕 玉尾藤左衛門宛 一月二〇日(文化一二年) 一通 一五三

付、一二月一七日玉尾藤左衛門右返書下書

京都奈良屋源兵衛書狀〔奈良屋与兵衛方養子縁談先親許在所調依頼〕 玉尾藤左衛門宛 三月九日(文化一二年) 二通 一五五

京都奈良屋源兵衛書狀〔与兵衛養子縁談先在所調之督促〕 岡本新左衛門宛 四月二五日・同日(文化一二年) 二通 一五五

玉尾藤左衛門返書狀下書〔富小路養子縁談之件〕 玉尾源兵衛・玉尾新兵衛宛 五月六日(文化一二年) 二通 一五五

奈良屋かん・源兵衛・新兵衛書状(養子結納并披露之招待) 玉尾藤左衛門宛 六月一〇日(文化二年)	一通	一五七	玉尾東七書状 玉尾藤左衛門宛 五月一〇日	一通	二二六
奈良屋与兵衛口演(御祝儀受納之礼) 玉尾藤左衛門宛 七月四日(文化二年)	一通	一五七	玉尾与兵衛年始賀状 玉尾了内・藤左衛門宛 正月五日	一通	二二六
玉尾新兵衛書状 痔薬添療治法解説書共 玉尾藤左衛門・庄五郎宛 一月一四日	三通	一五七	宇都宮玉尾与兵衛(了順)書状 玉尾了内・藤左衛門宛 正月九日	一通	二七五
玉尾新吾書状(親宣死去ニ付悔) 玉尾庄五郎宛 九月一日(文政二年)	一通	三七五	玉尾与兵衛(了順)年始賀状 玉尾藤左衛門・新藏宛 正月五日	一通	二七六
京都岩井八兵衛書状(親徳死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 六月三日(元治元年)	一通	三三九	京五条烏丸西入ル町上野六右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 六月一四日	一通	二四二
京都玉尾与平治書状(親徳死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 一月二三日(元治元年)	一通	三三三	(呉服・太物類差送り添状) 玉尾与兵衛 玉尾藤左衛門宛 五月二日	一通	二六八
*京都玉尾与兵衛書状(京師并関東諸方不穩之形勢聞書) 玉尾藤左衛門宛 慶応二年六月二七日	一通	三五〇	玉尾悦年始賀状 玉尾藤左衛門・さの宛 正月五日	一通	一五三
(奈良屋八兵衛殿行封金預り書) 奈良屋与兵衛(宗順) 玉尾藤左衛門宛 四月六日	一通	三六	玉尾与兵衛・熊吉暑中見舞状 玉尾藤左衛門宛 六月二日	一通	二四二
玉尾与兵衛為利(宗順)年始賀状 玉尾藤左衛門宛 正月五日	一通	一五〇	宇都宮海野玄理暑中見舞状 玉尾藤左衛門宛 六月一日	一通	二四三
京都奈良屋与兵衛(宗順)書状 玉尾藤左衛門宛 一月三日	一通	三四	宇都宮石塚直次郎年始賀状 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 正月一日	一通	二九六
京都奈良屋与兵衛(宗順)書状 玉尾藤左衛門宛 二月二日	一通	一五九	玉尾藤左衛門・太藏年始賀状 京玉尾与兵衛宛 正月五日	一通	二四四
京都奈良屋吉兵衛書状 玉尾藤左衛門宛 一月一〇日	一通	一五三	その他の親族書状		
宇都宮玉尾東七為綏年始賀状 玉尾了内・藤左衛門宛 正月七日	一通	一五三	堤宗哲書状 堤茂兵衛宛 三月二六日	首欠一通	二〇七
			堤重兵衛書状(江戸糶町御火消屋敷々) 江州鏡山玉尾藤左衛門宛 二月九日	一通	二七
			安田清兵衛書状(藤蔵死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 三月二日(文化九年)	一通	一六〇

小棍さや消息 玉尾隱居宛 四月六日

二通 三〇四

きぬ書狀(江頭^〇) 玉尾藤左衛門宛 戊十一月二三日

一通 一六七

他家書狀

永田彦四郎年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 閏正月(天明四年^カ)

一通 一五五

永田彦四郎書狀(藤四郎婚禮祝詞) 玉井藤四郎宛 二月五日(天明七年^カ)

一通 一五七

加州金沢淺野町野路嘉七年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月吉日(享和元年)

一通 一三六

宇野五右衛門書狀(了円死去ニ付悔) 兵右衛門宛 四月二日(文化二年)

一通 一五五

玉尾兵右衛門書狀(忌明け挨拶) 野洲村宇野五右衛門宛 四月八日(文化二年)

一通 一五五

伊崎理兵衛・同隼太書狀(藤藏死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 三月四日(文化九年)

一通 一五九

安田五郎兵衛書狀(藤藏死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 三月八日(文化九年)

一通 一四六

安田庄三郎書狀(藤藏死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 四月五日(文化九年)

一通 一六二

飯嶋利兵衛謙殺書狀(親徳死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 五月二三日(元治元年)

一通 一三三

木屋久兵衛書狀(忌明け之挨拶) 玉尾藤左衛門宛 六月二日(文化七年)

一通 一五〇

長谷川久兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 三月六日・十一月二日

二通 二七九

木屋久兵衛書狀(小兒病死之悔返札) 玉尾藤左衛門宛 三月九日

一通 一六三

長谷川久兵衛書狀(忌明け之挨拶) 庄五郎宛 三月八日

一通 二七九

木屋久兵衛中元之祝儀狀 玉尾藤左衛門・庄五郎宛 七月五日

一通 一六四

玉尾庄五郎書狀(極上茶銘問合) 木屋久兵衛宛(朱筆返書書入) 一〇月

一通 二七七

長谷川久兵衛書狀(親徳死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 六月四日(元治元年)

一通 一三五〇

玉尾藤左衛門書狀控 木屋久兵衛宛

三通 三三三

柴屋惣右衛門・惣兵衛書狀(了円死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門・兵右衛門宛 三月二〇日(文化二年)

一通 一五四

藤左衛門書狀下書(藤藏死去悔之返札) 柴屋宗兵衛宛 三月一日(文化九年)

一通 一六〇

柴屋惣兵衛年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日

一通 一六三

鍵屋五郎左衛門年始賀狀 玉尾藤左衛門宛 正月五日

一通 一六九

山本屋与兵衛書狀(藤七養子縁談之件) 玉尾藤左衛門・同藤七宛 閏四月二九日(寛政二年^カ)

一通 一四〇

多田屋新右衛門書狀 米屋藤左衛門宛 三月三日(文化七年)

一通 一六六

〔扇力〕屋藤七書狀 玉尾藤左衛門宛 五月三日

一通 一六八

西村文右衛門書狀(藤藏死去ニ付悔) 玉尾藤左衛門宛 三月九日(文化九年)

一通 一五一

三国屋利兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 九月二〇日

一通 一五〇

釜屋九兵衛書狀 玉尾藤左衛門宛 七月一日

一通 一五二

小江口村平兵衛・寺内村三郎左衛門書狀 藤左衛門宛 二月二六日

一通 一五四

高野山小田原宝藏院「心長書狀」(類焼見舞金受納之礼) 鏡之宿玉尾宛 二月朔日 一通 三三七

西願寺真齋書狀「黄金水贈呈之礼」 玉尾藤左衛門宛 六月四日 一通 三三五

坂本西教寺禅林坊返状 湖東鏡宿玉尾藤左衛門宛 六月一日 一通 三三六

(西坊法印卒去之節弔辞返礼状) 西坊宮内卿内秋岡甚十郎 湖東鏡山玉尾藤左衛門宛 六月二〇日 一通 三三五

宝藏院書狀 玉尾藤左衛門宛 一月二五日(文化四年^カ) 一通 二八一

須惠村榮勝寺僧書簡 玉尾藤七宛 極月晦日 一通 三三三

○仁正寺家中書狀

竹村八兵衛書狀「才覚金内談一件」 鏡村藤左衛門宛 (寛政五―六年) 七通 六一

右断リ之藤左衛門返書状扣

谷十右衛門書狀 鏡村藤左衛門宛 二二月三日(寛政一二年) 一通 三三六

谷十右衛門書狀 鏡村藤左衛門宛 寛政一三年正月一日・文化九年六月一六日他 三通 三三九

谷十右衛門書狀 鏡村藤左衛門・八兵衛宛 三月一八日 一通 三三七

谷十右衛門書狀 玉尾藤左衛門宛 二二月二日 一通 三三六

谷徳太郎書狀「父死去之悔返札」 鏡村藤左衛門宛 二二月九日(文化一〇年) 一通 三三〇

西村文右衛門・谷徳太郎書狀「普請金之無心」 鏡村藤左衛門・八兵衛宛 文化一〇年一〇月 四通 三六一

中嶋方政書狀「父死去悔之返札」 鏡村庄屋藤左衛門宛 文化一三年一二月二五日 一通 三三六

中嶋新左衛門書狀「進物之返礼」 鏡村西村藤左衛門宛 九月一〇日 一通 三三六

谷勝助書狀 玉尾藤左衛門宛 文化一三年他 九通 三三三

藤左衛門返書状控「金談御断之件」 谷勝助宛 文化一四年八月七日 一通 三三三

谷勝助書狀「去秋藤左衛門死去之悔」 玉尾庄五郎宛 正月二五日(文政三年) 一通 二七三

谷勝助年始返礼状 玉尾庄五郎宛 正月五日 一通 二七三

谷勝助書狀 玉尾藤左衛門宛 (天保五年) 四通 二四六

午一二月一五日付同人金拾三兩貳步請取書 一通共 一通 三三四

岩田八十八内用書狀 玉尾藤左衛門宛 正月二二日 一通 三三四

吉村郡八郎書狀 玉尾藤左衛門宛 正月一六日 一通 二六三

文芸

俳諧

○俳友文信

雅用文信刺 (文政五―八年頃) 二綴 一〇五

雅用文信刺 (文政一〇年頃) 三綴 一〇九

其笑書翰控 秋季摺加入之笺句并嶋川納涼歌 三通 三三〇

仙同封 千影宗匠宛 七月二〇日 一帖 三三〇

鏡山寄松書翰控「俳諧連替帖・同日華帖兩集催ニ付加入句申送状」 堺町四条上菊太郎其成宛 一月三三日 一通 二六三

海野芥舟(玄理)書翰 玉尾寄松(藤左衛門)宛(文政五年他)	六通 二六五
松浦惟俊書翰 同人詠草同封 玉尾氏宛	四葉 二六五
三上山伊崎一興書翰 寄松宛	二通 二六五
三上山可南書翰 一鏡俳諧同封 鏡山寄松宛	二通 二六五
西坊千影書翰 其笑宛 菊月三日	四通 二六五
西坊千影書翰 寄松宛	一通 二六一
大坂井肩菴年始賀狀 刷物 巴長宛	二一通 二六三
大坂井肩菴年始賀狀 刷物 寄松宛	一通 二六三
大坂井肩菴(五春)書翰 寄松宛	八通 二六四
大坂井肩庵書翰 寄松宛	二一通 二六五
粟津義仲寺閑齋書翰 寄松宛	二三通 二六六
京都湖月堂(菊屋平兵衛)書翰 摺物代銀請取・同書出し共 寄松宛	一四通 二六七
京都湖月堂(菊屋平兵衛)書翰 摺物代銀請取・同書出し共 寄松宛	一二通 二六八
蒼虬書翰 寄松宛	三通 二六九
京都富小路閑井烏頂(一良兵衛)書翰 寄松宛	七通 二七〇
京都菊太郎其成書翰 烏光・其笑宛 四月二日	一通 二七二
春雄書翰 和木・成川宛 二月九日	一通 二七三
蓮軍書翰 其笑宛 一月三日他	二通 二七四
大津沢米友(宗次郎)書翰 寄松・明石・哦石宛 水無月二日	一通 二七五
椿庵書翰 寄松宛 五月五日	一通 二七六

竹蓮書翰 寄松宛	一通 二七七
亦舟書翰 寄松宛 正月九日	一通 二七八
井資書翰(摺物進呈之添狀) 寄松宛 八月	一通 二七九
千鶴(撰州伊丹樽屋龜三郎)書翰 寄松宛	六通 二八〇
大津蕙布(麴屋弥兵衛)書翰 寄松宛	二通 二八一
杜蓼書翰 寄松宛 五月五日	一通 二八二
颯々書翰 寄松宛 弥生一〇日	一通 二八三
泰里書翰 寄松宛 五月一六日	一通 二八四
竹原藍外年始賀狀 刷物 寄松宛	一通 二八五
さくら門社中書翰(義仲寺時雨会式入集発句依頼) 玉尾寄松宛	二通 二八六
桜門社中悔書狀 烏光宛 一〇月二日	一通 二八七
大津長谷川渡江(木屋久兵衛)書翰 玉尾寄松宛	一二通 二八八
京都枯魚堂梅佃書翰(寄松・里童春興摺物催一件)	六通 二八九
喜多川梅佃書翰(烏光辞世之句合点返信) 寄松宛 九月一日	二通 二九〇
京都枯魚堂(喜多川梅佃)書翰 寄松宛	五〇通 二九一
寄松内用書狀控(養子縁談ニ付代官吉村常藏様御身上向返書) 松下堂主人宛 一月二四日	一通 二九四
○句稿・点	
「山巡り」句稿・点 菁々奇奇松 (点者不詳) 文政五年	一冊 二九五

横美半

「婦由こもり」句稿・点 菁々齋寄松(点者不詳)	横美半	一册	八三六
鴨川納涼歌仙・点 (点者不詳)	横美大半	一綴	二七〇七
みつ歌仙の一・点 (点者不詳)	横美半	一册	二七二一
尾州侯江翁竹贈答句稿・点 (点者不詳)		一通	二七五三
奇松句稿・点 (点者不詳)		一綴	二六九三
奇松春夏二季句稿・点 (点者不詳)		一三通	二六九三
奇松秋冬二季句稿・点 (点者梅価カ)		八通	二六九四
奇松句稿・点 (点者梅価カ)		八通	二六九五
烏光句稿・点 (点者不詳)		二通	二六九六
(了円一週忌捧靈前歌仙) 四月八日(文化三年カ)		一通	二六九七
本卦之歳旦・歳暮之句(刷物) 支啓 戊寅年(文政元)		一通	二七〇〇
支啓本卦贈答句(刷物) 戊寅年(文政元)		一通	二七〇二
善郎居士(葛巻村安田孫兵衛)追悼句 隣子坊(文政五年カ)		一通	二六九九
通暹亭巴長(中山氏)追悼句 菁々齋寄松 文政九年菊月		一通	二七〇三
寄松君改名之贈答句 里童		一葉	二七〇三
(井眉菴喜寿ヲ迎ヘテ三句)		一葉	二七〇五
歳暮・元旦・春興三題句 亦笑		一葉	二七二四
五春井資初春二句		一葉	二七二六
華鳥集入句		一通	二七二三

枯魚草 前編 梅価翁校 金菜補 洞路画		二丁	二七〇九
安永十辛丑歳旦歳暮連句(刷物) 橙下亭簡叟		一通	二七〇六
甲寅大小朔支発句 弓削社(寛政六年)		一通	二七二八
文化一五年戊寅大小朔日発句		一葉	二七三一
文政第二己卯歳大小朔支発句		一葉	二七三三
(丁亥正月二日枯魚堂会句抄) (文政一〇年)		一通	二七三三
律雪菴評冬乱題三句合 催主芝口清静		二通	二七〇四
鳩来庵許月次句合 寅五月分 催麻交		二通	二七〇五
奉額多賀大社発句合拔萃 枯魚堂梅価評		二通	二七〇六
鳩来庵許月次句合 丑二月分 催麻交		二通	二七〇七
浪花井眉庵月次句評 五月之部		四丁	二七二〇
浪花井眉菴井眉句評		一通(二枚)	二七二二
粟津芭蕉堂奉燈発句 七月題七夕おとり虫之部 翁堂閑齋評		一通(三枚)	二七二九
浪花井眉庵月次句評 四月之部		四丁	二七三〇
(大小朔支発句)		一通	二七三三
凉草舎原水評月次発句 巳三月・巳四月分他		三通	二七三四
枯魚堂社中初懷帯 正月一六日		一通	二七三五
春雨庵月次発句刷物		一通	二七三七
桑実寺に宿りて雨の日の興行 誹諧之連歌		一通	二七三六

(今年水無月之水災ヲ悼ム之記)

一通 二六六

○開卷ちらし

(仁正寺天満宮永代奉願開卷ちらし) 鶯齋沢梅
評 惣集所日野上野田大和屋宗介・仁正向町藤岡五
兵衛

一枚 二七〇

(粟津文庫開卷ちらし) 届所京東洞院仏光寺上菊
屋平兵衛・江州大津八丁さかみ屋伝兵衛・粟津義仲
寺

一枚 二七四

(粟津芭蕉堂奉燈発句各月兼題ちらし) 翁堂閑
齊評 催主一頂・きく丸・馬田 届所大塚吉兵衛店
丑正月

一枚(副四) 二七四

(粟津芭蕉堂奉燈発句各月兼題ちらし) 翁堂閑
齊評 届所大坂堂島老丁目森本屋弁蔵他三カ所 寅
正月

一枚 二七四

(粟津芭蕉堂百歌仙永額開卷ちらし) 江州粟津
義仲寺 届所京寺町二条下橋屋次兵衛 寅一〇月一
二日

一枚 二七〇

(堺終日庵発起投句ちらし) 界府此遊・此風・
此雪 届先浪花心齋橋周防町井眉庵・終日庵 文政
七年四月

一枚 二七六

(奉納生玉宮繩季発句合ちらし) 九夏菴六羽評
発起九夏庵社中 入句集所大坂四ッ橋西北詰西へ入
会所裏九夏菴他二カ所

一枚 二七七

浪華勝地帖開卷ちらし 浪花心齋橋周防町東入井
眉庵 入句集所京高倉四条下ル菊屋平兵衛

一枚 二七三

(宝珠寺紅葉之奉願開卷ちらし) 井庵行司眉鳳・
千鶴

一枚 二七三

(花鳥文庫このしろ開卷ちらし) 浪華井眉庵行
司 寄松句稿・点三通同封

三通 二七五

(大摺物開板ちらし) 浪華井庵行司

一枚 二七六

(春興すりもの開卷ちらし) 井眉行司

一枚(副二) 二七五

(春摺物開卷ちらし) 大坂井眉庵

一枚 二七三

(御津八まん社・高津社・道頓堀じあんじ・妙
けん社奉燈奉納発句集開卷ちらし) 浪華井眉
庵評 集所大坂心齋橋周防町東へ入井簡屋栄蔵他二
カ所

一枚(副二) 二七四

(奉額浪華芭蕉堂四季発句開卷ちらし并芭蕉堂
所書) 井眉庵執事五翠・井二 文通所大坂心齋橋
井簡屋栄蔵他二カ所

一枚(副二)
一葉(副二) 二七五

(「茶饗座記」十部代銀請取書) 京西堀川堀川源
兵衛 四ッ目や宛 辰六月一七日

一通 二七三

(大坂心齋橋周防町書林井簡屋栄蔵引札)

一枚 二七四

略曆(併用季寄便覧) 文化六己巳月支

一通 二七五

大日本正風俳諧師見立四季部類 文政九年一
月

一枚 二七九

俳諧忠臣蔵

一通 二七〇

(鏡山ニ関スル古歌拾一首書抜) (玉尾成山)

一通 二六九

その他

*桜井三省翁丈伝授田地檢地之法 湖東鏡山住玉
尾藤七郎 寛延四年閏六月

一通 二六三

氣候懸断録 播州姫路探測齋撰 文政五年

半 一冊 三〇三

(諸国名手習) 藤四郎 宝永三年三月四日
 近在村名御手本 慶応元年八月
 半
 一通 二五三
 一冊 二七五

芝居

芝居中人金銀錢請取帳 玉尾藤左衛門 真照寺宛
 明和五年八月
 横長半
 一通 二五三

(芝居興行ニ付中茶屋・中くわしや入札触之掛紙) 七月二七日
 一通 三七二

諸触写・風聞書

御触之写

家康公の寺社御奉行所江被仰渡捷書之写〔虚無僧捷書〕(慶長一九年正月)
 一通 二五六

東照宮大権現御座十五ヶ条・殿有院様再御掟十三ヶ条写
 半
 一冊 三〇四

(寛政九年九月金銀出入取捌御改正一件江戸表御触書之写并右巳十月京大津御触書之写)
 四通 一五四

(金銀出入之儀ニ付江戸御触之写) 寛政九年九月
 一通 二五七

(来卯正月の向十ヶ年道中筋宿々人馬賃錢割増之事并取金引替之儀皆式分判金ヲ以無代引替之御触写) 戊寅二月(文政元年)
 一通 二五四

(真鍮吹方以前之通勝手次第之御触書写) 閏四月(文政二年)
 一通 二五五

(米高直ニ付三郷町中江御救米千石下渡之儀大坂町触) 五月一九日(天保五年)
 一通 二五四

(米高直身軽之者難決ニ付困米不致早々売出之儀其他大坂町触之写) 午五月一七日(天保五年)
 一通 二五四

(大御所様薨御ニ付大津町触写) 丑二月四日・五日(天保一二年)
 一通 二六三

(近来世上相弛奢侈ニ押移候ニ付享保・寛政御触之趣意申諭之儀大津町触写) 丑六月二九日(天保一二年カ)
 一通 二五四

天保十二辛丑十一月京都御触書之写
 半
 一冊 三〇一

御勘定御奉行跡部能登守様御掛公事人腰懸内御掛札并関八州御教諭御帳面写 天保一三年二月
 半
 一冊 三〇三

大坂表三月十三日御触写〔株仲間解放令〕(天保一三年)
 一通 二六〇

天保十三壬寅年四月江戸町法被仰渡書
 半
 一冊 三〇〇

(大津組町々江被仰出候御触書写) 五月(天保一三年カ)
 二通一紙 二五八

大津御触之写〔老朱銀通用停止〕 寅八月一四日・一七日(天保一三年カ)
 一通 二六四

江戸町触写〔通用停止之金銀持困不致員数書出之儀〕 八月(天保一三年カ)
 一通 二五九

京都の今日七ツ時来書之写〔文政度之金銀通用停止ニ付身薄之者手支不致様厚世話可致旨京町触写〕(天保一三年)
 一通 二六一

*〔此度御株札差留ニ付被仰渡御請証文写〕 堂島米方年行事・両替屋共 奉行所宛 天保一三年八月一六日
 一通 二五九

京町触〔老步銀通用停止之浮説致間敷旨〕写 八月一八日(天保一三年カ)
 一通 二五九

九月七日京都町御触書之写〔老朱銀引替取扱筋ニ付〕 寅九月(天保一三年)
 一通 二六五

大津御触写〔通用停止之金銀引替方之儀〕 寅九月六日(天保一三年)

一通 二六〇

(来々辰年ノ新曆順行之御達書写) 寅一〇月(天保一三年)

一通 二六六

(京地諸会所貸附御差留ニ付大津御触之写他) 寅一二月

二通 二六七

(大津酒造屋へ被仰渡書写) 寅九月(天保一三年)

一通 二六三

大坂表御触達書写〔大坂限老朱銀臨時通用認可之儀〕 寅一二月三日(天保一三年)

二通 二五五

(蘭書翻譯之儀届出之上流布可致旨御触書写) 九月(嘉永三年)

一通 二五二

(此度地震ニ付江戸市中町触之写) 一〇月(安政二年)

一通 二五四

江戸御触之写〔外国交易御開ニ付金銀通用之儀〕 京都兩替屋 五月二七日(安政六年)

二通 二五八

(近時京地ニ諸家多人数入込ニ付諸品高直ニ不成様可心掛旨京町触写) 文久三年三月一六日

一通 二六四

(備攘夷決戦將軍滞京之御沙汰書并江戸市中女子老弱病人立退勝手次第之町触之写) 文久三年三月

二通 一紙 二六四

(高百石ニ付正金二拾五兩之割納金之儀口達書) 巳七月(明治二年)

一通 二五九

(浪人躰或旅僧其外物貫之類ねたりヶ間敷儀有之候へ、可召捕旨御触書写)

二通 二五七

(正金遠境ニ遍シ都下楮幣而已ニ付人心疑惑ヲ生セサル様告諭之御沙汰書)

一通 二五〇

(今般府藩具共高老万石ニ金札二千五百兩宛割渡ニ付正金上納期限御達書写) 行政官 六月(明治元年)

一通 二四〇

聞書

(加賀国阿波崎木屋藤右衛門諸品買ノ御仕置一件書留) 天明七年一月

一通 二五九

(坂地米商人被打毀候模様草島ノ来信之写) 五月一四日・二五日(天明七年)

二通 二五九

文化四年丁卯正月吉日大坂表御買米被仰付候軒別之覚

一通 二五〇

文政十丁亥年三月十八日御昇進御位階之記

一冊 二五三

鷹司殿有姫君御方関東御入興行列記 天保二年八月

一冊 二五九

御役人方道しるべ〔京都町奉行所〕 (天保) 御役所御役人附 天保三年一〇月写

一冊 二五九

(大坂三郷江鴻善他二一家施錢配分之書留) (天保四年一月)

一通 二五二

(兵庫津米商人共江被仰渡御請証文写) 諸荷物問屋・年寄・穀物仲買年寄・米方年行司 奉行所宛 天保五年三月二日

一通 二五三

(九藏別段廻米申達候ニ付米仲買共売買心得之儀浜方触状写) 年行司 五月一〇日(天保五年)

一通 二五五

(天保六年未十月御触流之江戸池上本門寺御建立御寄附之諸侯御名前)

一通 二五九

ケシカラヌ列記〔大塩平八郎行列帳〕 (天保八年)

一冊 二五五

天保八丁酉年秋御移替御宣下御大札之記

一冊 二五三

(丑九月五日常州水戸追鳥狩之次第聞書写) (天保二年)

一通 二五九

菊地出羽守様言上書写 (天保一三年四月)

一通 二五九

(野洲川筋砂先キ新田開発空地地未開発有之村 御見分ニ付右川筋村ニ一揆起リ之次第書取) 寅一〇月一七日(天保一三年)	一通	二五三
(高橋(嶋)四郎太夫入牢一件長崎風聞書) (天 保一三年カ)	一通	二六六
(公儀御役職付書抜) 天保一五年一〇月	一通	二五七
正月廿四日江戸出火報知状写 (弘化二年カ)	一通	二五五
(水野越前守御役御免之上御僉議之条ニ御書 付写) (弘化二年)	一通	二六九
(当年関東水難・上方大風ニ付諸方様子聞書写) 七月一五日出堂嶋某・七月七日出下総国取手町某 店(弘化三年)	一册	二五五
(当月五日江戸大火一件報知状) 江戸屋吉右衛 門 戌二月九日(嘉永三年)	一通	二五九
(八十老才以上勤仕之者紅裏時服拝領・営中杖 御免之面ニ名前書) 嘉永六年正月	一通	二五九
加州家来仕置之事 附リ錢屋五兵衛父子之事 (嘉永六年六月)	二通	二五〇
異国船神奈川観音崎乗入候ニ付江戸府内御防 備(写) 嘉永六年六月	一册	二七
御留主居方江廻り来候星のいわれ書 (嘉永六 年秋)	二通	二六〇 二六七
(異国船一件ニ付大津表御用金御請金高書抜) 正月二五日(嘉永七年カ)	一通	二六一
(安治川口異国船入着一件大坂表ニ報知状写) 後欠 (安政元年九月カ)	一通	二五二
(十月二日江戸大地震并出火之模様報知状写) 江戸屋吉右衛門 一〇月五日(安政二年)	一通	二五三

* (此度地震ニ付江戸市中町触之写) 一〇月(安政
二年カ)

(八月廿五日夜江戸表大風水害一件報知状写)
九月五日(安政三年カ)

(亜墨利加人登城之儀ニ付諸侯方上書之写)
安政四年一月

(毛利長門守様東武へ御持下リニ相成候写)
文久二年八月

海外清話(世説・長州藩長井雅楽於京師上書之写・
今上皇帝御直筆写入大原左衛門督殿御勅使ニ而御趣
意書) 玉尾親義写 文久二年八月

(於京四条河原橋上本間精一郎他天誅梟首之張
紙写) 七月一閏八月(文久二年)

(大坂為御警衛御老中一ツ橋殿御登リニ付御差
添之方ニ御名前) 二月(文久二年カ)

(来二月七日御上洛御発駕被仰出候御奉札写
他) (文久三年)

二月廿九日於京都從春嶽様御触ニ相成候書付
写 (文久三年)

(神奈川沖英国軍艦渡来ニ付江戸市中混雜之趣
出店先ニ報知之聞書) 文久三年三月

(島津三郎京都退去之節公武重職方江存慮申上
書写他) 三月一四月(文久三年)

(賀茂下上杜行幸之御製写) (文久三年三月)

(將軍上洛之節以勅使差遣ハ御悦之御製写)
(文久三年)

(御上洛御宿割ニ付御供衆御人数書抜)

(御進發ニ付道中御通筋江御達写) 山口信濃守・
石野民部・内藤老岐守 一〇月

横長半

一通 二五九
一通 二五五
一通 二六〇
一册 二六三
一册 二七五
一通 二六三
一通 二五九
一通 二五七
一通 二五〇
一通 二六一
一通 二五二
一通 二五三

長州領分建札之写 <small>(此度出京之肥後国商人之聞書)</small>	一通	二六四	(上京之会津藩士阻止之被仰出書并坂兵伏見表江出張不穩之形勢御下問ニ付参朝之御沙汰書写) <small>慶応元年正月</small>	二通一紙	二六四
(近來正義之士ニ紛レ金錢強奪等之輩横行ニ付僉議之旨言明書写) <small>(文久頃カ)</small>	一通	二六三	九月廿一日江戸表ニ而板倉周防守様御達之趣聞書 <small>(長州藩再征ニ付諸侯人数配備之儀)</small> <small>(慶応元年カ)</small>	一通	二六四
(三条橋詰御制札場ニ貼紙之天誅状写) <small>亥四月一七日(文久三年)</small>	一通	二六九	(長州藩征討御進発ニ付大目付御達書写) <small>慶応元年四月</small>	一通	二六四
(外夷渡來之節大坂御警衛人数出張場之儀達書写) <small>文久三年八月</small>	一通	二五七	(兵庫・西之宮米価高直ニ付難渋人騒乱風聞書) <small>(慶応二年五月)</small>	一通	二五四
(於京三条大橋詰丁子屋吟三郎等ニ対スル天誅之張紙写) <small>七月一四日(文久三年)</small>	一通	二六五	京都玉尾与兵衛書状 <small>(京師并関東諸方不穩之形勢風聞書)</small> <small>玉尾藤左衛門宛</small> <small>慶応二年六月二十七日</small>	一通	二五四
(京都丁子屋吟三郎天誅之張紙并布屋市次郎方天誅之張紙ニ付同店下人歎願書写) <small>亥七月(文久三年)</small>	一通	二六三	(元將軍徳川慶喜奏聞書写) <small>二月(慶応三年)</small>	一通	二六四
(此度京都東町奉行交替之儀江戸カ報知之覚書) <small>(文久三年七月)</small>	一通	二六四	慶応三丁卯年御役附(被仰出御触面之写)	一通	二五七
(讓夷公論決定諸大名江布告之儀勅使御沙汰書之写) <small>(文久三年八月カ)</small>	一通	二五三	御一新珍書集 <small>玉尾親義</small> <small>(慶応三十四年)</small>	一冊	三〇三
大和国浪士一条風聞之写 <small>文久三年九月</small>	一冊	二九六	(諸藩貢士江三ヶ条議事策問ニ付某氏上申書写) <small>五月二日(慶応四年)</small>	一通	二五八
斬奸状之写 <small>(於粟田口京都与力・同心三名)</small> <small>文久三年九月</small>	一通	二五二	(出征将士へ酒肴下賜并戦地住民慰撫ニ関スル御沙汰書) <small>慶応四年六月</small>	二通一紙	二六五
(亥二月英国軍艦カ差出候書翰大意・亥三月公儀御用買上米之儀ニ付代官所村々江申論写) <small>文久三年</small>	一通	二五三	大坂行幸御行列帳写 <small>慶応四年三月</small>	一冊	二九六
(文久三癸亥年大坂表諸事聞書)	一通	二五三	慶応四年辰三月廿一日御親征行幸御列本しらへ	一冊	二九六
(長州追討之御廻文写并出陣之諸侯方名前書) <small>元治元年七月</small>	一通	二五七	(江戸市中御巡見道筋) <small>一〇月五日</small>	一通	二六一
(七月嗣下擾乱ニ際シ各藩兵士忠勤嘉賞并八月西国追討御進発之御沙汰書写) <small>(元治元年)</small>	三通一紙	二六五	奥羽戦争官軍下賜荒増 <small>明治二年六月</small>	一冊	三〇三
			府藩県交渉訴訟規 <small>明治三年一月</small>	一冊	三〇四
			(島津久光江対シ皇業翼賛之勅書并鹿兒島照国大明神江御劔奉納之御沙汰書写) <small>明治三年二月</small>	二通一紙	二六一

横美四半

大坂表諸侯方御屋敷荒増

戯文・落首

(桜田之變ニ係ル落首)

(九条前閔白洛中退去之張紙写) 九月二三日

(老朱銀通用停止ニ係ル狂歌二首)

ちよぼくれ(水野忠邦失政ヘノ風刺)

祇園新地ねり物番附・チヨソノ間飴リ附・献立

売僧をそしりて松づくしの替歌

(祇園練物番附ニ擬シタル戯文) (天保一〇年カ)

(忠臣蔵九段目見立)

(異国船開国交渉ニ係ルいろは歌并数え歌)

廓言葉アメリカニテ解

(いろは付落首写) 文久二年八月

アメリカ十日蛭子

(能番組見立)

一通 二五七五

一通 二六三六

一通 二六三五

一通 二六〇八

一通 二六〇九

一通 二六二〇

一通 二六一一

二通 二六二二

一通 二六二〇

一通 二六二二

三通 二五七九

一通 二五六六

一通 二六三三

二通 二六三四

鏡村

村明細

村明細

慶長七年駒井猪之助様檢地帳之写

玉尾氏

横半半

一冊 三三九

玉尾家文書

(市橋韶之助領分鏡村書上写) 蒲生郡鏡村役人
西三月(寛政元年カ)

手控 文政八年九月

横半半

一通 三三三

*通街取調帳 鏡村役人 守山宿問屋中宛 天保三年一〇月

半

一通 三三九

(村明細書抜)

諸書上

(御朱印地寺社領并除地等書上之案紙)同御触
写并書上雛形共 鏡村庄屋藤左衛門宛(京都御
奉行所宛) 天保三年五月

半

一通 三〇七

酒造株高書上 鏡村酒屋三郎兵衛 庄屋白井弥惣
兵衛・玉尾藤左衛門宛 天保五年七月

半

一通 二〇一

秤御改員数帳 市橋主殿頭領分蒲生郡鏡村 秤御
改役人中宛 天保一五年四月

半

一通 二〇五

(御公儀様御尋ニ付申上書) 市橋下總守領分
江州蒲生郡山面村庄屋太七 嘉永六年三月

半

一通 二三四

(承応式巳年二月山面村際目状写)

江州鏡山図(名所図) (刷物)

半

一通 二三五

土地

名寄帳

山組名寄下書帳 鏡役所 享保八癸卯七月改

半

一通 二四〇

(山組包銀請取覚) 庄屋藤九郎 山組中宛 巳一
二月二八日 前出「享保八年山組名寄下書帳」添付書類の内

半

一通 二四〇

八三

(喜左衛門山組へ立戻一件相談申入書) 東組中 藤左衛門宛 戊二月二〇日(寛保二年) 一通 三三四

(喜左衛門山組へ立帰リニ付未進田畑引請一札) 新町源四郎 山組中宛 寛保二年二月 一通 三三五

(元小平治上り田并山組買田地添永代渡証文下書) 山組中 弥兵衛宛 宝曆四年二月 一通 三三三

西組谷右衛門田地壳渡証文 山組中宛 宝曆四年二月 一通 三三三

(文七跡割合残田畑山譲り受一札) 茂三郎 山組中宛 宝曆三年二月 一通 三三六

文七跡割合覚 (宝曆一三年カ) 一通 三三七

(近年村方困窮ニ付頼母子半掛諸事儉約之儀申渡覚) 庄屋・年寄 組中宛 戊二月 一通 三三六

頼母子掛米受取証文案紙(田地質入約束文言) 八月 一通 三三九

(割山名寄帳改之節村役元申渡覚) 組々中宛 卯四月 一通 三三二

(組取替銀辰巳極月算用書出し) 藤左衛門 山組中宛 一通 三三三

(名寄算用新未進振合其他ニ付村役元申渡書) 山組中宛 未二月 一通 三三三

山組名寄改下書 寛政四年七月 一冊 五五

鏡村山組名寄帳 惣代中 弘化四年正月 一冊 二〇〇

(山組持高改人別目録) 慶応三年七月 一通 三三三

*慶長七年駒井猪之助様御檢地帳之写 玉尾氏 横半半 一冊 三三九

(諸国領限村高書上之節請印帳面断書失念之儀御届書) 市橋主殿頭領分江州蒲生郡大篠原村庄屋代 奉行所宛 天保三年三月 一通 一七九

(諸国高改ニ付一村限新田高書上之儀御触出之写) (京都町奉行) 近江国蒲生郡村々宛 (天保三年) 二通 三七一

* (御朱印地寺社領并除地等書上之案紙) 同御触写并書上離形共 鏡村庄屋藤左衛門 奉行所宛 天保三年五月 半 一綴 三〇

(御公儀寺社朱印地・除地并見取反高流作場等御糺一件藤左衛門御届書) 付、鏡・両横関村書上写添 岩田八十八宛 天保三年一月 二冊 三三三

山面村領出作覚 明治七年 半 一冊 三三九

貢租

糯米貢人別

糯御年貢集 鏡村 文化二年一〇月改 半半 一冊 三〇九

檢見

早稻中稻もち下見帳 嘉永五年八月 横長半 一冊 八〇六

晚稻痛毛附下見帳 嘉永四年九月 横長半 一冊 八〇五

減免・用捨引 (↓農料米二〇一頁)

村方御救願書〔鏡村借金嵩、難波ニ付五ヶ年元米五拾石御貸下之儀〕 庄屋・年寄・百姓代 奉行所宛 文化一五年 一通 二八

〔鏡村極困窮ニ付当明兩年之内元米八拾石拝借願書〕 庄屋・年寄・高頭 奉行所宛 文政四年一〇月 一通 二九

*〔元米五拾石御見下ヶ願并有姫君様通御諸入用銀之内江銀五貫目拝借願書寫〕 奉行所宛 天保元一同一年 二通一紙 一〇〇

痛御田地甲乙見分控 玉尾藤左衛門 天保三年九月 一冊 三三〇

痛田畝引覚 横長半 一冊 八〇六

〔当午早晚稲痛ニ付御用拾米御書付〕 竹村門右衛門・竹村仲左衛門 鏡村庄屋・年寄宛 午一〇月 一通 三三四

〔東組未進田地向拾五ヶ年免合御引下願之儀御取次願書〕 下書 東組中 庄屋・年寄宛 亥正月 二通 二二六

免割

免割帳 山組中 文化三年霜月 横長半 一冊 八四〇

免割目録覚并諸借銀相対口之扣 鏡村 文化一〇年一月 横長半 一冊 五

免割帳 東組 嘉永四年霜月 横長半 一冊 八三

中組免割帳 嘉永四年一月 横長半 一冊 八四

西組見割帳 嘉永四年一二月 横長半 一冊 八五

〔中組免割帳〕 横長半 一冊 八四

取立・納米 〔↓玉尾家入貢納↓・寺社入真照寺↓〕

〔御年貢米請取通〕 自分弁分 庄屋平助 天明八年 一通 八〇九

〔御年貢米請取通〕 三郎兵衛斗・西兵衛・大願寺・五郎兵衛・弥伝・徳左衛門・久助・弥惣兵衛・平八・兵助弁分 庄屋平助 文化元年 一〇通 八〇

振合帳 東組 嘉永四年冬 横長半 一冊 八六

西組振合帳 嘉永四年二月 横長半 一冊 八七

〔振合帳〕 横長半 仮二冊 八四三

俵廻帳 玉尾親義 嘉永二年 横長半 一冊 七三

未進・延納 〔↓玉尾家入地下取替金・米金貸付↓〕

〔春勘定迄御上納米借受証文〕 東組組頭 庄屋 藤左衛門宛 文政六年極月 一通 七

〔御年貢米未進御届ニ付差上一札〕 利助・親類連印 庄屋・年寄中宛 文政九年二月 一通 二〇九

〔当暮御蔵米上納延日ニ付差入一札〕 西組太郎兵衛・親類請人加判 庄屋・年寄中宛 天保二年二月 一通 二三

〔御年貢米不足人別覚〕 横長半 一冊 八三

物成勘定

御物成中勘定之下帳 鏡村庄屋平助・藤左衛門 荒川丹藏宛 文化一四年一〇月 半 一冊 二〇三

御物成細勘定下帳 文化一四年二月 半 一冊 二〇三

御物成本勘定上ヶ帳扣 庄屋平助・藤左衛門 荒川丹藏宛 寅正月一三日改〔文政元年〕 半 一冊 二〇〇

午年御物成本勘定上ヶ帳控 付、午年小日記 鏡村庄屋平助・藤左衛門 荒川丹藏宛 文政六年正月 半・横長半 二冊 二〇三

御物成中勘定帳 年一〇月	鏡村 三保物右衛門宛	弘化二年	半	一冊	二〇四
御物成本勘定帳 覚帳	付、弘代二乙巳年中小日記 鏡村庄屋藤一・八兵衛・藤二 三保物右衛門宛	弘化三年正月	半・横長半	二冊	二〇五
御物成本勘定帳 覚帳	付、弘化三丙午年中小日記 鏡村庄屋藤一・八兵衛 久村右衛門七宛	弘化四年正月	半・横長半	二冊	二〇六
免割正米勘定帳	弘化四年二月		半	一冊	二〇七
御物成中勘定帳 年一〇月	鏡村 久村右衛門七宛	嘉永元年	半	一冊	二〇八
御物成本勘定帳 覚帳	付、嘉永元戊申年中小日記 鏡村庄屋藤左衛門・八兵衛 久村右衛門七宛	嘉永二年正月	半・横長半	二冊	二〇九
御物成中勘定帳 年一〇月	鏡村 久村右衛門七宛	嘉永二年	半	一冊	二一〇
免割正米勘定帳	嘉永二年二月		半	一冊	二一一
御物成本勘定帳 覚帳	付、嘉永二己酉年中小日記 鏡村庄屋藤左衛門・八兵衛 久村右衛門七宛	嘉永三年正月	半・横長半	二冊	二一二
御物成本勘定帳 覚帳	付、嘉永三庚戌年中小日記 鏡村庄屋藤左衛門・八兵衛 久村右衛門七宛	嘉永四年正月	半・横長半	二冊	二一三
御物成中勘定帳 年一〇月	鏡村 久村右衛門七宛	嘉永四年	半	一冊	二一四
御物成中勘定帳 年一〇月	鏡村 久村右衛門七宛	嘉永五年	半	一冊	二一五
免割正米勘定帳	嘉永五年二月		半	一冊	二一六
御物成本勘定帳 村右衛門七宛	鏡村庄屋藤左衛門・八兵衛 久村右衛門七宛	嘉永六年正月	半	一冊	二一七

御物成中勘定帳 元年一〇月	横関村 久村右衛門七宛	嘉永元年	半	一冊	二一七
御物成本勘定帳 覚帳	横関村庄屋兼藤一・年寄善右衛門 久村右衛門七宛	嘉永二年正月	半	一冊	二一八
○					
<small>(近年村方上下不和合ニ付地下諸勘定帳面披見之儀願書) 頭百姓中 庄屋半平・年寄中宛 天明八年三月</small>					
御松米	上津米	御松米・上津米	<small>(市橋氏御勝手方御用)</small>		
<small>* (御松米代金請取書) 森尻村大梁弥兵衛 鏡村庄屋藤左衛門宛 卯九月二〇日(文政二年) 戊寅正月未二月迄(御勝手)の内</small>					
御納米請取通 文政八年	田中江間屋利兵衛 鏡村役人中宛	横長美	一冊	七九五	
西御藏米浜下帳	御藏番藤藏 嘉永三年	横長半	一冊	七九六	
(御藏米浜下覚帳)		横長半	一冊	八四四	
(出屋敷藏御米浜下帳)		横長半	一冊	八四四	
(御藏米浜下帳)	断簡	横長半	一冊	八四四	
(御藏米浜下帳)	断簡	横長半	一冊	八四四	
亥年御取納米預り俵敷之通 仁正寺領鏡村玉尾藤左衛門宛	江頭浦間屋甚右衛門	横長美大	一冊	二〇四〇	
山手米					
<small>* (山組包銀請取覚) 庄屋藤九郎 山組中宛 巳二月二八日(享保八年) 山組名寄下書帳ニ添付書類の内</small>					
山手目録	西組 庄屋宛 子一〇月		一通	二六九	

諸役

高掛り

西組式分打目録 庄屋藤左衛門宛 丑二月

石懸り請取通 庄屋平介 山組中宛 巳二月

(石打銀札触) 庄屋 (山組宛)

(石打金請取書) 庄屋半平 山組中宛 巳四月
二二日・申四月七日

掛ヶ米帳

極月掛ヶ米帳 行司茂左衛門 寛政一一年

山組極月掛米帳 文化一三年

七夕掛米帳 山組月行司作兵衛 文政元年

極月掛米帳 山組月行事甚九郎 天保一五年

七夕掛米帳 山組月行事宇七 天保一五年

極月掛米帳 山組月行事金八 嘉永二年

七夕掛米帳 山組月行事弥兵衛 嘉永二年

極月掛米帳 山組月行事勸兵衛 文久元年

日銭集

(日銭之定ニ付庄屋触) 山組頭中宛 (巳年)

日銭集不参取立帳 山組中 文化六年

山組日銭集メ帳 文化六年二月

国役

御用金日銭集メ帳 山組中 文化七年二月

朝鮮人御用金高掛り覚帳 山組月行事卯七
和二年二月

助郷・通御御用 (御通行御用勤書上扣) 鏡村 道中宿々御吟味役
宛 文政三年六月

* (元米五拾石御見下ケ願并有姫君様通御諸入用
銀之内江銀五貫目拝借願書写) 奉行所宛 天保
元・同二年一〇月

有姫君様通御諸用扣(下調帳) 玉尾氏 天保二
年

通街取調帳 鏡村役人 守山宿問屋中宛 天保三
年一〇月

(武佐宿助郷人足増銀願) 請取人足仲間惣代喜
三郎・藤七 村役人宛 天保六年二月

武佐宿御伝馬高掛り帳 月行事源助 山組中宛
天保六年二月

武佐宿伝馬高掛り帳 月行事又次郎 天保一三
年二月

伝馬銀郷割増割戻り覚帳 月行司宇七 山組中宛
天保一五年二月

辰年伝馬銀寄帳 月行司源助 山組中宛 (弘化
元年カ)

寿明君様御下向諸用控 嘉永二年三月一〇月

通御諸用手控(寿明君御下向一件) 嘉永二年五
月一九月

寿明君様御下向ニ付被仰渡之覚 鏡村 嘉永二年七月-九月 半 一冊 二〇五

寿明姫君様関東御下向御行粧之記 玉尾氏写 嘉永二年 横長美 一冊 二〇四

寿明君様御通行山組小扣帳 嘉永二年一月 横長半 一冊 二〇〇

月並石式奴・通御石老奴取集帳 月行事彦右衛門 山組宛 嘉永二年一月 横長半 一冊 二〇四

石部宿云馬助郷掛リ取集帳 月行事伝七 山組中宛 安政五年二月 横長半 一冊 二〇六

和宮様御下向ニ付御道筋御警衛式番手上田村屯所江出張御人数列 文久元年一〇月 横四半 一冊 二二四

陣屋御奉公人

一季御奉公人請状 蒲生郡安養寺村奉公人清八・親類・請人・庄屋連印 御普請奉行渡辺祐治郎宛 寛政五年二月 一通 三三七

(給米引当拜借米願書) 付、中山新五兵衛御切米書付 鏡村庄屋平助・藤左衛門 奉行所宛 未一〇月(文政六年) 一通 三三

*西組弥伝御地頭様江御奉公專一ニ付親類連印一札) 庄屋宛 文政二年四月 一通 三三

(西組太郎兵衛御年貢未納金返済御奉公ニ付請合一札) 村役人中宛 天保三年四月 二通 二二〇

御奉公人請状 蒲生郡鏡村奉公人喜六・請人・庄屋連印 御普請奉行宛 天保一四年二月 一通 三三六

(松平甲斐守領分林村又右衛門鏡村履陸尺不動ニ付前給金返戻願書并右落着御届書控) 鏡村庄屋・年寄・惣代 松平甲斐守役所宛 弘化三年七月-八月 二通 二二四

御陸尺奉公人請状 奉公人蒲生郡西生来村小助 鏡村役元宛 弘化四年四月 一通 二二四

御陸尺奉公人請状 奉公人蒲生郡古川村字八 鏡村役元宛 案紙共 嘉永四年六月 二通 二二四

御用金

御用金

(江戸御上屋敷類焼ニ付掛リ金請取書) 庄屋 山組中宛 辰五月(宝曆一〇年) 一通 三三七

(類焼御用金之内請取書) 庄屋 山組中宛 辰七月(宝曆一〇年) 一通 三三六

*御婚礼御入用御類割合金請取書) 庄屋半平 山組藤左衛門宛 宝曆三年三月 一通 三三六

御殿様御類焼御用金覚帳 山組中 安永三年 横長半 一冊 三三六

月並御用金請取帳 山組中 天明五年 横長半 一冊 三三六

御殿様御役附入用金集帳 山組中 寛政一二年 横長半 一冊 三三六

(領中御用金石四奴掛リニ付砂入高用捨願) 鏡・西川・横関・安養寺村 奉行宛 文化一五年三月 一通 二二七

御類焼御用金残半分取集帳 月行司八右衛門 天保六年三月 横長半 一冊 三三三

*月並石式奴・通御石老奴取集帳 月行事彦右衛門 山組中宛 嘉永二年一月 横長半 一冊 三三三

殿様講 (↓頼母子講・市橋氏御勝手方御用也) *御講銀郷借証文) 鏡村庄屋・年寄・村惣代 森尻村・西本郷村庄屋并上田村講本庄屋藤右衛門宛 文化六年一月 一通 二二四

持寄銀請取通 世話方・勘定方 鏡村宛 (文化九一一年) 横長半 一冊 二二四

中嶋新左衛門書狀〔仁正寺新御講世話方取立之節菓子折進呈之添狀〕 西村藤左衛門宛 三月一日(文化一〇年)

新御講掛銀請取通 弥助・嘉兵衛・勘兵衛弁分 (文化一〇—文政二年)

仁正寺新御講番附 ④持分 文化一〇年三月

人別御講掛銀受取通 (文政一一—天保六年)

人別御会金勘定下書 (文政)

御領中講通 勘定方 鏡村宛 (天保八—嘉永四年)

膳料引替料共渡し覚 丁未二月(弘化四年カ)

膳料引替料共渡し覚 戊申一月(嘉永元年カ)

膳料引替料共渡し覚・蘭番付 己酉一月(嘉永二年カ)

下側御領中積金講帳 御勝手方 (嘉永五—慶応二年)

(丙寅)二月六日於万武宅三拾会目講勘定書

村入用

附立・勘定帳簿 (↓貢租八掛米帳↓)

地下諸入用覚帳 鏡四組肝入 文化七年二月

地下方出入勘定帳 控帳共 玉尾藤左衛門 文化一二年二月

(地下方出入勘定帳) (文政二年カ)

(地下小扣帳) 天保一五・嘉永三年他

書出し

一通 三三三

三通 八〇

二枚 三三〇元

四三通 八〇三

一冊 三

一通 三三六

一冊 七九

一冊 七九

一冊 八〇〇

一冊 四

一冊 六

丁丑年地下方書出さし 文化一四年

戊寅正月カ文政八四年迄地下方切手さし

地下書出しさし 己卯七月(文政二年)

地下方書出しさし 文政二年二月

文政四巳年七月・十二月書出し刺 中山平助

地下方書出し刺 文政四年極月

午盆前書出し 米屋藤左衛門 地下宛 (文政五年)

癸未七夕村中小扣書出しさし (文政六年)

地下方書出しさし 文政六年冬

書出し刺 地下方 天保六年

天保十五甲辰年地下方書出しさし

弘化二乙巳年七月地下書出しさし

弘化二乙巳十二月地下書出しさし

弘化四丁未年七月地下書出しさし

弘化四丁未年十二月地下書出しさし

書出しさし 地下 戊申一二月(嘉永元年)

書出しさし 鏡村地下 嘉永二年

(戊極月地下書出し刺) (嘉永三年カ)

(亥・子年分地下書出し刺) 断簡 (嘉永四—同五年カ)

(子極月地下書出し刺)

(午七月地下書出し刺)

一綴 一〇八〇

一綴 一〇七四

一綴 一〇七五

一綴 一〇七六

一綴 一〇九一

一綴 一〇七七

一通 一〇七〇

一綴 一五八

一綴 一〇八一

一綴 八三

一綴 一〇七六

一綴 一〇八三

一綴 一〇八三

一綴 一〇八四

一綴 一〇八五

一綴 一〇七九

一綴 八三

一綴 一〇〇六

一綴 一〇〇七

一綴 三六八

一綴 一〇八

(林三書出し) 玉尾宛 極月二日 (極月書出し) 弥助・藤藏 山組中宛 未・午年 書出し帳 鏡村飛田屋弥助 明治二・同三・同五年	地下買物通	材木通 江頭村木屋三右衛門 鏡村地下宛 乙巳 (弘化二年カ)	丑年万之通 新在家彦八 鏡村地下宛	寅年万之通 新在家彦八 鏡村地下宛	万之通 角屋又七 鏡村役人中宛 申年	万之通 角屋又七 鏡村役人中宛 酉年〔墨付なし〕	万之通 角屋又七 鏡村役人中宛 戌年	通 加賀屋藤藏 地下宛 戊正月	通 加賀屋藤藏 地下宛 子正月	通 江州鏡山西町加賀屋藤九郎 地下宛 丑正月	肴之通 江州江頭とらや長藏 鏡地下宛 子正月	肴之通 とらや長藏 鏡地下宛 丑正月	辰年通 江頭虎屋長藏 鏡地下宛	肴之通 とらや長藏 鏡村地下宛 戊正月
		横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半
		一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
		七三	七四	七六	七六	七六	七〇	七〇	七〇	七五	七五	七五	七六	七四

肴之通 飛田屋弥助 地下宛 丑正月	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 辰正月	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 巳正月	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 戊正月	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 亥年	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 子年	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 丑年	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 辰年	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 巳年	肴之通 飛田屋弥助 地下宛 巳年	酒之通 篠原出町酒屋平助 鏡村地下宛 子年	酒之通 篠原出町酒屋平助 鏡村地下宛 丑正月	酒之通 篠原出町酒屋平助 鏡村地下宛 辰年	酒之通 篠原出町酒屋平助 鏡村地下宛 戌年	酒之通 篠原出町酒屋平助 鏡山出組中宛 丑正月	酒之通 東横関酒屋太郎兵衛 鏡村地下宛 丑正月	酒之通 東横関酒屋太郎兵衛 鏡村地下宛 丑正月	酒之通 東横関酒屋太郎兵衛 鏡村地下宛 辰正月	酒之通 東横関酒屋太郎兵衛 鏡村地下宛 戊正月	酒之通 東横関酒屋太郎兵衛 鏡村地下宛 亥正月
横美半	横美半	横美半	横美半	横美半	横美半	横美半	横美半	横美半	横美半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半	横半半
一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
七〇	七六	七六	七四	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七〇	七〇	七三	七三	七六	七五	七五	七五	七五	七五

名目金

公銀

(京都西御役所ノ鏡村拝借銀一件雜用留) 文 四年	半	一冊	三七
(御役所御勘定銀拝借ニ付御引当証文) 鏡村 奉行所宛 文化四年八月	美	一冊	三
(三ヶ村組合拝借之御貸附銀篠原村預り証文) 鏡村役人宛 文化二年二月		一通	六〇
(御役所御用銀預証文) 市橋鉦次郎領分鏡村庄 屋・年寄・組頭・百姓惣代 手嶋郷右衛門他四名宛 文化一三年二月		一通	九
(御役所御用金預り証文) 江州蒲生郡鏡村庄屋・ 年寄・百姓代 御用米会所宛 文政四年二月		一通	三五
野洲郡入町村印鑑 文政六年二月改		一通	三六七
(御役所御用金預り証文案紙) 鏡村庄屋・年寄 ・村惣代 御用米会所役人中宛 文政一〇年十二月		一通	三六
* (守山伝馬講落札ニ付相對証文) 鏡村庄屋・年 寄・惣代 守山宿役人宛 天保四年一月		三通	三
(御役所御用金預り証文) (差出書・宛書共削 除) 天保二年二月		一通	三五七
(二条御殿御修覆金村中連印預り証文) (差出 書・宛書・年次削除)		一通	二五六
(丙申一二月名目出金一件飯嶋利兵衛勘定書 写) 中山平助・玉尾藤左衛門宛 (天保七一〇 年*) 二月		三通	一九〇

祠堂金 (百姓相續) 九九頁

(円満院御門跡寄附講銀奈良屋与七郎拝借一件
書類) (宝曆一〇一年*)

一綴 一九

(西教寺祠堂金預り証文) 奈良屋八兵衛 (宛書
なし) 安永七年四月

一通 九

(弥伝拝借之円満院名目銀年賦切替ニ付組頭宛
御断書) 弥伝 藤左衛門宛 閏六月三日(文化五
年)

一通 三六九

竜王寺祠堂金拝借証文 鏡村字七 竜王寺御直院
宛 文化六年四月・同一〇年一月他

三通 六

竜王寺直院書状(宇七拝借金督促一条) 鏡村役
人中宛 二月二日

一通 二四七

竜王寺祠堂金拝借証文 鏡村武兵衛 竜王寺御直
院宛 文化一〇年一月

一通 九

(中組庄右衛門滞之名目金地下取替ニ付差入一
札) 金石衛門・庄右衛門忤他 (村役元宛) 文政
一三年八月

一通 二七九

(中組庄右衛門拝借之花山院様名目金ニ付取替
一札) 庄右衛門跡つめ・親類組頭加判 村役人中
宛 天保四年七月

一通 三

(円満院御用金拝借証文下書) 三井御殿西坊法
印他宛

一通 一六三

村政

地頭法

寛政九巳十一月市橋下総守様江戸御屋敷ノ至
米御書写

一通 一五六

宗旨御法令写 玉尾藤左衛門 文政二年三月

半 一冊 三〇四

(享保一八年時疫流行之節之御藥法御書付并米穀高直ニ付買致問敷其他公儀御触之趣領内廻札之写) (天保八年カ)

御領主様御領中村、江御触書之写(儉約令)

鏡村 天保一三年四月

半

一冊 三〇五

(御勝手向省略年限中ニ付被仰出御書付并領中村、請書・儉約簡条書) 丑五月一六月

五通 三五二

(東山道鎮撫總督被仰出之趣布達之写) 市橋下總守 正月(慶応四年)

一通 三五七

(横関村手鎖御咎之三人鏡村預ケ之儀達書) 嶋村藤三郎 鏡村庄屋中宛 一〇月晦日

一通 一六六

村法 付、村役元宛託一札

(御年貢納米其他村方定書) 庄屋・年寄 山組中宛 一〇月一五日

一通 三〇二

於上野成就院連印之覚(近年村々不作打続困窮ニ付作方男女奉公人給米等申合) 中小森村外一〇ヶ村庄屋連印写

一通 三五三

(名寄算用新未進吟味其他ニ付村役元申渡書) 山組中宛 未二月二八日 (享保八年「山組名寄下書帳」添付書類の内)

一通 二四三

(近年村方困窮ニ付頼母子半掛諸事儉約之儀申渡覚) 別紙書付共 庄屋・年寄 組中宛 戊二一月(同上)

二通 三三六

(村方大借ニ付当暮立流定書) 甲子冬(文化元年カ)

一通 三三三

儉約ヶ条書 村役人 乙亥六月

半

一冊 二六〇

五ヶ年儉約ヶ条書 文政元年七月

半

一冊 三〇三

(儉約ヶ条村内議定差上一札) 鏡村庄屋・年寄 荒川丹藏宛 文政二年一〇月

半

一通 七四

文政八四年カ来ル卯年迄七ヶ年儉約ヶ条之留 鏡村

半

一冊 三〇三

儉約簡条之覚 文政九年八月

半

一冊 三〇〇

御法度并儉約ヶ条書 天保三年三月

半

一冊 三〇九

(村方定書) 天保四年一〇月

半

一通 三五三

(村方農事日雇賃錢之覚書) 村役人中・高組頭中 (天保四年一月)

半

一通 三六三

御法度并儉約ヶ条書 天保一三年八月

半

一冊 三〇八

御法度并儉約ヶ条書 天保一四年一〇月

半

一冊 三〇六

御法度被仰渡ニ付御請書 五人組頭中 庄屋御役人中宛 弘化三年八月

半

一冊 三〇六

(村方博奕并山林荒し取締ニ付覚書) 村役人 酉四月

半

一通 三五五

(作方山林荒し取締ニ付答箱巡回之旨覚書) 未三月

半

一通 三五五

(山林猥リニ立入問敷旨其他定書) 村役人 巳八月

半

二通 三五五

(村内取締向定書) 村役人 酉正月

半

一通 三五七

(村内不埒者取締ニ付過料并囑託錢覚書) 村役人 寅七月

半

一通 三五九

(博奕・山林野荒し・用水ニ係ル過料・囑託錢定書) 村役人 亥正月

半

一通 三三〇

(当年凶作ニ付農荒し取締定書)

半

一通 三六一

(御制禁衣類ニ付町内申合書) 町役

半

一通 三〇六

*御役人様御膳方・御泊り并村役人飯料定書

一通 三〇四

五人組規約 組頭園田九兵衛 大正九年一月

半 一冊 六

(往来徘徊之不屈者為致休息不將之段改心一札) 中組庄右衛門跡まき・親類 村役人宛 天保二年一月

一通 三〇九

(山組又次郎家出届願下ケ書) 五人組頭・親類・隣家惣代・山組頭 村役人中宛 天保七年正月

一通 三三

(山組亦次郎改心詫一札) 山組頭中宛 嘉永六年九月

一通 三六四

(東組三平無断他出不屈之段改心一札) 親類・隣家・五人組頭 東組頭連印 村役人中宛 嘉永六年二月

一通 三三

(山組弥兵衛地下方溝杭木引上不屈之段御詫一札) 四組頭中宛 嘉永七年二月

一通 三五五

(五人組組替之節組下弥兵衛差入一札) 五人組頭玉尾藤左衛門・組中宛 安政七年正月

一通 三六六

(村方作法相破り不心得之段改心御詫一札下書) 本人久七・妻おん・娘くま 五人組頭庄兵衛宛 戊正月

一通 三七七

村役人任免

文化七庚午二月一七日夕肝入改入札

六綴(七〇枚) 一五七

郡代竹村忠左衛門御用状(庄屋役被仰付候節之御召状) 鏡村藤左衛門宛 八月二九日(文化二年)

一通 三三三

(同役中山平助病死ニ付早々跡役被仰付度願書) 鏡村庄屋庄五郎 奉行宛 戊九月(文政九年)

一通 三六九

*庄屋役被仰付候砌万覚帳 玉尾親徳 (文政七一二年)

横長半 一冊 三〇四

*庄屋役被為仰付候万覚帳 玉尾親義 (嘉永元一慶応二年)

横長半 一冊 三〇三

岩田八十八御用状(相庄屋交代の件) 庄屋玉尾藤左衛門宛 正月五日(天保二年)

一通 三六五

(村年寄任命状) 藤左衛門・清兵衛宛 申六月 御役受覚帳 谷八兵衛 (天保一四年以降)

半 一冊 三〇五

(横関村善右衛門年寄役御免願) 三保惣右衛門宛 巳二月一三月

二通 六

御用方状刺

文化拾貳年亥正月ノ子年兩年分勤用諸状刺 玉藤

一綴 一〇四六

(文化拾四丑極月ノ文政三辰八月迄勤用諸状刺)

一綴 一〇四七

(文政四巳年勤用諸状刺) 玉尾氏

一綴 一〇四八

文政五壬午年勤用書状刺 玉尾氏

一綴 一〇四九

文政六癸未年勤用書状請取刺 玉尾氏

一綴 一〇五〇

文政七甲申年公勤諸用刺 玉尾氏

一綴 一〇五一

文政八乙酉年公勤諸用刺 玉尾氏

一綴 一〇五二

文政九丙戌年御用方状刺 玉尾氏

一綴 一〇五三

文政十丁亥年御用方状刺 玉尾氏

一綴 一〇五四

文政十一戊子年御用方状刺 玉尾氏

一綴 一〇五五

文政十二己丑年御用方状刺 玉尾氏

一綴 一〇五六

天保三壬辰年御用方状刺	玉尾氏	一綴	二五五
天保四癸巳年御用方状刺	玉尾氏	一綴	二〇六
天保七丙申年御用方状刺	玉尾氏	一綴	二〇五九
弘化二乙巳年四月晦日夕極月御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六〇
(御用方状刺) 断簡 弘化二年他		一綴	二〇九三
弘化三丙午年御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六一
弘化四丁未年御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六三
弘化五戊申年御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六三
嘉永二己酉年御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六四
嘉永三庚戌年御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六五
嘉永四辛亥年御用方状刺	玉尾	一綴	二〇六六
嘉永五壬子年御用方状刺	玉尾家	一綴	二〇六七
嘉永六癸丑年御用方状刺	玉尾舍	一綴	二〇六八
嘉永七甲寅年御用方状刺	玉尾舍	一綴	二〇六九
安政二乙卯年御用方状刺	玉尾舍	一綴	二〇七〇
安政三丙辰年御用方状刺	玉尾舍	一綴	二〇七一
安政四丁巳年御用方状刺	玉尾舍	一綴	二〇七三
安政五戊午年御用方状刺	玉尾氏	一綴	二〇七三
(地下方用書刺) 断簡 弘化二年他		一綴	二〇九三
御郡方代木野弁右衛門書状 玉尾藤左衛門宛 七月二日		一通	三三三

(鏡村玉尾藤一急御用ニ付村継立添廻状) 久村 右衛門七 鑄物師村々鏡村迄村々庄屋中宛 八月六日		一通	三七七
嶋村藤三郎書状 鏡村庄屋宛 一二月二〇日		一通	二六三
從江戸御屋敷中山平助書状 玉尾藤左衛門・沢 弥伝・白井弥三右衛門宛 五月朔日		一通	二六五
從江戸御屋敷中山平助・岡田平助書状 鏡村庄 屋玉尾藤左衛門宛 五月一六日		一通	二六六
中山平助役用連絡書状 玉尾氏宛		四通	二六七
諸用留			
(諸用留) (天保三―同一四年)		一冊	二〇四六
(仁保川筋新開ニ可相成場所御見分一件留) 付、野洲川筋村々強訴一件書取 玉尾氏扣 天保 一三年六月	美	一通	二〇二七
御用控 玉尾 (弘化元・嘉永元年カ)	横半半	一冊	七三
願方取調覚 (弘化元―嘉永四年)	半	一冊	二〇四七
紛失品書扣 庄屋役人中 (嘉永元―四年)	横長半	一冊	八一九
分部若狹守様御固所手控 玉尾藤左衛門 文久 元年一〇月	横半半	一冊	三九五
御預所村々高附并村役人名寄 玉尾藤左衛門 慶応四年二月	横半半	一冊	二〇五二
(諸証文・願書控) (天保三―安政六年)	半	一冊	二〇四九
諸案文(諸願・届下書) (嘉永二―同六年)	半	一冊	二〇四
組郷宗旨証文控 玉尾藤左衛門 弘化三年	美	一冊	二三
御用荷物受渡			

御用物之通 鏡村庄屋 武佐宿間屋中宛 丁丑正月(文化一四年)	鏡村庄屋 濃州御飛脚中 丁未(弘化四年)	渡シ判取帳 鏡村役人	多良御用物之通 鏡村庄屋平助・藤左衛門 武佐宿間屋役人宛 亥正月	(御用荷物差下シ目錄) 仁正寺役所 鏡村庄屋中宛 八月四日	旅籠屋停止	(鏡村ニ而旅人止宿御差留願書写) 武佐宿間屋旅籠屋惣代)	(村方ニ而旅人止宿停止ニ付仲間連印差上一札) 庄屋中宛 天保四年四月	(道中筋村々旅人休息茶屋取払之儀御触廻状之写) 中山道板橋守山迄美濃路・日光例幣使道共右宿々問之村々問屋・年寄・名主・組頭宛 卯六月一三日(天保一四年)	山林盜伐 (一七)村法)	(奥山柴刈差障并新池普請ニ付山面村役人連印一札案) 鏡村役人宛 文政三年三月	(西組八兵衛持藪無断伐取之儀内濟取扱ニ付山組字七詫一札) 役人中宛 天保三年閏二月	(藁盜取ニ付山面村太右衛門・林平詫一札) 鏡村源太郎宛 天保三年二月	(東組久兵衛所持竹藪江中組金石衛門無断立入一件和順一札) 村役人中宛 天保四年正月	(東組喜兵衛他七名奥山松木盜伐一件四組頭中引請内濟ニ付差上一札) 四組頭・村役人中宛 天保四年九月	
横半半	横美半	横半半	横半半			半				一通	一通	一通	一通	一通	二通
一冊 六四	一冊 六三	一冊 六三	一冊 六五	一通 一六〇		一冊 六九	一通 六五	一通 三三		一通 一〇七	一通 一〇三	一通 三三九	一通 二二	一通 二五	二通 三三
(奥山柴盜取ニ付山面村伊助詫一札) 鏡村山役小助・九兵衛宛 天保五年八月	村内出入	(地下はつし被致迷惑之条々鏡町弥三兵衛言上書) 奉行宛 寛文一〇年正月	付、屋鋪預リ加判証文 林伝兵衛 松平肥後守内白井市右衛門宛 享保四年二月	東組半右衛門長左衛門江掛ル田地出入訴状 市橋外記様役人中宛 正徳五年二月	(藤兵衛妻病氣祈禱出入一件誤リ証文并差入一札) 妙感寺宛 安永三年六月一八月	(忠次郎と若者連中不和一件事濟一札) 村役人中宛 天保四年九月	(若連中初会之席ニ而口論一件新蔵詫一札) 若連中宛 正月三日	(中組借屋三郎平悴と故障一件破談ニ付差入一札) 西組新左衛門・悴吉次郎 親類中宛 天保一二年五月	(中組吉兵衛養子増右衛門屋敷ニ付心得違詫一札) 増右衛門 山組頭字七・八右衛門宛 天保一三年二月	(西組新右衛門悴吉次郎出訴願下濟方詫一札) 村役人宛 弘化二年二月	(西組喜八親類組合不和一件御請得心証文) 庄屋中宛 弘化四年正月	他村出入扱	○上田村一件	上田村故障一件仲人取暖日記 弘化四年二月	
一通 一三		一通 七	一通 三	一通 二五	九通 二六	二通 一七	一通 一三	一通 二五	一通 三三	一通 三三	一通 二〇五		一冊 三三	一冊 三三	

(仁兵衛横死ニ付跡式一件書留)	寛政一〇年	半	一冊	二四
(難波人武兵衛家出ニ付跡仕舞一条書置) 組内 衆中・村役人并一家衆中・隣家中・一家衆中宛 文 化一二年一二月			二通	一六〇
武兵衛田地宛作帳	文化一三年正月改	半	一冊	八
(難波人宇七家出ニ付跡仕舞類一条書置) 組内 衆中・親類中宛 戊冬(文化一二年カ)			四通	一六一
大津々宇七書状(おしの引取之件) 西横関村新 助・久兵衛宛 極月二八日			一通	一六三
大津々もめんや宇七書状(同人家相統頼之件) 鏡村玉尾藤左衛門・惣役人中宛 丙子七月三日・子 八月一〇日(文化一三年他)			四通	一六三
嶋村藤三郎書状(宇七婦村取計一件) 庄屋金兵 衛宛 三月晦日			一通	一六四
(鏡村宇七分金子請取書) 川守村竜王寺直院 鏡村藤左衛門宛 子五月二三日			一通	一六六
宇七家諸色壳払代勘定帳	文化一二年正月	横長半	一冊	三〇六
(池田村庄藏弟角兵衛村方江引越百姓相統ニ付 差入一札) 役人中宛 文化一二年正月			一通	二七
弥云荒畑永代壳讓券 庄屋平助・藤左衛門宛 文 政四年一二月			一通	六
(西組弥伝御地頭様江御奉公専一ニ付親類連印 一札) 庄屋中宛 文政一二年四月			一通	三三
弥云方諸色改帳 役人・親類・五人組・隣家中立 合 天保三年五月		横長半	一冊	七〇
(山組茂右衛門分納米代銀預リ一札) 親類惣代 西組弥惣平・東組伝六 山組頭中宛 文政一二年四 月			一通	三五六
(山組茂右衛門分御年貢未納米高預リ一札) 親類惣代西組弥惣平・東組伝六 玉尾藤左衛門組頭 衆中宛 文政一二年一二月			一通	三三七
(山組茂右衛門分御年貢未納米高預リ一札) 東組親類惣代伝六・西組弥惣平 山組頭衆中宛 文 政一三年一二月			一通	三三六
(山組茂右衛門當暮未納米高預リ一札) 預リ主 茂右衛門・親類請人連印 玉尾藤左衛門宛 天保二 年一二月・天保三年一二月			二通	三三九
山組茂右衛門農料米預リ証文 玉尾藤左衛門宛 文政一三年五月			一通	三〇〇
(山組茂右衛門農耕米代金預リ一札) 玉尾藤左 衛門宛 天保二年五月			一通	三〇一
(茂右衛門未進金立替弁済割合方ニ付親類中連 印差入書) 御役人中宛 天保六年正月			一通	二七〇
(栄吉出奔ニ付庄右衛門跡御頼之儀親類中連印 差入一札) 御役人中宛 文政一三年一二月			一通	二〇
(重平家出ニ付跡御頼之儀差入一札) 本人重平・ 女房・養女・親類・五人組惣代連印 御役人中宛 文政一三年一二月			一通	二二

(山組伝七当暮御年貢未納米高預リ一札) 親類・請人加判 玉尾藤左衛門宛 天保二年二月 一通 三〇三

(山組伝七跡讓請一札) 岡屋村新藏伴鉄藏・親類請人山組亦次郎 山組頭・伝七跡親類中宛 嘉永三年七月 一通 二九六

(市郎右衛門跡式頼一札) 願主野洲郡高木村政平・妹みの・請人同村安兵衛 鏡村組内・親類中宛 天保五年二月 一通 二三三

(一郎右衛門跡借請入百姓差上一札) 濃州安八郡とよ野村三右衛門伴三郎兵衛 鏡村山組・親類衆中宛 天保五年四月 一通 二〇六

(一郎右衛門借家三郎右衛門ニ付差入請狀) 山組又次郎・西組半六 山組・親類衆中宛 天保五年四月 一通 二〇六

(一郎右衛門跡相統人三郎右衛門引請人証札) 東組平藏・嘉兵衛・西組半六・親類東組清兵衛庄屋藤左衛門・弥惣兵衛・年寄衆中宛 天保六年三月 一通 二〇六

(一郎右衛門跡相統人三郎右衛門引請人証札) 東組平藏・嘉兵衛・西組半六・親類東組清兵衛源助・作兵衛・山組中宛 天保六年三月 一通 二〇六

(山組佐太郎未納米金預リ証札) 佐太郎跡かね・親類請人連印 山組頭中宛 天保五年二月 一通 三〇四

* 山組佐太郎相統講仕法書帳 天保六年八月 半 一冊 三〇五

山組佐太郎諸道具預リ品數覚 預リ主柳藏・請人勘兵衛・又四郎 佐太郎親類中宛 天保一四年一月 一冊 七

借家請狀(尾州領蒲生郡山之上村百姓伊平次伴柳藏儀佐太郎家借宅ニ付) 引請人山組勘兵衛・東組又四郎 山組衆中・佐太郎親類中宛 天保一四年一月 一通 三

(山組作兵衛家宅建物売渡一札) 山組中宛 天保一二年二月 一通 二八七

* (作兵衛相統講仕法書帳) 天保一三年 半 一冊 二八七

作右衛門・忠次郎両家跡引請出入一件 二六

1 (出入於村役元御裁許御頼ニ付差上一札) 忠次郎・親喜六・五人組頭徳左衛門 役人中宛 天保六年二月 一通 二〇六

2 (出入於村役元御裁許御頼ニ付差上一札) 作右衛門親類半六他四名・五人組頭清左衛門 役人中宛 天保六年二月 一通 二〇六

3 (西組作右衛門跡引請取替分割合覚) 役中・西組頭立合 天保六年二月 一通 二〇六

4 (西組喜六伴新藏儀忠次郎跡不相統ニ付差上口書) 忠次郎事新藏・親喜六 役人中宛 天保六年二月 一通 二〇六

家普請請入用勘定帳(茂左衛門家) 山組中 天保一二年二月 一冊 三〇三

借家請狀(堀田豊前守領野洲郡中北村籠屋平助儀山組茂左衛門家借宅ニ付) 引請人東組伝六 山組頭・組内中宛 弘化三年九月 一通 二八

(山組茂左衛門跡式讓請一札) 永原村喜八伴吉太郎・親類請人山組弥兵衛 山組頭中宛 嘉永六年三月 一通 二八

身許引請一札(増右衛門事橋本村山中平吉儀山組相統人江遣候ニ付) 中組親受吉兵衛 山組守組・八右衛門宛 天保一二年二月 一通 二六

横長半

半

横長半

借金田畑取調仕法帳 鏡村本陣三郎兵衛 弘化四年正月 一冊 二〇六

○ (増兵衛借財仕舞方之儀ニ付書上) 須惠村年寄 横長半 一冊 八元

後見 西川村・鏡村庄屋 荒川丹藏宛 卯六月 橋本村西村勘兵衛書狀(弥次右衛門借財一条) 鏡村玉尾藤左衛門・小堀彦八宛 八月五日 二通 三五

拝借・被下米

農料米 (↓玉尾家米金貸付)

* (定治郎須惠農料残米借用依頼之口上書) 新助 庄屋藤左衛門宛 五月二四日(文政元年カ) (戊寅正月々末十二月迄切手さし)の内 一通 八元(三)

農料願書覚 組々頭中 庄屋藤二宛 申二月 四通 二四〇

(農料利米被下覚) 竹村門右衛門 鏡村庄屋・年寄宛 未四月他 二通 三三元

丙午冬過納并不足方帳 弘化四年三月 横長美 一冊 二〇六

丁未春農料八木貸附 一冊 二〇六

○ (村方難渋ニ付農料利米拾三石御見下ケ願書) 鏡村庄屋・年寄 三保惣右衛門宛 巳二月 一通 三四〇

(西組五郎兵衛農料米代金預り一札) 親類惣代・西組惣代 庄屋藤左衛門宛 天保五年四月 一通 三四元

拝借・施米

玉尾家文書

* (拝借米追願分之切手覚) 組頭新助 庄屋藤左衛門宛 辰四月一〇日(文政三年) (戊寅正月々末十二月迄切手さし)の内 一通 八元(六)

* (新五兵衛御召抱給米引当拝借米願書) 鏡村庄屋平助・藤左衛門 奉行所宛 未一〇月(文政六年) 二通 一三

(御施米頂戴人別請印書) 玉尾氏取次宛 嘉永六年二月 一通 三四四

川普請

板樋川堀請取普請帳 山組中 天保一五年九月 横長半 一冊 三〇六

字東川掛越板樋新調石樋積り書 鏡村 三保惣右衛門宛 天保一五年二月 一冊 二〇八

(日野川筋満水之節門隨防方等閑之儀御察当被仰聞ニ付御宥免執成願書) (小百姓二五名連印) 山組惣代宛 安政五年八月 一通 三三七

(善光寺川筋繕普請ニ付人足下用米并杭木料米御見下ケ願書) 鏡村庄屋・年寄 三保惣右衛門宛 巳二月 一通 三四二

(普請覚帳) 横長半 一冊 八七

水舟川工事勘定帳 山組中 昭和一〇年 横長半 一冊 八〇

○ 水荒所取繕御普請積り書 横関村庄屋藤一・年寄善右衛門 久村右衛門七宛 嘉永元年八月 半 一冊 二〇元

寺社

真照寺 (↓頼母子講八間堂講) (真照寺且中引請勘定帳) (寛政九一文化一三年) 半 一冊 二

米集帳	真照寺年番	文政一二年一月	橫長半	一冊	三
真照寺田畑林改帳		天保五年五月	橫長半	一冊	三
常行念仏寄附銀請取之通	本利月番	真照寺檀方中宛 (天保八・九年)		一通	一九
本山淨念仏寄進帳		戊年(天保九年)	橫長半	一冊	三
金銀出入勘定帳	年番新左衛門・又兵衛・弥助・源八	天保一〇年	橫長半	一冊	五
什宝御田地改見調	真照寺年番中	天保一五年三月	橫長半	一冊	三〇
真照寺弘方出入勘定帳	年番園田九兵衛	嘉永四年二月	橫長半	一冊	三
酉年弘方帳	年番中	文久元年二月	橫長半	一冊	一四
戌年弘方勘定帳	年番中	文久二年二月	橫長半	一冊	一四
亥年弘方勘定帳	年番中	文久三年二月	橫長半	一冊	一四
子年弘方勘定帳	年番中	元治元年二月	橫長半	一冊	一四
丑年弘方勘定帳	年番中	慶応元年二月	橫長半	一冊	一四
辰冬弘方帳	真照寺年番中	明治元年二月	橫長半	一冊	一四
巳冬弘方帳	真照寺年番中	明治二年二月	橫長半	一冊	一四
売物帳	真照寺	明治四四年五月	橫長半	一冊	三
(諸買物書出し)	真照寺年番中宛			一綴	三九
門奉願覚帳	月鏡山	戊二月・子二月	橫長半	二冊	三
興願寺書狀	真照寺世話方中宛	九月四日(弘化二年)		一通	三三

(年始之御札御召状)	竹村忠左衛門・長江九八郎	味岡又兵衛	真照寺宛	二月二十八日	一通	二四三
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋弥惣右衛門・藤左衛門	文政三年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋藤左衛門・弥惣兵衛	天保二年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋藤左衛門・弥三兵衛	天保三年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋藤左衛門・弥惣兵衛	天保四年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋藤左衛門・弥惣兵衛	天保五年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋藤左衛門・弥惣兵衛	天保六年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋弥惣兵衛・平助	天保七年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋中山平助	天保九年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋平助	天保一〇年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋中山平助	天保一一年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋平助・九兵衛	天保一二年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋九兵衛・平助	天保一三年九月	一通	一五	
(御年貢米請取通)	真照寺弁分	庄屋八兵衛・藤左衛門	嘉永二年五月	一通	一五	

(御年貢米請取通) 真照寺弁分 庄屋八兵衛・藤左衛門 嘉永三年九月

大願寺

宗旨請狀(鏡村仏光寺下大願寺明教女房ニ係ル) 京東山一心院末寺善法寺・宇治棧敷町年寄喜多沢与兵衛・兄同所服部十兵衛 鏡村庄屋武兵衛宛 貞享四年一〇月

宗門手形 仏光寺下大願寺明教 鏡村庄屋武兵衛宛 貞享四年霜月

* (大願寺本堂再建要用金借用証文) (差出書削除) 玉尾藤左衛門宛 天保一〇年二月

氏神社

(二月殿・若王子村人覚) 安永八年正月

(若王子祭礼勸方定書下書) 左右一老中・村人中 天明九年正月

(当庄宿神三所大明神由来書) 玉尾了内写 (寛政一二年一〇月)

若王子権現・二月堂村人帳 両社氏子中 文政元年改

(金子預り一札) (差出書削除) 若王子・二月堂長老・氏子中宛 天保二年一月

両社御神事 天保三年正月

(氏神祭礼出入ニ付若王子・二月堂氏子中返答書写) 天保六年二月

(神事当番引継覚) 万藏 玉尾太四郎宛 万延二年二月

若王子権現・二月堂寄進帳 両社氏子中

一通 一六

一通 三

一通 三

一通 三五〇

一通 三九

一通 三六

一通 三六九

一冊 六

一通 二五〇

一冊 九

一通 一四〇

一通 三七〇

一冊 三七四

(於二王堂境内瓦屋根普請之儀伺書控) 江州蒲生郡中向寄受負大工吉兵衛 中井岡次郎役所宛 弘化四年八月

その他

東組十兵衛田地永代禿渡証文 神明講連中宛 寛政一二年正月

観音堂普請帳 天保一〇年正月

(生嶋宮御初穂米人別覚) 氏子衆中宛 午三月

(石清水御初穂米集帳) 寅正月

(熊野権現之集米控)

(大峯俗床普請奉加金請取書) 岩本院内西嶋栄治 鏡村平兵衛宛 一〇月一三日

一通 三四三

一通 三七三

一冊 六

一通 八三

一通 八三

一通 八三

一通 三五

参考資料

マイクロ・フィルム収録鏡村史料目録

p6906

マイクロ収集目録参照の事(紙焼製本済)

近江国 蒲生郡 鏡村玉尾家文書解題

文書の伝来

本文書は滋賀県蒲生郡竜王町鏡玉尾藤左衛門家の原蔵にかかり、昭和三十五年・同三十六年の兩年度にわたって岐阜の故紙回収業者より、更に昭和四十四年に名古屋・京都の古書店を通じて当館の所蔵に帰したものである。都合四次にわたって収蔵された文書記号は、各収蔵年度・購入先別にそれぞれ35J（史料番号一〇三九二）・36X₁（同四〇一―一六八一）・44A（同二〇〇一―二七六五）・44B（同三〇〇一―三〇四三）を付して区別してある。

鏡村の概況

玉尾家が居住する近江国蒲生郡鏡村（現在、滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡）は、近江商人の本拠地の一として著名な近江八幡町の西南方、野洲郡境に接し、中山道武佐・守山両宿の中間に位置する街道村である。

その地名の縁起を天日槍伝説の日鏡を収蔵したところから説かれる鏡村は、天智天皇遊獵の標野として知られる湖東蒲生野の一角を占め、条里制の施行にも窺われるように、その開析は可成り古くまで遡り得ると思われる。

地理上、京坂に近く、古来穀倉地帯として、また京都と関東を結ぶ廻廊地帯として重要な位置を占めた湖東地方にあって、鏡の地が宿駅として知られていたことは、多くの史書に散見されるところであって、吉田東伍著『大日本地名辞書』には

鏡は古駅なり、近世は停廢す、源平盛衰記に鏡宿と記し、源義朝の遺子牛若丸此に投宿したる折、元服して源九郎義経と曰へる由見ゆ。木曾路図会云、鏡宿今は馬次なし、守山より是まで二里、武佐まで又一里半、牛若丸の投宿家として、京より下る左側沢氏と云、屋の棟に幣を立てる者あり。○東鑑、建久六年、將軍上洛、出江州鏡駅前、羈路鞍馬給云々

等の抄文を紹介している。

もっとも、近世以前の鏡村については抛るべき史料に乏しく詳かではない。鎌倉時代ごろから同地方に庄園領主を排除する在地勢力として

抬頭した守護佐々木氏の支流鏡氏が鏡庄を本拠としたと伝えられるが、⁽³⁾ 応永六年同氏は幕府の忌諱に触れたものか、同庄は京極高詮に付与されたとある。⁽⁴⁾ その後の所領関係の推移は明らかではないが、戦国期の動乱を経て天正十一年から同十九年にかけて太閤検地が実施された模様であるが、鏡村については詳かではない。更に関ヶ原役の直後の慶長七年、徳川家康は全国に先がけて近江国検地を実施した。⁽⁵⁾

鏡村については同年の検地帳は現存しないが、後年の村明細帳等によって、駒井猪之助が検地奉行となり、分郷の横関・西川・須恵・山面の四カ村を含む鏡庄として高請されたことが知られる（後掲参照）。村切りの時期についても明らかではないが、⁽⁶⁾ 以後この慶長検の石高が村高として継承され、元和六年仁正寺藩市橋氏領（所領高は当初二万石、その後元和八年・慶安三年の両度に親族への分知があつて一万七千石余）となった以後も、領主による再検地の形跡は認められない。

すなわち、後年の史料で年次未詳ではあるが、「慶長七年駒井猪之助様検地帳之写」〔二二二九〕と題する庄屋就任後の玉尾氏の手扣によれば、

高千八百七拾弍石九斗三升

内訳枝郷

百弍拾七石五斗

横関村ニ有

四百九石七斗

西川村ニ有

二百壹石九斗三升六合

須恵村ニ有

百八拾壹石三斗八升六合

山面村

メ九百弍十石五斗弍升弍合

引残九百五拾弍石四斗八合

本郷鏡村分

と記されている。更に本郷分としての村高の内訳および鏡村の概況を知り得る最古の史料として延享三年三月の村明細帳（鏡区共有文書、フィ

ルム収録番号(七二〇)を掲げると次の通りである。

此反別

- | | |
|------------------|--------|
| 一 上田四拾五町六畝九歩 | 斗代老石四斗 |
| 分米六百三拾石八斗八升三合 | |
| 一 中田四町五反貳畝廿四歩 | 老石老斗 |
| 分米百六拾老石二斗六升八勺 | |
| 一 下田貳町八反七畝拾歩 | 九斗 |
| 分米貳拾五石八斗七升 | |
| 一 下々田貳町七反九畝廿三歩 | 五斗 |
| 分米拾四石 | |
| 一 畑貳町四反老畝廿三歩 | 九斗 |
| 分米二拾老石七斗五升四合五勺 | |
| 一 屋敷貳町三畝八歩半 | 九斗 |
| 分米拾八石二斗九升五合五勺 | |
| 一 永荒四拾三石四斗五升三合二勺 | |
| 但シ四町九反七畝歩 | |
| 右田方畑屋敷 | |
| 分米合九百拾五石五斗老升六合 | |

外ニ拾六石三斗九升貳合

横関高之外領内ニ有

貳拾石五斗

山面高之外領内ニ有

惣高合九百五拾二石四斗八合

内

百八拾六石三斗九升

荒高ニ御座候

訳四拾三石四斗五升三合二勺

永荒

百四拾貳石九斗三升六合八勺

溝引海道引

亥引反ノ砂引

一七石三斗八合五勺

安養寺村へ新堤代地ニ遣ス

残而七百五拾八石七斗九合五勺

毛付高

溜池

一あら池 一堤池 一烏か池 一南谷 一古池 一あたらし池 一新池

一家数 百貳軒内七拾八軒在郷

一人数 四百六拾八人

一馬 十貳疋 但シこゑふみ馬

一牛 貳疋

宮五ヶ所

一氏神正一位大明神 祭礼二月十一月二ノ午

一 八王寺権現

二月二ノ午
四月二ノ午

一 若王子

二月二ノ午

一 龍王

六月十日

一 雨宮

十一月十三日

一 寺式ヶ寺

天台宗西教寺末寺真照寺
一向宗仏光寺末寺大願寺

一 海道筋

五百七拾四間半

内四百間 町之分

百四拾四間半

家並々東繩手々善光寺川迄

三拾間

家並々西之繩手

一 領内

西安養寺村
入町村境々
東山面村境迄拾町四拾間

北横関村境々
南山際迄五町三拾間

片側

一 足洗川

ほりあけ老之堺々大水口迄四百九拾六間、大水口涌川之南三拾四軒此所兩側

片側修理

一 善光寺川

七里村江通り道々

山面村まへ川迄三百四拾間

但し此間百八十間山面村分

同断

一同川 大水口ノ海道迄四百九拾二間

同断

一同川 海道ノ板樋迄百六拾六間

片側同断

一板樋ノ安養寺境迄

百拾八間

善光寺川通千百拾六間

一悪水川板樋ノ中樋迄

貳百六拾間

一中樋ノ尻ノツ樋迄

百五拾間

大川ノ内溝百六拾間

修理両側

一東ノ川 広谷ノ海道石播迄三百八拾貳間

同断

一同川 石播ノ谷光寺川迄三百拾間

同断

一全王子川仁王ノ東川落合迄貳百七拾間

但シ五本松ノ全王子川迄五拾二間

両側

一水船川あま堤谷光寺川迄四百二拾間
片側安養寺境

一岩か尻川 谷口安養寺境百貳拾間

以上

江芴蒲生郡鏡村庄屋

延享三丙寅年三月

半平

三上郡右衛門様

鏡村域内にあると思われる横関・山面両村高外分三六石余を除く有畝歩の総計は七四町六反八畝二五歩であつて、うち田方が六五町二反六

第1表 鏡村の地目別比率 (延享3年)

等級	有畝歩の%
上田	60.3
中田	19.5
下田	3.9
下々田	3.8
畑	3.2
敷	2.7
永荒	6.6
計	100.0

第2表

地目	有畝歩	%
町反畝歩	88.0.8-17	40.6
田地	3.5.9-02	1.7
宅地	5.2.1-04	2.4
山地	103.2.3-15	47.6
林地	9.4-15	0.4
雑地	12.6.2-19	5.8
除税地	3.2.2-11	1.5
計	216.9.1-23	100.0

明治11年「滋賀県物産誌」より

畝六歩と八七・五%を占め、その七割が上田と査定をされている(三・二%の畑地は上・中・下の等級別がなく、石盛は屋敷と同じ九斗)。もっとも慶長七年の検地以来、一世紀半を経過した延享三年には、村高九五二石余のうち約二〇%弱の一八六石余が永荒・溝堤敷地・砂入引として、事実上課税不能地となつていたわけである(但し鏡村では、享保・寛政の両度に村レベルの地改を行なつており、表高と現実の耕地高とは可成りの乖離があつたとみられる)。

鏡村の地勢的環境を理解するために、更に地租改正後の明治一一年の「滋賀県物産誌」鏡村の項に記された地目別の反別を示せば第2表の通りである。山地が総反別の四七・六%と、田地の四〇・六%を凌駕して第一位にあることでも知られるように、村の南部に古びわ湖層から成る鏡山丘陵を背負い、その北部の日野川とその支流が形成した沖積平野に水田地帯が展開されたわけであるが、『滋賀県市町村沿革史』には「丘陵地は開析が進み、森林密度も疎であったから洪水を起し易く、ここから発する小流は何れも天井川を形成し」と説明さ

第3表 鏡村農産物表

物名	播種地別 反畝	肥料	産額	消費	残(不)	売(買)
粳	73.8.9	鯉・白子	石 1,144.560	石 648.200	石 496.000	大津
糯	8.6.3	同上	140.780	69.800	34.980	同上
大 麦	9.5.4		67.150	90.200	(23.050)	(野洲郡小篠村)
小 麦	1.8.5		10.280	26.280	(16.000)	(江頭村)
大 豆	1.2.1		9.710 (貫)	38.200 (貫)	(28.490)	(八日市)
甘 薯	4.4		580 石	580 石		
菜 種			59.940 貫 匁	59.940 貫 匁		
実 綿			218.200	218.200		
麻			9.760	9.760		
葉 蓼			73	73.		

鏡村農産加工品

物名	産額	総価格	売先
製 茶	142 斤	32円66銭	竹 村

滋賀県物産誌 (『滋賀県市町村沿革史』第5巻 p.321) より

れており、水害の多発が荒地発生の主原因であったと思われる。

しかも田方が九割近くを占める耕地の存在形態からも推測されるように、さしたる商品作物もなく、所謂主穀生産地帯である(第3表参照)鏡村では、上掲の村明細帳にも見られるように、灌漑の便に乏しかったとみえ、溜池用水に依存していたため、旱害に見舞われることも少くなかったことは、玉尾家の「永代帳」の雨乞の記事で知ることが出来る。

延享三年現在、家数一〇二軒で、その内訳として七八軒が町、二四軒が在郷とあるのは、街道沿いに家並みを連ねた戸数と、街道はずれの戸数の区別であろうか、往昔の宿駅は廃止されたものの、江戸期にあっても本陣・脇本陣が設けられ、公用人馬の小休止所としての役割を果した間の宿としての村のたたずまいを想起させるものである。

玉尾家の系譜と持高の推移

上記の自然的歴史的背景をもつ鏡村に玉尾家が何時頃から居住したかは明確な所伝を欠いて詳かではない。

玉尾家の過去帳によれば、慶安元年十二月朔日没の法名道讚(俗名藤藏)を中興の元祖として書初めて居り、近世初頭の慶長検には既に名を連ねていたことが推測されるが確かめる術はない(玉尾家系図参照)。ただ、現存の玉尾家文書の最古

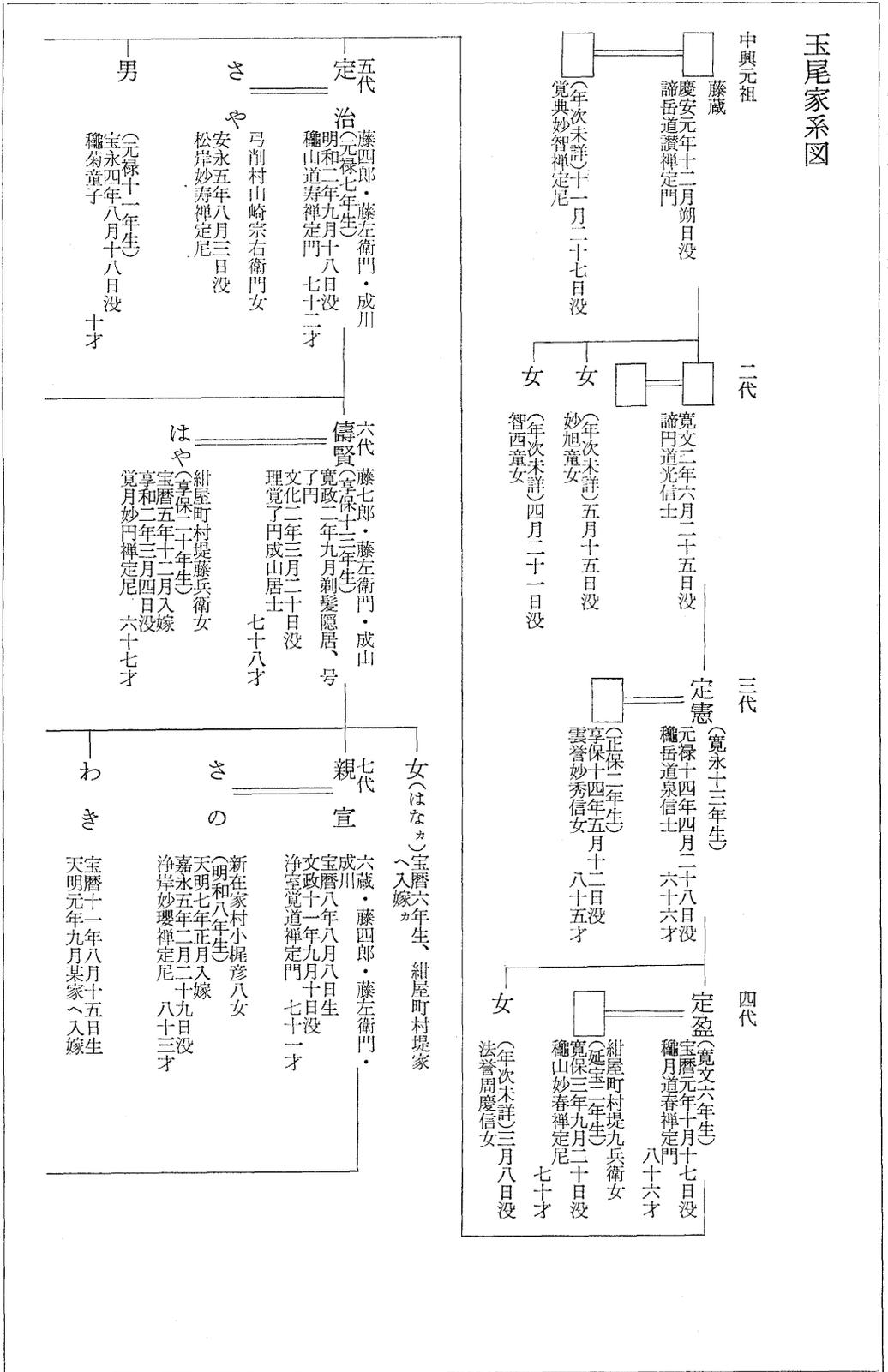
の史料である元禄五年の名寄帳は、四代定盈の家督相続の際に自家の保有地確認のために作帳されたと思われるが、同時期の玉尾家の所持地の規模は、一畝六歩の屋敷地と一町三反歩の耕地で石高一六石七斗八升式合五勺である。うち一六筆分の八石四斗六升余が同家の名請分、残りの一四筆八石三斗余が「元誰某分」と記された他家名請分であるから、慶長検地の当時は約八石程度の高請百姓であったであろうことが推測される。その後の玉尾家の土地集積の推移をみると、享保八年、二九石八斗九升三合余（諸引高分を差引くと正味高は二七石四斗六升七合）、五代目壽賢家督の宝暦六年八月改の名寄帳の初丁には七八筆合四三石九升三合となっている。玉尾家の村庄屋就任は文化十二年以後のことであって、同家に村方帳簿を欠くため村内での位置づけは確かめられないが、恐らく当時は村内で一、二を争う大高持となっていたと思われる。その後、所縁関係を明らかにしないが安永八年、仁兵衛なる者に六石二斗（屋敷一カ所と田六反三畝歩）を分地しているが、寛政元年には四七石八斗余を記録している。次いで寛政一〇年頃、壽賢の四男兵右衛門（幼名新藏）の分家に際し一三石四斗余を分与して居り、文化一二年の持高は三四石九斗八升八合（正味高）と減じて居るが、幕末の嘉永期にはまた四七石九斗四升余に復している。

なお、鏡村全体の村民の持高構成を知り得る史料は、玉尾家の庄屋就任直後の文化一二年の「糯米貢集」〔二〇三九〕であって、階層別に整理した第4表にみられるように、当時の玉尾家は相庄屋中山氏の四五石四斗余に次ぐ高持であった。

第4表 鏡村持高構成(文化12年)

40石以上	1戸
30~40石	2
20~30石	3
10~20石	11
5~10石	30
1~5石	47
1石以下	13
計	107

玉尾家系図



与兵衛 (元禄十一年生) 始祖
京都富小路奈良屋与兵衛家
延享元年十二月二十九日没
四十六才
积心順

男 (元禄十二年生)
宝永元年十一月十三日没
六才
岩雪童子

男 (宝永二年生)
宝永五年正月十日没
四才
春慶童子

わ き 紺屋町村提善兵衛妻

か や 西出(組)岡本左兵衛妻

某 東横関村ヨリ養子入
(宝永八年生)
延享元年七月八日没
方岸宗西信士 三十六才

与七 (享保十九年生)
京都奈良屋与兵衛家へ養子
入(三代目)
宝曆十二年三月十二日没
二十九才
秋常英(采)

はま 紺屋町村提九兵衛妻
(仁兵衛)安永三年正月新宅
寛政十年十二月二十日没

さつ 伝四郎女
安永八年二月入嫁

しゅん 明和元年八月二十四日生
同年十二月八日没
当才
邦入童女

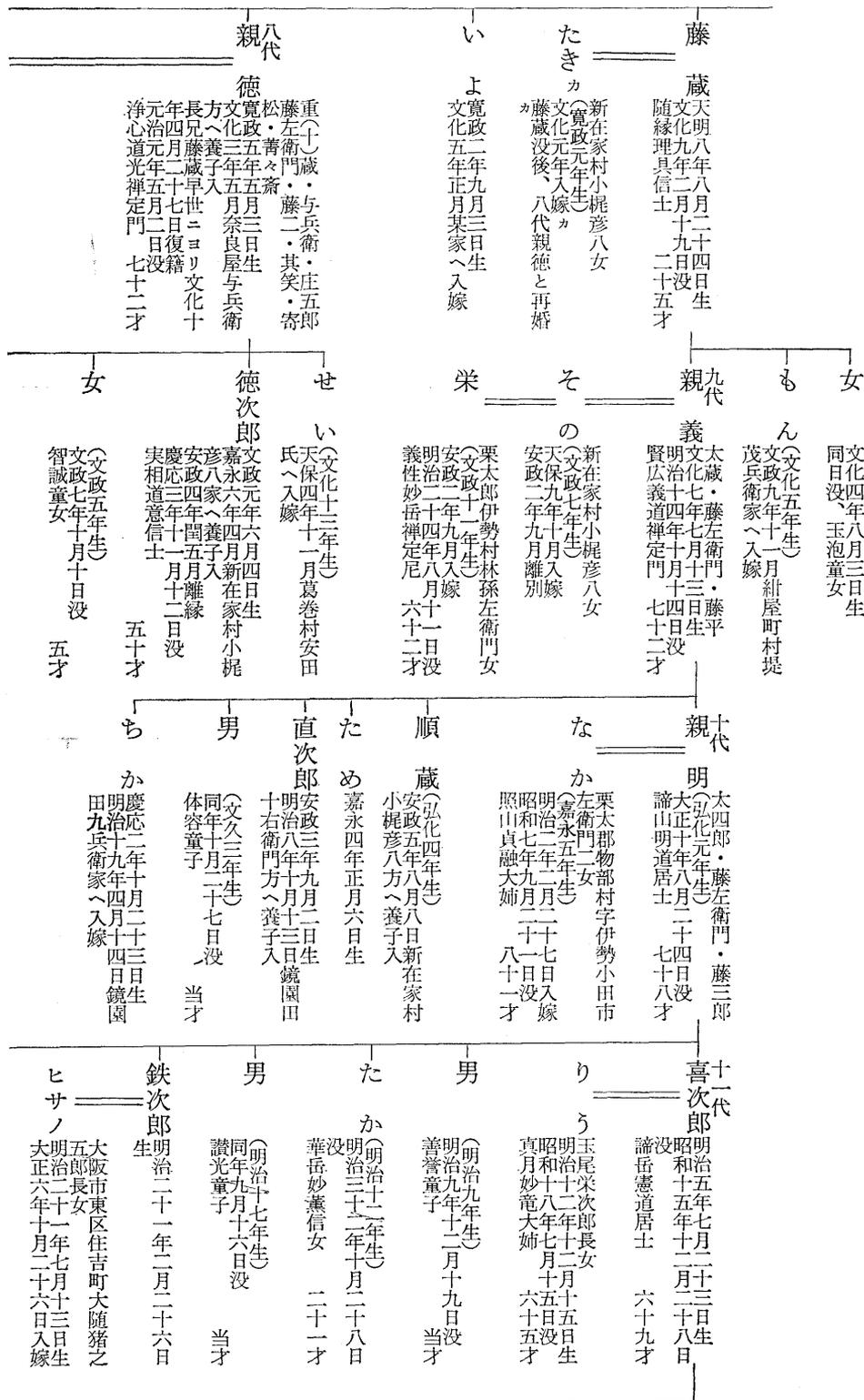
与兵衛 藤藏
明和三年四月二十六日生
安永二年十一月京都奈良屋
与兵衛家へ養子入(五代目)
享和三年十月三日没
三十八才
积了順

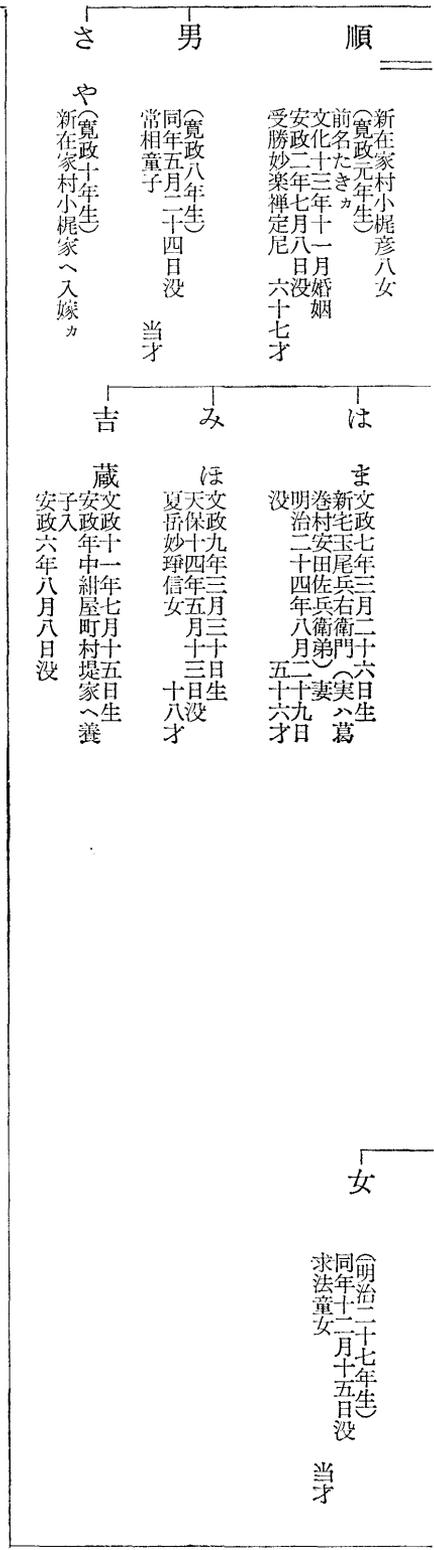
茂八 明和七年五月二十四日生
同年七月二十八日没
当才
恵吟童子

もと 安永二年二月二十八日生
同年四月二十一日没
当才
露泡童女

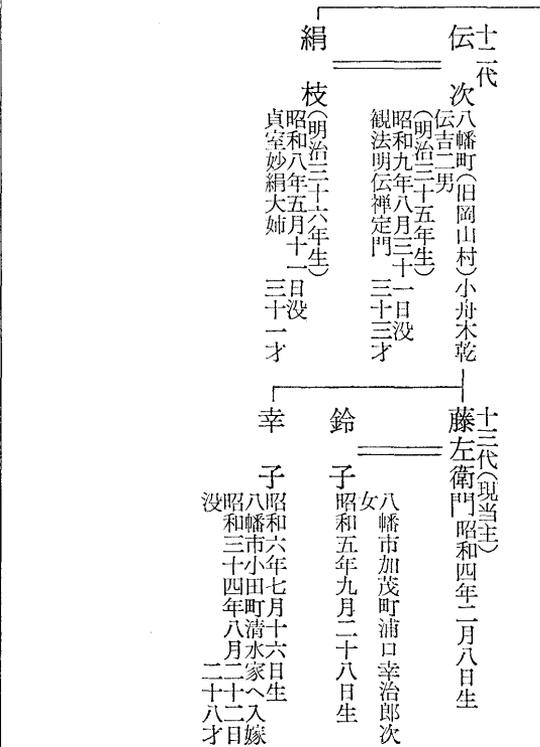
兵右衛門 新藏
安永三年八月二十九日生
寛政十二年二月十六日新宅
文化五年九月十八日没
三十五才
享和二年二月二十九日没

つき 野洲郡木部村七兵衛女
安永九年生





女
 (明治二十七年生)
 同年十二月十五日没
 求法童女
 当才



系図注

- 一、本系図は玉尾藤左衛門家「永代過去帖」及び本文書中の「永代帳」ほか、親族の書状・宗門改帳等により構成したもので、六代迄の他家へ嫁した子女については、生没年が知られないため、兄弟中の長幼の順序は不明である。
- 一、当主名の肩に付した代数は「永代過去帖」による。
- 一、当主と先代の続柄は実子は――、養子は――で示し、二は妻帯関係を示す。
- 一、行年より逆算した生年には()を付した。

玉尾家の農業経営

一八世紀前半に顕著な玉尾家の土地集積がどのような経過で行なわれ、それが同地域の農村経済にどのような意味を持つものであったかは、俄かに断定は困難である。またこのような土地集積の下で、玉尾家の農業経営の実態は如何なるものであったかも、不思議なほど史料の裏付けを欠いて判然としないが、殆んど唯一の史料として「永代帳」〔三〇〇一〕中の宝暦九年の記事を紹介しておく。

宝暦九年卯年

一田数四町九反

高四十三石四斗五升八合 七ツ四分

取三十二石七斗五升八合九勺

内廿七石九斗式升九合ハ他ノ斗口

残テ十石式斗三合

此米入レ込とも廿七俵也

藤左衛門三町七反余作り候内ノ出ル、大豊年ニ而百五十八俵有

残テ百三十一俵有 内廿俵給米ニ引

残而百拾一俵

内肥代ニ三十六匁ニ而引

四十八俵 八百六十匁 金肥代也引

残而六十三俵 飯米ニ成

この雑用ハ商内ニ而もみへ通し

右之六十三俵之内ニ而

七月高懸米貳匁

極月懸米壹匁

メ不変不足とも

辰延正月懸り壹匁六分

高老石ニ七匁貳分懸り

メ五匁四分

卯年

惣高之懸りもの三百拾匁余

此米拾七俵余也 是を引候て

惣指引残四拾六俵余あり

飯米ニハ足り過申候、外ニ家雑用等

第5表 宝曆期玉尾家の農業収支

	俵	%
年貢・石懸り共	44	27.9
給米	20	12.6
肥料代	48	30.4
飯米その他雑用	46	29.1
総収量	158	100.0

同年は「大豊年也」と注記がしてあるが、四町九反のうち、手作の規模は三町一反余（六三・三%）とあるから、小作への宛作分は一町八反程度（三六・七%）であったことが判る。そして免七ツ四分の年貢米の三分の二は小作からの納入に委ねている。収支計算上の総収量の一五八俵は文面から推して手作分のみと考えられるから、手作分の反当収量は約二石四升程度、金肥代八六〇匁は反当銀二七匁七四の施肥量となる。右の収支計算を項目別に整理したのが第5表である。ただし、年貢・諸懸りの二七・九%は、小作の年貢納入中に、手作分の半額相当を含めているから、實質的にはもっと比率が大きくなるわけである。それはさておき、手作地と小作地の生産力の優劣を考慮せず、手作分の反当収量をストレートに小作地に適用して計算すると、一町八反歩の小作地の総収量は三六・七石という数字が得られる。そこから地主取分を相殺する形で手作分を含めた年貢納入額二一・九石を差引くと、一四・八石が小作人の手許に残る勘定となる（小作地収量の約四〇%）。同時期の小作取分が何程であったかは明らかでは

ないが、玉尾家の農業経営において自家余剰米の販売はこの文面のみでみる限り、余り意識されていないように窺えるのである。

なお、同家の裏作としては「永代帳」明和八年の条に、麦作豊年の記録として、手作分四斗入二六俵（平年作一六一七俵）・小麦四俵半（平年四三—四四人前作にて三俵—三・五俵位）とあるのが管見の限り唯一の所見である。

鏡村の貢納の実態と米商人の在り方

屋号を米屋と称し、魚肥商と穀屋を兼ね管んだ玉尾家の商業活動が何時頃から始っていたのかも詳かではない。上引の元禄五年の名寄帳に次いで現存の史料のうちで古い年代に属する史料は、享保一

第6表 玉尾家年貢過米額表

年次	物成米	過上米	年次	物成米	過上米
享保 4	石 17.8991	石 23.0874	元文 2	石 24.2259	石 65.6583
〃 7	21.9362	30.4442	〃 3	20.1314	73.4954
〃 8	19.5016	16.5007	〃 4	25.2714	58.0745
〃 9	19.7762	16.5197	〃 5	24.3063	53.9744
〃 10	18.7633	26.8303	寛保 1	25.6515	?
〃 11	18.2167	28.2621			(55.3298)
〃 12	19.8727	31.1541	〃 2	27.3809	13.7240
〃 13	19.5929	42.6188	〃 3	27.8302	(60.2136)
〃 14	21.1156	33.2993			12.1408
〃 15	20.9700	36.0564	延享 1	28.5196	(58.2044)
〃 17	21.4841	47.9333			0
〃 18	21.3946	38.4118	〃 2	28.7018	(63.6472)
〃 19	10.5719	48.2960	〃 3	30.7230	8.3308
〃 20	22.7456	46.9398	〃 4	30.4675	(67.3204)
			明和 7	30.1111	0
					(66.1309)
					0
					(52.6231)
					2.2439

() 山右衛門弁分の通勘定尻 (山右衛門物成は1石2斗前後)

寛保元年は尾欠のため不明

四年以降の米銀の貸付証文類であって、貸付対象は村内に限らず周辺農村に及んでいる。詳細に検討を経たわけではないが、証文面のみを限り質地貸は予想外に少ない。債務者の「年貢上納に差詰」ったとする借用証文の返済条件には御蔵米・年貢米担保の多いこと、また頼母子の書入れの多いのが特色として印象づけられる。借銀証文に年貢上納を理由とすることは当時の常套文言であり、これをそのまま鵜呑みにするわけではないが、試みに享保—明和期の庄屋から玉尾家へ宛てた年貢米の請取通から通帳尻に記された玉尾家の過納米額のみを抽出すると第6表の通りである。

村段階で利付で翌年に繰り越される過米の数字の内容は年によって異なるが、享保二〇年分について過米算出の経過を単純化して示せば第7表となる。同年の玉尾家の貢納米の割当額は無盡米を含めて二四石四六三六であるが、そのうち畝引・継米（収納期前の先納分

一式拾八石五斗壹升九合六勺

壹石壹斗六升九合五勺

五升

ノ貳拾九石七斗三升九合壹勺

内拾三石九斗六升壹合九勺

壹石六斗七升貳合八勺

貳拾八石壹斗壹合

六拾九石九斗六升壹合四勺

壹石四斗九升貳合

五口ノ百拾五石壹斗八升九合壹勺

残而八十五石四斗五升

割印 三石貳斗 十月十八日もち自分入

割印 壹石貳斗 十月廿八日 七左衛門斗

割印 壹石三斗五升 十一月朔日 山面宇兵衛斗

割印 壹石 十一月六日 山面太郎兵衛斗

割印 壹升 十一月十五日 甚九郎斗

割印 貳斗貳升 同日 五兵衛斗

割印 貳升 十二月九日 甚九郎斗

割印 三升 同日 平三郎斗

八口ノ七石三升

ノ九拾貳石四斗八升過

割印又貳斗

割印四石八斗

割印壹斗七升五合

割印三斗壹升

割印壹石三斗八升三合

割印壹石貳斗

割印貳斗九升貳合

割印七石五升五合

割印六斗

十口ノ百八石三斗壹升五合 過

内

割印 壹斗貳升 吉兵衛へ遣

割印 壹斗貳升 伝助へ遣

割印 六斗四升 惣兵衛へ遣

割印 貳斗 德兵衛へ遣

平三郎斗

藤九郎へ取

久兵衛へ取

嘉右衛門へ取

次右衛門へ取

藤二郎へ取

勘十郎へ取

弥兵衛へ取

山右衛門へ取

弥右衛門へ取

割印 貳石

半左衛門へ遣

又

割印 三石

庄右衛門へ遣

割印 九斗六升貳勺

又四郎が取

六口ノ六石八升

ノ九拾七石老斗七升四勺

過

残而百貳石貳斗三升五合過

又 割印三石五升六合貳勺

藤九郎が取

又

ノ百石貳斗貳升六合六勺

過

割印 六石八斗

真照寺取

内

二口ノ百九石三升五合 過

八石六斗四升貳合

小作へ遣

内

残而九拾老石五斗八升四合六勺

九升

作右衛門へ遣

内

拾石三斗三升五合八勺

組右衛門へ遣

四拾石

霧屋江頭八幡

ノ拾石四斗貳升五合八勺

五斗五升

長四郎へ遣

差引ノテ九拾八石六斗九合貳勺過

ノ

内

残而五拾老石三斗四升六合

貳石四斗六升九合

買米直違引

又 八石

平助が買米

残而九拾六石老斗四升貳勺

過上

ノ五拾九石三斗四升六合

過

又

内

割印 七升

大七が取

割印 八石

小右衛門へ遣

ノ九拾六石貳斗老升貳勺

過上

残而五拾老石三斗四升六合

過

内

割印 三拾石ハ

銀方ニて地下かり

割印残而貳拾壹石三斗四升六合

此米丑二月廿七日渡ス

右皆済如件

傍証史料が得られないため個々の数字の意味するところを正確に把握することは困難であるが、村内での弁納・地下貸付のほか、過上米の他地への販売・領主地払米の買請人としての側面が判然としてきているのを認めることができる。

米仲すあひと呼ばれるこのような在村米商人の役割を理解するために、ここで仁正寺藩の貢租收取形態について若干触れておこう。

蒲生郡日野町のはずれ仁正寺に陣屋を置く仁正寺藩（文久二年五月地銘を西大路と改称）市橋氏の所領の分布は第8表に示す通りであり、これらの村々は八組の郷組に編成され、郡代（郡奉行）の下、四人の代官を配して統治されていた（他に河内国交野郡星田村に一、三〇〇石の飛地領がある）。小給大名領の例に洩れず、領主経済の慢性的な窮乏は早くから始まっていたと思われ、上掲の年貢勘定にもみられるように享保期には既に収納期前の先納¹²貨幣納が領内に強制されていた。もっとも当時の先納が宝暦期にみられるような月割先納であったか否かは不明であるが、宝暦十年について月割先納の内訳を鏡村の庄屋日記によって抄出してみると第9表のようになる。

三月から十月迄の八カ月間に貨幣による先納が一六六兩となっているが、そのうち村民の持高に応じた高割出金をなし得たのは三月・七月の三〇兩と四月の一部のみで、あとは取除講金からの融通と、玉尾家（藤左衛門名前）等村内の一部有力農民の肩代り拠出金となっていることが判る。前にも触れたように、先納の月並金は利足分を加えて領主の決定する継直段で換算され、収納期に年貢米高から指引決済されるわけであるが、その継直段は地相場より高目に査定されるのが常であったから（第10表参照）、先納人は常に作柄の景況等を勘案し、年によっては貨幣納のための村払米や領主の地払米を購入することによって先納分の相殺を計り、利子付とはいえ、継直段の適用を受ける不利をか

第8表 仁正寺藩近江国内所領構成

郡	村名	現在の市町村名	村高	田地	畑地
蒲生	仁正寺	日野町	石 1,500.385	町畝歩 107.86—11	町畝歩 17.90—12
	大谷	〃	260.190	26.66—09	5.92—02
	小井口	〃	379.830	34.06—27	4.05—25
	上野田	〃	(837.300) 27.333	66.93—11	7.37—11
	上駒月	〃	328.550	46.46—29	7.27—20
	五反田	〃	471.610		
	十禅寺	〃	(670.540) 547.873	62.33—08	2.42—03
	鑄物師	蒲生町	1,400.290	113.46—03	2.44—24
	上小房	〃	611.190	37.43—21	2.23—05
	外原	〃	282.360	18.68—16	32—15
	宮井	〃	(382.806) 0.315	29.97—11	49—22
	西本郷	近江八幡市	529.670	36.02—15	74—28
	森尻	〃	323.010	23.13—16	1.03—13
	安養寺	〃	497.600	55.63—28	1.92—17
	上田	〃	(1,736.770) 736.770	116.32—10	5.80—08
	御所内	〃	(712.546) 0.676	41.83—14	5.30—06
	上豊浦	安土町	719.430	40.01—02	9.58—15
	下豊浦	〃	1,927,980	118.38—24	63.24—02
	鏡	竜王町	952.408	88.08—17	3.59—02
	西横関	〃	(324.885) 127.500	31.24—27	2.64—13
西川	〃	(897.500) 409.700	66.96—02	1.28—05	
須恵	〃	(626.876) 201.936	45.05—08	—	
山面	〃	184.524	32.33—27	2.37—27	
岩井	〃	582.120	42.43—12	2.47—12	
川上	〃	(159.101) 6.176	9.81—07	25—02	
三屋	八日市	(397.026) 77.312	39.12—26	2.14—04	
野洲	妙光寺	野洲町	334.000	25.88—02	1.54—27
	大篠原	〃	1,681.972	143.49—23	7.45—03
	高木	〃	(1,104.421) 247.773	62.66—02	2.49—05
計	28カ村		17,167.907	1,562.34—18	164.39—28
田畑の比率				90.5%	9.5%

注 () 内の数字は、相給村他領分を含めた全村高。村高は『滋賀県市町村沿革史』第3巻 行政区劃変遷表の明治元年分の数字、田畑の反別は同書第5巻収録 明治13年刊「滋賀県物産誌」による

第9表 宝曆10年鏡村月並出金の内訳

月 日	月並金額	金 相 場	徴 集 方 法
3—19	20 ^兩	匁 62.50	高打1匁65割掛
4—22	30	64.00	内10兩藤左衛門出金, 残20兩高打1匁70
5—	26	63.00	高打不致, 村民7名より出金(内藤左衛門16兩)
6—	20	63.40	10兩取除講より借用 残10兩村民9名出金(藤左衛門2兩)
7—	10	63.30	高打8分4厘
8—	?		
9—22	25		高打不致, 村民4名出金(藤左衛門5兩)
10—	35		
計	166		(藤左衛門出金分合計33兩) 村内高打出金 " 50兩)

「公私日用留」(鏡区有文書)より

第10表 宝曆10年村払米高内訳

月 日	売 払 俵 数	買 請 人	石直段	金相場	代 銀 額	此 金 端 銀
8—8	俵 初売早田20	高木久兵衛	匁 53.70	匁 63.80	匁 429.60	兩 歩 匁 6—2 14.00
8—22	" 30	仲藤左衛門	49.78	63.90	597.36	9—1 6.29
9—4	" 25	高木久兵衛	51.11	64.00	511.10	8—0 0.90
9—8	早田仕舞20	江頭九兵衛	52.37	64.00	416.00	6—2 2.96
10—1	糶 40	" 太郎三郎	54.89	64.00	878.24	13—2 14.24
10—14	" 50	高木久兵衛	55.89	64.00	849.52	13—1 1.52
10—18	晩田初売75	江頭太郎三郎	51.91	64.10	1,557.30	24—1 2.88
10—25	50	"	50.56	64.50	1,011.20	15—2 11.45
11—4	70	佐 助	50.66	64.50	1,418.48	22—0 0.52
11—8	100	高木久兵衛 鏡藤左衛門	49.24	64.50	1,969.60	30—3 7.40
11—9	50	高木久兵衛	49.24	64.50	984.80	15—1 1.175
11—16	50	藤左衛門	48.56	64.25	971.20	15—0 7.45
"	50	九兵衛	48.56	64.25	971.20	15—0 7.45
11—20	100	甚 助	48.83	64.50	1,953.20	30—1 2.08
11—28	50	久兵衛	47.25	65.00	945.00	10—2 2.50
計	780 (320石)		平均 48.32	平均 64.25	15,463.808	235—2 79.983 (236—2 15.733)

同年鏡組御継直段 石56匁 金60匁立

パーすることに努めたことと思われる。(なお前掲第9表中、八月に出金割がないことは、例年早田米の初売が八月に行なわれていることと関連があると思われる。第10表参照)

米納地代制の下で、しかも所領の水田化率九〇%という仁正寺藩領にあって、地代収入の過半を貨幣による先納に依存した領主経済にとつて、在村米商人は一般の農民に代って領主の貨幣需要に応え得る重要な金主として存在したわけである。

玉尾家の庄屋就任以前の鏡村の庄屋日記(鏡区共有文書)や、玉尾家の親族からの来信や商業活動に拘わる取引先諸家からの書状等を年度ごとに綴って残されている「諸状刺」の早い時期(安永―天明期)のものの中には、恒例・臨時に領主から要請される村出金の都度、村庄屋から玉尾家へ対して取替金依頼の書信が多く散見されるのも、その間の事情を裏付けるものである。

彦根藩二八万石(≡近江国所領高)を例外として、小給領主や他国領主の飛地領が錯綜した近江地方の領主経済の内情は仁正寺藩とほぼ大同小異であったと思われ、周辺の他領村の玉尾からの村借金には、年貢米前売の形式をとる借用証文が珍しくない。

なお玉尾家の商業活動のうち、米と並んで営まれた魚肥については宝暦―寛政期の「箇物仕入帳」(七八七―七八八)が残されており、同時期の仕入の実態を或る程度知ることができるが、その販売面については史料裏付けに乏しく詳かではないが、寛保三年の岡屋村庄助へ宛てた「干鰯米之通」(七三三)は同家に対する販売干鰯代銀と同家からの玉尾の買付米代銀の差引であって、玉尾家の米の買付に関する別の側面を窺うことができる。

このような形で蒐荷された玉尾家の買付米の一部は村内の困窮農民へ庄屋を介しての飯米売(利付融通米)に振向けられたが、その多くは江州米の集散市場としての大津へ送荷され、同地の米問屋を介して販売された。

玉尾家の大津取引

宝暦五年を初見とする玉尾家の相場日記は五代定治の代から九代親義の五代にわたって記録されたもので、その記載内容は時間的に変化しており、相場報知の地域・品目・銘柄等は必ずしも一貫していない。地域の区別なく相場受信の都度書継がれた日記の内容を地域別に整理した第11表によってみると、野州茂木町・宇都宮・江戸相場は玉尾家の分家で京都の呉服商奈良屋

第11表 玉尾家相場日記の記載内容

地名	記録年次	品目
敦賀	宝暦5～文政6	米・大豆・魚肥
大津	宝暦5～安政6	穀類・油・金銭
大坂	宝暦9～安政3	穀類・魚肥・油・塩・金銭
江州江頭	宝暦6年以降	穀類・魚肥
宇都宮	天明7～弘化4	穀類・銭・くりわた
野州茂木町	宝暦5～天明4	穀類・銭
江戸	宝暦7年以降	穀類・塩・油・銭
其	他* 化政期以降	米

* 金沢・下関・勢州津・奥州須賀川・兵庫・庄内酒田等

与兵衛の出店が宇都宮に設けられていた関係から齎らされた情報であり、その他にも直接取引関係のない地域を含んでいるが、該日記の主幹部分は魚肥の供給源としての敦賀と米取引先の大津及び大津相場を規制するところの大きかった大坂相場である。もつともこの直接取引地である両地についても相場報知の頻度は時代によってかなり精粗があつて、同家の商業活動の消長を間接的に表現しているといえる。特に玉尾家が主力を注いだ大津相場が克明になるのは天明期以降に属する。

周知のように近世前期における大津は、敦賀・小浜を外港として江州米・北国米の一大集散地としての位置を占めて、早い時期から米商仲間の結成が行なわれていた。西廻海運開通後、大坂の中央市場としての地位を確立する過程で大津は大幅にその地位を後退させたが、享保中期の堂島の帳合米取引の公認に続いて元文元年大津の総米屋中は連名で、京都町奉行所へ対し従前同地で行なっていた相場立会の公認を願ひ出、認可されている。その時の願書は大津米市場の在り方を次のように説明している。⁽¹³⁾

乍恐口上書

大津米商売之儀は、他所他国を引請売買仕候ニ付、米相場下問(直カ)に無之様に仕候得は、北国江州并在々より為登米買置米等も有之候、前々より毎日米屋共立会相場相立申候、先年米問屋行事之有共御願申上、米売買不届無之様に為証抛買主より買切手を取り売主より売切手を取り、年行事の者共相改、不相庭之商不仕候様に被為仰付、是迄相守り来り候、然る所旧冬御用米会所と名目被下置、御板札頂戴仕、頭取組頭儀は不及申上、米問屋年行事総米屋中共に難有奉存候、右会所奉恐、米屋とも立会申儀差控罷在候、大津表之儀は少分之湊にて御座候へ共、大坂に似寄り申候所にて、当津米屋共より他所之買方売方へ申遣し候相場書、同米を様々直違ひ有之様に御座候て

は、自ら田舎より登り米も無之様に相成候、右之相場書何方之米は何程と、何れの米屋よりも同様に申遣し候得は、田舎より登り米も多く引請、京都へ相払申候、当津諸御藏方御払米捌の方も宜御座候、御用米会所にて前々通米屋共毎日立会、相場相立申候様に被為仰付被下候は、難有可奉存候、以上

元文元年辰十月

大津米問屋総米屋中

願書中に見える田舎登り米の荷主として玉尾家が何時頃から大津問屋と常取引が持たれたかは明らかではないが、大津・八日市町間を往復するいわゆる米飛脚によってもたらされる克明な大津相場は、単に在地荷主の送荷の便宜のために寄せられたものではなく、堂島同様、公認以前から盛行していた諸蔵米の切手取引・延売買の顧客としての意味を持つものであった。

前にも触れたが、玉尾家文書中に大量に残されている「諸状注文仕切刺」の類には、玉尾の大津送荷米の運送に当たった江頭問屋や大津米問屋の用状が数多く綴り込まれているが、大津問屋のそれは、玉尾からの委託米の売捌きに関する連絡や在地米の買注文等のほか、大津相場の景況を伝え、玉尾の切手米取引・延売買に関する参考資料を提供すると共に、玉尾の指示に基づいて行なった相場商の報告が数多く含まれている。残存史料のうち比較的早い時期のものは取引先の大津問屋は固定せず、米屋孫兵衛・鍵屋権兵衛・丸屋勘兵衛・木屋久兵衛等の名前がみえるが、寛政から化政期にかけては仁正寺藩の蔵元を務めた木屋久兵衛と柴屋惣兵衛の両店にほぼ固定し、玉尾の投機商いの規模は大幅に拡大されているように見受けられる。

このような大津取引が年間を通してどの程度の収益を挙げ得ていたかは、残念ながら断片的な個々の仕切状や通帳等からは確かめ得ないが、寛政―化政期の玉尾家の投機に対する傾斜は著しく、大津問屋を介して堂島の米切手の買持ちや、油の定期取引・長崎物の売買等にまで及んでいる。更にこの頃になると大津問屋のアドヴァイスの下で米相場の景況如何によっては大津諸蔵屋敷募債の先納銀や諸名目貸に加入する等利貸部門への参加が目立ち、資金の投下を固定化せず、多方面に転回させている。

湖東地方の干鰯商

上述のように米商人としての玉尾家の動静は、「諸状仕切状刺」等、大量の取引先の交信によってほぼその輪郭を把握することができるが、魚肥商としての動静は余り明瞭ではない。寛保三年の岡屋村庄助に対する干鰯の販売が同地からの米の買付と表裏の關係で行なわれていたことは前に触れた。

度々言及するように、純米作地帯としてさしたる商品作物の生産が行なわれなかった湖東地方において金肥としての魚肥の施用が予想外に早くから普及していたことは、正徳五年正月、八幡町・江頭・田中江・常楽寺の干鰯屋中が、農民の売懸代銀滞りを防止する「中間極め」を行なっている事実からも推察される。⁽¹⁴⁾『滋賀県市町村沿革史』の江頭村の項には宝曆一〇年頃、平均反当一五―三貫目程度、明和七年には多肥農家で二五―三〇貫目と魚肥施用量を記しているが、年によって価格の騰落の多い金肥の農家での施用量の平均値は米価の騰落とも絡んで、年によってかなり異同があったものと思われる。

湖東地方への魚肥の搬入は北国・松前物が多く、敦賀問屋を経由して湖北の海津・塩津・大浦の三津から湖上輸送された。この他「相場日記」には宝曆九年から文化五年にかけて大坂の干鰯商から相場の報知を受けて居り、間歇的に同地からの仕入も行なっている。同地方の干鰯商が湖上輸送の船付場を中心に早くからそれぞれ仲間を結成していたらしいことは上述の正徳五年の干鰯屋中の申合わせから推測されるが、玉尾家の「永代帳」明和九年二月の条には、江頭における戎講の寄会に鯿買直段の協定破りを取締る申合わせの条文を記録しているから、當時既に玉尾家が干鰯屋仲間としての江頭組に加盟していたことが判る。

この種の在地干鰯屋仲間の動静は詳かではないが、八幡町では単独で寛政四年仲間一六人が株立てを領主朽木氏へ出願し、敦賀・大坂両地仲間の在々への直売を抑止する方策に出ている。また享和元年鯿干鰯の異常な高騰に対し四郡仲間共同で敦賀表へ談判を行なうため、八幡に於て寄会を行なう旨の八幡組の廻章が江頭組に齎らされている。その後文政元年五月敦賀仲買問屋の株立てに際し、東江州・北江州干鰯屋中と敦賀問屋との間で、相互に仲間外の取引を規制するため仲間人数の確認を行なっている。

各ブロックごとに結成された在地干鰯屋仲間は、相互の連絡を密にし、横への連帯を強化していたが、天保元年一統に京都奉行所に対し

第12表 江州五郡肥物屋仲間の構成 (弘化3年)

組名	町数	村数	人数
野洲		13	15
栗太	1	10	16
江頭		7	18
八幡	3	1	9
常楽寺		6	11
能登川		2	3
日野	2	4	7
八日市		6	12
水口	2	9	20
9組	8	58	111

株立を出願し「江州五郡肥物屋仲間」と称していた。その組編成を弘化三年八月の「干鰯屋仲間印名前附」(二二八七)によって整理すると第12表の通りである。野洲・蒲生・栗太・甲賀・神崎の五郡内に九組が編成され、組合員の分布は全八町(宿を含む)五八カ村に及び、一一一人で構成されている。

なお、この「仲間印名前附」によって、個々の組合員の屋号を参考までに拾ってみると、肥屋・干鰯屋・灰屋が合わせて二五軒のほか、米(穀)屋二〇を筆頭に、酒屋五、塩屋七、油屋五、木綿屋・布屋・麻屋各二等々となっており、同地方の肥料商の兼業の在り方が推測されて興味深い。

株立ての認可を得た同地の干鰯屋仲間は、天保七年「申六月江州干鰯屋仲間一統御役所様(京都町奉行所カ……引用者)ノ御用銀三十式貫目拝借致候事、仍之向後肥物代銀滞之節は願方差上ケ、夫々嚴重に御取立被下候様ニ相成候事」(玉尾家「永代帳」と、公銀名目の拝借銀を以って農民に対する売懸代銀取立の強化を図っている。このような肥料商仲間の動静は、別稿にも紹介した通り、天保一〇年一二月武佐宿を中心とする周辺農村に於て、米直段に引合わざる魚肥の購入を抑止し、購入価格の限度を協定し、それ以上ならば素植も辞さず、富農の抜買を抑制する取極めを行なうという村共同体規制を誘発するものであった。⁽¹⁵⁾

庄屋・御勝手方の就任と鏡村の村情

米商人としての玉尾家が天津取引に於て相場商いを拡大する一方で利貸部門への参加がみられたことを前に記した。ところで、この天津での利貸活動の斡旋を行なっていた木屋久兵衛(天津米問屋で仁正寺藩蔵元)からの書状の中に、次のような内容のものが見出される。

(前略)

一仁正寺の質米三百両申参り候間、来月より御出し可被遊候、米も大津御蔵へ登り候内を右引当テ程受取、此方封印付置申事故、随分礎成事ニ御座候、切は来午年八月か十一月切かに相成、月八朱ニ御座候、御考之上御報可被下候、右申上度如斯御座候

(寛政九年)
丁巳十一月十二日

木
久兵衛
(唐印)

玉尾藤左衛門様

尚々仁正寺引当米之儀は篠原鏡両村にて御囲米の内を大津御蔵へ内々登り候事ニ御座候、大津御蔵にて御囲米之在之躰ニ取計被申候事と被存候 (寛政九年丁巳七月諸国注文仕切状刺)

大津蔵元へ対する仁正寺藩の領主米引当の月割仕送金の依頼に際し、大津蔵元木屋久兵衛は玉尾の加入を勧誘し、同年の別の書面で見ると玉尾は百兩の出兵を行なっていることが判る。更に享和元年二月二三日付の木屋久兵衛の書状には

此度村方金子入用ニ付廿兩御使へ相渡し候様被仰下、則御使へ廿兩御渡し申上候 (中略)

一証文之儀被仰下、則二条様ニ仕候、尤本証文ニいたし候へ、引当書入等甚六ヶ敷候ニ付略文之二条様ニ仕置候、是ニても随分用ニ立候間、御安意可被下候 (享和元年辛酉七月より諸国注文仕切状さし)

とあって、玉尾の木屋久兵衛への預ケ金が鏡村の郷借に二条名目の貸付という形で行なわれていることを知ることができる。そこには領主の経済外強制や村の共同体規制を伴なう在地での利貸活動からの離脱の志向を認めることができるかと思う。このことは、玉尾家の代々の当主が書継いだ「永代帳」(内題、永代私用留)の庄屋就任以前の時期の記事中に、村払米の入札直段をめぐる村役人の専権、御用金賦課の際の藩役人や御勝手方の横暴に対する不満を書残しているのと無関係ではなかったと思われる。

東・中・西・山組の四組に編成されていた鏡村にあって、山組に属する玉尾家は概ね山組の組頭格として存在したようであるが、これら四組を統轄する庄屋・年寄は前期に於ては門閥によって固定していたらしい。『近江蒲生郡志』卷六の神社篇所引の寛永二年衣更八日付の鏡庄八王子権現社修復奉加寄進の銘文には「時之庄屋沢金助」と記されている。源平盛衰記や木曾路図絵に義経元服の宿として紹介されている沢氏の後裔とすれば、宿役人の家柄が当時の庄屋であったといえる。その後の庄屋交替の事情を詳かにしないが、現存の史料で知られる限りでは享保以降は森氏の世襲するところであった。天明八年森氏の退転は、当時領内の有力農民数名を以て構成され、領主市橋氏の経理を担当

した御勝手方の頭取の地位にあつた同氏の御勝手金四五〇兩引負が表面化したためである。⁽¹⁶⁾

御勝手方一統が戸ノの譴責処分を受けた森氏の引負金が、領主の御勝手方として、また村庄屋の職責上から生じた公私債務の混濁の結果であつたろうことは、引負金の弁済に当り一五〇兩が領内村々からの合力金によつて行なわれたことから推測される。⁽¹⁷⁾ 当時の事件に関して玉尾家の「永代帳」には次のように記録している(カッコ内)内の注記は引用者)。

庄屋半平義未極月御上御勘定四百五六十兩計引負ニ相成候ニ付申五月御咎、口々青竹にて戸ノ被仰付候、庄や代平助預り、平助年寄代^(森氏) (天明七年)
五月廿三日村方年々勘定帳面半平殿へ申達、則寅年々勘定尻帳面指出し被申候故、高百姓相改申候

村借金改⁽¹⁸⁾

一百匁 平左衛門出

一九百廿式匁式厘 星田(河州星田村)

一老ノ三百七十九匁 九兵衛

一四匁 平助(中山)

一五百十六匁 山組

一四匁 蚊や佐(八幡町蚊帳屋佐兵衛)

一五十四匁式分 源太郎

一式百七十四匁九分九厘 又二郎

一百八十匁 八右衛門

一老ノ式百匁 寺祠堂

一老ノ三百七十匁三分 藤左衛門(玉尾)

一金五拾兩 村瀬立かへ

一老ノ六百五十九匁七分式厘 作右衛門

一百三拾五兩ト七分 半平(森)

金ノ百八拾九兩

地下引請かり有

銀ノ八ノ五十七匁三厘

一米百拾六石五斗八升四合七勺 四組未進かし

一銀四ノ五百七匁六分四厘 四組未進へかし

ノ此式口地下ノかし付也 米八十匁積り

指引凡五ノ五百匁余 惣勘定尻村借金也

天明八申六月廿六日改

外ニ廿金殿様へ百姓ノかし付あり

庄屋森氏の引負事件を契機として、高百姓中から村役元へ対して村方勘定帳の公開を要求して判明した地下負債総額は金額にして三三三兩一步余（銀高を六〇目替で換算すると一三四兩一步余）となり、その四割強が森氏の立替金であって、当時の農村の経済事情の下での庄屋の在り方を反映するものであったと思われる。また村役人の交替に伴って、年寄の一人に対して村民の不満の意志表示を代官へ届出ていることも注目される。

ところで玉尾家の寛政頃の永代帳の記事には、従前村民にとって畏怖の存在であった村役人に対して村内に不帰服の動きが目立ってくるのも事実である。上下不和合と形容される村内の動静と拘わりがあるとと思われる事例を三、四摘出すると次の通りである。

(1)寛政四年民数帳の作成 鏡村に於ては前にも記した通り、慶長検地以来領主市橋氏による再検地の形跡はみられないものの、享保八年に村内で地改めが行なわれたことは、玉尾家に同年の「山組名寄下書帳」〔五〕が残されていることよって判明する。同帳には慶長検に於て高請されなかった耕地について、有畝歩も田畑の等級付もないうまま、田老ヶ所、何斗何升と石高を登録すると共に、既高請地についても耕作不能と判断される分について引高を認め、正味高の算定が行なわれている。村レベルで行なう地改めが、どの程度実際の生産力に照応したものであったかは不明であるが、享保以後七〇年を経て行なわれた寛政四年の四組の改高の集計は正味七五五石八四三四で「外ニ家敷畑高無ニ相成申候」と注記されており（永代帳）、屋敷・畑高を貢租の対象から除外する取極めを行なったと見られ、多分に表向の村高を念頭に置き、何らかの基準を設けて現状の耕地に則して石高の修正を行なったものとみられ、貢租負担の平等化が眼目であったと思われる。

第13表 仁正寺領高打御用金年表

年次	賦課理由	賦課率(実質地下免)
宝曆10年2月	江戸屋敷類焼	石=6匁5分(8匁3分)
明和9年2月	〃	石=4匁(?)
天明6年1月	〃	石=4匁(5匁3分)
寛政2年11月	殿様御乗出し御役付	石=3匁5分(4匁5分)
寛政5年10月	江戸屋敷類焼	石=4匁(5匁1分)
享和4年4月	殿様御転役入用	石=4匁(5匁6分)
文化3年3月	江戸屋敷類焼	石=4匁(?)
文化4年~8年	御勝手向省略年限中	石=4匁(?)
文化11年	殿様御家督入用	石=4匁(?)

鏡村地下日用記(鏡区共有文書)より

(4)肝入役の選任 文化五年七月「村方御用金等并村入用石掛り等多ク相成候ニ付村方一統やかましく相成、すでニ騒動ニも可及候所、彼是高頭を以て耆年替り之肝入四組が四人相極り申候(永代帳)とあって、組代表を入札によって選出し村寄会に参加する肝入役が新設されるに至った。⁽²¹⁾ 度重なる御用金の賦課が村役元における諸勘定に対する村民の疑惑・不満を嵩じさせていたわけである。因みに玉尾の庄屋就任以前の仁正寺藩の石懸り御用金の賦課状況を現存の庄屋日記によって抽出すると第13表の通りである(庄屋日記の欠年分については不明。なお、この文化五年には琉球人参府帰国道中人馬入用の国役が高百石につき銀一六匁三分の割で賦課されている)。過重負担による領内疲弊と領主経済窮乏の悪循環の末、文化四年から八年の五ヵ年に亘って実施された領主の省略仕法も効なく、年限明けの文化八年当時、このような領内からの「働上金」を含む領主の在所借金の凍結額は、一万七、六〇〇両と御勝手方は計上している。⁽²²⁾ 翌文化九年五月鏡村から提出された元米五〇石五ヵ年拝借を申出た願書には、当時の鏡村の村情を次のように説明して

(2)御救米の配分法 寛政五年鏡村困窮につき、御救米七〇石を高頭中より願出たところ、向う五年間元米二〇石宛の下渡しを認められ、そのうち六分は惣高へ、四分を難渋人へ配分するよう領主から指示を受けているが、村役人の判断で惣高への配分を行わず、難渋人のみへ配分する措置が採られた。⁽¹⁹⁾

(3)寛政七年九月中旬下方の者共が寄合、諸日用賃の値上げを決議 このことについて「永代帳」には「当時下方気分悪く相成、庄屋表江相願も不出、自分之気儘ニ諸色直段上ケ申候裏、何共気の毒ニ存候、依之高頭寄之上相極り申候覚」と記され、従来の仕来りに準じて村役人・高組頭が寄合、修正直段を協定している。⁽²⁰⁾

いる〔累歳要用記〕鏡区共有文書〕。

一鏡村之義、先年〆困窮之村方に御座候而前々より数度御憐愍を以御救被為成下、是迄仮成ニ取続仕、一統難有仕合奉存候、然ル処、元來当村之義五六十年以前とハ家数廿軒余も相減、歎ケ敷奉存候、前々〆奉申上候通、夥敷川々控へ候村方ニ而五十年前〆四五度も堤筋大切レ仕、尤御見分之上夫々結構ニ御見下ケ被成下難有奉存候、乍去前文奉申上候通、度々之大切レニ而砂入田大躰普請仕候得共、地味土抔も無之御田地多分御座候而、御年貢だニ調兼候様成米上リニ御座候へ、今ニ不開発之御田地も御座候而奉恐入候、先年〆被為下置候常例普請人夫之義も近年ハ御見下ケ不被為成下、おのつから山川砂留普請所も難渋之村方ニ而修理行届不申、近来ハ川床抔も高く相成、山寄之御田地はいつとなく土砂相下リ追々米上りも悪敷相成、尤先年も御願奉申上候通式百石余荒高御座候上、当時ニ而ハ御年貢だニ相調兼候砂入御田地相抱、年々困窮弥増、尚又前々〆追々家数相減、野末之御田地ハ耕地も行届不申、依之九左衛門・善右衛門庄屋相勤居候時節〆極難渋之者共御年貢等不納仕候而も大躰之儀は組親類引請ニ被致、色々と操合相凌候而右兩人退役仕候時節、拾三貫匁余村借金有之候上、去戌年卯年兩度之大洪水御座候而、其節は格別結構ニ御用捨被成下難有奉存候、乍去彼是村費多一統当惑仕候折柄、近年奉働上候金子口々抔も過半借入候而上納仕候程之村方ニ而御座候得は年々借金方弥増、当時ニ而は五拾三貫匁余御座候而、利足金計り五貫匁余ニも相成、去暮之米ニ相積り候而は彼は百石ニも相成、近年は村方免七ッ八歩ニ而取立、殊ニハ往來筋之義ニ御座候得は折々臨時等出来仕、諸向ニ入用多、年々式季ニ高老石ニ四匁宛取立、其余近年奉差上候石式匁掛り正味高ニ割付候得は石式匁八分相成、都合銀方取立候処高老石ニ六匁八分ニ相成、米方ハ七ッ八歩ニ取立候事故、不納之者ハ年々拾四五人も出来仕候而、何共歎ケ敷奉存候、乍去右奉申上候通之村柄ニ御座候得共、年々不納之もの家居売立候而は御田地相余り村方ニ而一統之難渋ニ可相成義歎ケ敷奉存候（下略）

地勢上の欠陥から生じる水害によって荒高二百石のほかにも砂入地が多く、退転百姓による人口の減少がますます手余り地を増加させ、借銀の累積と重なって村民の負担は増大する一方であるという。五〇年以前、すなわち宝曆期に一〇〇戸を数えた鏡村の戸数は二〇戸も減少したというから当時の戸数は八〇戸前後の筈である。ところで文化十四年の宗門改帳では第14表の通り登録されており、上引願書に述べられて

第14表 文化14年鏡村宗門改帳集計

寺 別	戸 数	人 数	内 訳	
			男	女
真照寺檀家	76	314	144	169
大願寺檀家	24	93	44	48
計	100	407	188	217

(但し寺院を除く)

いる減少戸数二〇戸は、戸籍面ではそのまま温存されていたと解されるから、それらの分については村内で余荷う義務が強制されていたことを示している。更に同年の宗門帳に表われた人口の男女別構成をみると、都市の近郊農村にあり勝ちな男子の村外流出が多かったことを裏書するものと思われる。⁽²³⁾

なお、当時の村借財の累積の中には郷印証文を伴う領主の名目金借りⅡ領主負債の肩代りを含むものであったことを留意すべきであろう。⁽²⁴⁾

このような村情の中で、所謂「高百姓」として、また名目金の蔭の金主としても存在した玉尾家が村内でどのような立場に置かれていたかは微妙なところであるが憶測の限りではない。ただ領内において御用金賦課の都度、終始大口割当の対象にあげられていたことは「永代帳」の記事から窺うことができる。⁽²⁵⁾文化十年仁正寺藩が財政難打解のために取結んだ領主取立講(百廿匁掛、百廿人組)施行に当たって、御勝手方等と共に玉尾が御講世話方となったのが、玉尾家にとって領主側から任じられた最初の役職であった。次いで翌

文化十一年八月庄屋金兵衛の退役と共に、跡役に玉尾が指名されている。玉尾家七代親宣五七才の時である。文政七年六月親宣の退役願は受理され、七月跡役は長兄藤藏の早逝によって養家先の京都奈良屋与兵衛家から復籍していた八代親徳(当時庄五郎)が就任、文政十年十月庄五郎病気を理由に庄屋休役を願出、二年後の文政十二年正月仁正寺へ呼出された庄五郎は病中辞退を申立てたが聞入れられず、庄屋帰役を命じられ「其身一代苗字御免」となった。庄五郎はこれを機に藤左衛門を襲名、更に天保二年十月仁正寺役所に於て御勝手方を拝命、御役料老石の沙汰を受けている(庄屋兼帯)。因みに当時先任の御勝手方は仁正寺飯嶋利兵衛・鑄物師村竹村伊兵衛・森尻村大梁弥兵衛・篠原出町岡田平助の四名であった(「御勝手方役被仰付之御諸用覚」二〇四二)。⁽²⁶⁾爾後玉尾家の庄屋・御勝手方勤役を年次を追って列記すれば次の通りである。(玉尾氏以外の庄屋勤役については、巻末に参考資料として収録したフィルム目録中の「公私日用留」を参照)

天保七年三月病気を理由に庄屋・御勝手方退役を申出て受理される。

天保一二年閏正月御勝手方婦役（同役の四名は前と不変）

天保一四年三月中山平助に代って庄屋役

同年一二月横関村庄屋兼帯を命じられる。⁽²⁶⁾

嘉永元年三月親徳（弘化二年四月より藤二と改名）は庄屋後見となって九代親義が庄屋就任

嘉永四年八月親義御勝手方拝命

同年九月御勝手方頭取並役

嘉永七年正月庄屋役願之通御免、跡役中山平助

文久三年一二月二月永々苗字御免

文久四年三月二九日中山平助に代って庄屋役被仰付

慶応二年二月庄屋役願之通御免、跡役十右衛門（園田氏）

同年三月玉尾太四郎（十代親明）年寄役、同時に庄屋役見習被仰付

以上が幕末迄の玉尾家の公職履歴であるが、維新後の明治二年五月西大路行政局に召喚された玉尾氏は「御勝手向御用出精ニ付永々帯刀御免、忝本紙（宗門一本証文カ）被成下」の沙汰を受けているが、日ならずして廢藩置県により西大路県となった明治四年八月、市橋家から差許された「一本紙并帯刀」等の格式は総て廢止の沙汰を受けている。

この他、玉尾家の公的な奉公事歴としては、明治元年七月新政府の会計基金立金徵募の際、大津県から金二〇〇両の上金を命じられ、正金上納を引換えに金札が交付されている。

なお、本文書目録には直接関係はないが、明治以後の鏡村の行政上の変遷を略記すると、明治四年の廢藩置県によって鏡村は西大路県に所属したが、同年同県は大津県に統合され、翌五年一月滋賀県と改称された。明治五年四月区制の施行と共に蒲生郡第一区に分属された

が、明治十三年区制の廃止によって再び郡に直属。その後明治十八年連合戸長役場制の施行によって鶴川村他一三カ村戸長役場に編成され、明治二十三年町村制の施行に伴って連合村がそのまま合併して鏡山村となる。更に昭和三十年川守村ほか九カ村連合の苗村と合併して竜王町となり現在に至っている。(『滋賀県市町村沿革史』による)。玉尾家の永代帳には明治四年六月庄屋・年寄の号を廃し、代って里正・里補の称呼が採用された旨の記事があるが、区制以後の玉尾家の去就は明らかではない。⁽²⁷⁾

京都玉尾家について

本目録に収録されている玉尾家文書は、上述の通り、文化末年の庄屋就任による村方史料が全体の約四分の一、それにそれ以前の組頭としての山組に関する史料若干を含むほかは、玉尾家の私文書類が大半を占め、就中、米・魚肥商人としての商業・利貸活動に関する史料を骨子とするものであるが、それらに次いで目立って大量に残されているのが「京富小路・宇都宮店書状」として一括された書状群である。

京富小路四上ル町に居を構え、宇都宮日野町に販売店を持ち、奈良屋与兵衛を店名前とする玉尾家は、鏡村玉尾家四代定盈の三男を始祖とする。すなわち同家の先祖書によれば、初代与兵衛は京都の呉服商奈良屋(岩井姓)八兵衛方に勤めたのち、別家となり、延享元年十二月二十九日四六才で没した(法名積応順)とあるから、行年から逆算すると元禄十一年生れということになる。従って恐らく正徳享保の頃京へ出て商家の修業を積んだわけである。当時鏡村において二、三〇石程度の高持であった玉尾家が、分家の創出を村外の都市の商家に求めたことが知られるが、当時の近江農村に於てこのようなケースが必ずしも珍しい例ではなかったであろうことは、子なくして世を去った初代与兵衛のあと、妻しゆんの後夫となった二代目与兵衛は、同じく奈良屋八兵衛方に勤め、鏡の実家玉尾家と姻戚関係のあった紺屋町村の堤九兵衛の悴吉兵衛であったことから推察される。

ところで、京都玉尾家の主家となった奈良屋八兵衛と鏡の玉尾家との係わりについては詳かではない。明和九年十二月鏡村では奈良屋八兵衛へ対し、村方要用のため高九石一斗余(この作徳一〇石五斗九升)の田地を書入れ、年利一割で銀五貫目を借入れるという債務関係を持つて居り、その借入銀のうち壹ノ二八四匁が玉尾の地下取替銀の返済に当てられた事実が判明するのみである(「公私日用記」鏡区共有文書)。

また京都四条通麩屋町に居を構えた奈良屋八兵衛店の営業の実態についても詳かでないが、仙台に出店を持つ近江商人であったと説明されている。⁽²⁹⁾ 後年六代奈良屋与兵衛として鏡村から一四才で養子入りした重蔵を本家奈良屋八兵衛店へ住込み修業に出すべく養父に勧めた実父親宣の文化六年の書状〔一二三三〕中に次のように述べられている。

追啓申上候、誠ニ重蔵義も追々出情之趣承知仕、先ハ大慶至極ニ奉存候、然ル所御店表商内之義ハ夫々符長ヲ以代呂物売弘メ候事ニ候得ハ自然仕馴レ候而ハ随分出来易キ御事等奉推察候得共、兎角仕入方專一之御商売柄と奉察候、尚又重蔵義も末々ニテハ毎年〳〵仕入方ニも相登り申さねハ相成不申身分之事ニ候得は仕入方之義早々為致承知度奉存候、且又御本家様京店之義ハ仕入一まきの御店之事故、右御本店ヲ相頼、重蔵義暫ク御遣ひ被下候得は、譬半季之間ニても乍失礼富小路之仕入方之三ヶ年振も手掛り之事故、見習旁甚稽古ニ相成候奉存候(後略、傍点は引用者)

右の文脈から、近世初頭から出稼の行商によって産をなし、三都をはじめ東北・関東の地方都市に出店を構えた近江商人の系列に連なる営業であったことが推察できる。事実、現存の奈良屋与兵衛家から鏡へ寄せられた相当量の書状は、五代与兵衛(壽賢の次男)以後の時期に属するが、毎年五、六月から七月の時期当主自ら京都を發つて宇都宮下りを行ない、同地で正月を迎えたのち春二月頃呉服・太物仕入れのために帰京するという年間の行動の逐一が実家に報告されている。そこには骨肉の情としては当然ではあるうが、いわゆる都市の商家同族団としての立場——擬制的な本家(主家)岩井家に対する別家意識よりも、玉尾の分家意識がより優先して存在していた気が濃厚である。このことは五代目与兵衛の早世による家督相続のいきさつにもよく表現されている。すなわち、弓削村の佐橋家から養子入りした四代与兵衛(隠居名は吉兵衛)には系図に示す通り、二度目の妻まちとの間に新兵衛を設けながら、五代与兵衛急逝のあと六代の当主に一四才の重蔵を鏡から迎えるという血統的系譜の重視が示されているのである。しかも六代与兵衛に擬せられた重蔵は、実家の長兄藤蔵の死去に遭うや養家の困惑にも拘わらず本人の願望によって鏡への復籍が実現しているのである。もっともこれを機に玉尾分家の血統的連続性への意識は急速に後退したように見受けられる(同系図参照)。

元祖 江州鏡村玉尾藤左衛門(定) 三男 京都岩井八兵衛 方三 相勤 別家トナル (元禄十一年生) 延享元年十一月二十九日没 四十六才

しゆん 京都六条帯屋佐助女 安永八年七月二十五日没 積貞順

二代 江州紺屋町村堤九兵衛(哲吉) 兵衛 岩井八兵衛方へ相勤 しゆん後夫トナル (宝徳四年生) 明和二年七月二十八日没 五十二才 積宗貞

三代 江州鏡村玉尾藤左衛門(定) 七男 宝徳十一年三月十二日没 二十九才 積常栄

四代 江州弓削村佐橋治右衛門(秀孝) 三男 隠居名兵衛 文化七年三月十日没 積宗

しげ 江州紺屋町村堤茂兵衛(宗哲) 姉 安永四年八月二十二日没 積貞寿

ま 江州大津某女 安永八年五月十四日没 積貞隆

いせ 江州鏡村玉本平左衛門女 天明八年九月十日没 積妙順

か 京都烏丸鍵屋町角小山勘兵衛(代) 与兵衛家復籍ノ跡 文化十年ヨリ 同十三年迄店名鏡人トナル (寛延三年生) 文政十三年十月十四日没 八十三才 積妙静

五代 江州鏡村玉尾藤左衛門(徳賢) 三男 藤藏・藤忠(七) 明和三年四月十六日生 安永六年十一月八日没 積宗貞 享和三年十一月三日没 三十八才 積子順

六代 江州鏡村玉尾藤左衛門(親寛) 三男 重(一) 藏 寛政五年五月三日生 文化十年四月実家相續ノ夕 又離籍

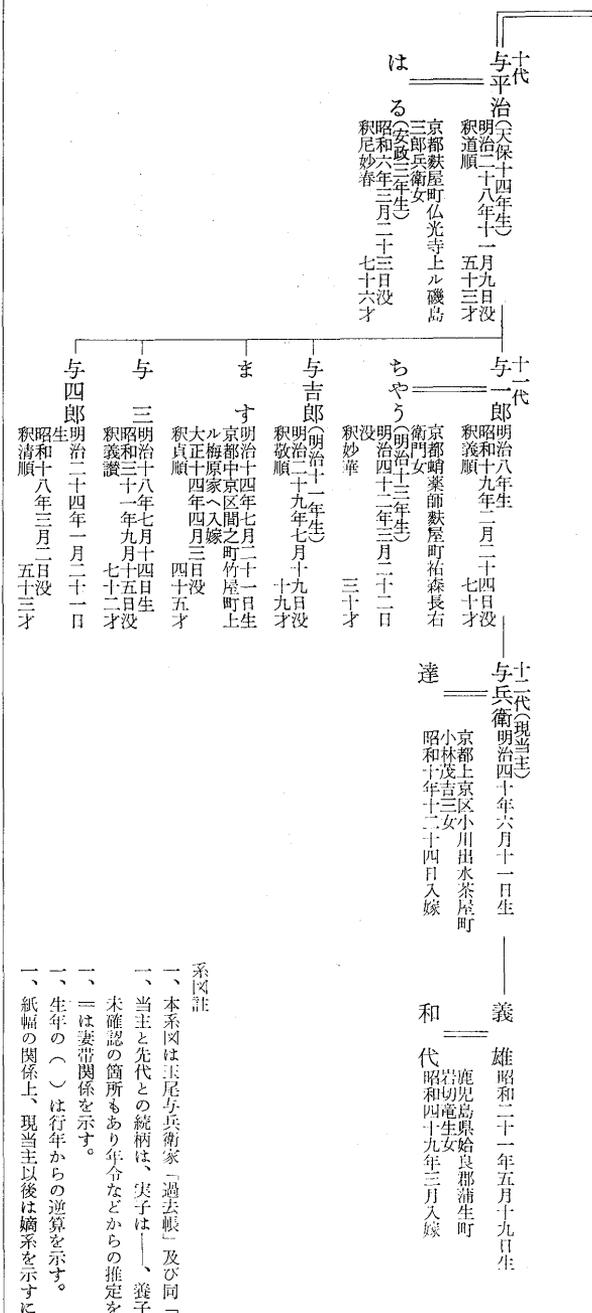
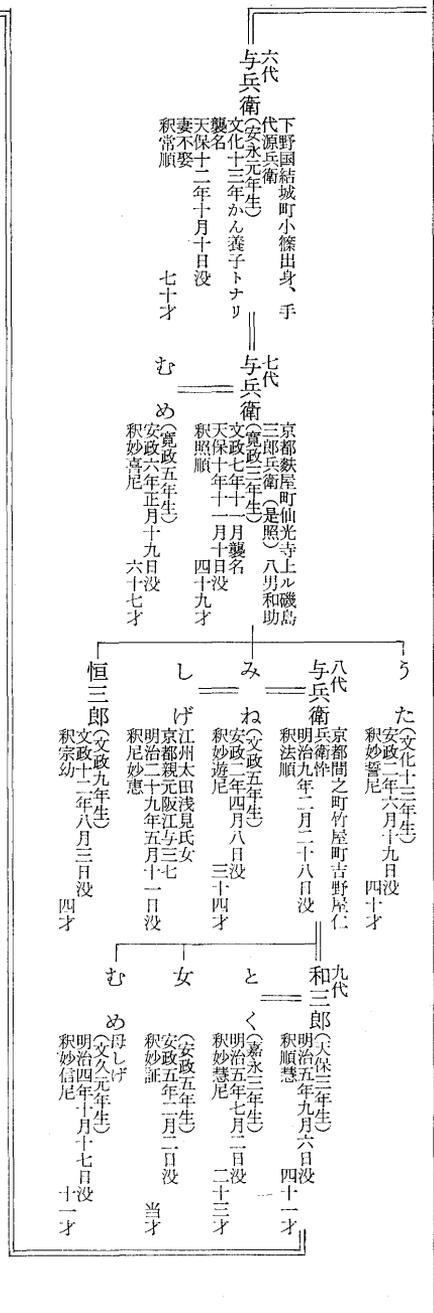
ひさ 寛政十年八月十日没 積貞心尼 京都室町上長者町下ル松屋平六女 一家内不納ニ付親元引取 宗門除ク

悦 母ま、幼名吉次郎 新兵衛(安永六年生) 文政十二年五月八日没 積宗貞

み ね 文化元年三月十九日没 積貞元

しゆん 安永九年生 天明元年正月二十五日没 積貞幼尼 辰三郎(天明五年五月六日没) 積宗心 与三郎(天明七年十一月五日没) 積宗寿 むめ 母か九 七代与兵衛妻

京都富小路 玉尾与兵衛家系図



系図註

一、本系図は玉尾与兵衛家「過去帳」及び同「先祖書」による。

一、当主と先代との続柄は、実子は「」、養子は「||」で示したが、未確認の箇所もあり年令などからの推定を含む。

一、二は妻帯関係を示す。

一、生年の()は行年からの逆算を示す。

一、紙幅の関係上、現当主以後は嫡系を示すに留めた。

ともあれ、寛政―文化年間に集中して残されている分家玉尾家の書簡の内容は、毎年の宇都宮下りに際し、実家へ立寄って逗留した礼を兼ね宇都宮安着を告げると共に、道中で見聞した各地の作柄・景況の報告が盛り込まれ、また宇都宮・関東奥筋・江戸相場の動静が折々の消息と共に齎らされ、実家の営業面への配慮が行なわれているのが特色であるが、京都にあっては諸寺院の開帳の日程や、興行される芝居の番組等を報じて遊山のための上京を促す書面、また水害・地震・時疫流行時折々の見舞状、両家の慶弔に関する連絡・礼辞等々、営業を離れた玉尾家の信仰その他の私生活の断面がよく窺われて興味深い。

これら鏡・宇都宮間の書状の往復は直接の交信は稀で、殆んど例外なく京都奈良与店の取次ぎにより、京↓福島↓仙台間を受持つ八幡町の奥州飛脚仲間によるものか、或いは京都より江戸を経由して奥州下りの江戸飛脚によったものと思われる。また宇都宮の穀商荒物屋新右衛門・石塚文右衛門等の相場状や、京都の知音・縁者の書状が同封されて託送されている場合が多いため、史料伝来の原型を伝える意味で「京都富小路・宇都宮店書状」の項目には親族以外のこれらの同封書状を分離することなく同一箇所に排列してある。

なお、宇都宮店の開店・閉店の年次は詳かではないが、藩政後期には可成りの盛況を得⁽³¹⁾、宇都宮藩の御用達として度々御用金の調達を行ない、当主の代替りや、毎年の当主の宇都宮発着の都度、藩庁への届出を要していたことが、了順没後重蔵の宇都宮下りを督促した店手代源兵衛の書状（文化二年十月九日付）等で知られる。

俳諧資料について

如上の親族間で取替わされた書翰のほか、玉尾家の私生活の断面を窺う材料として、八代親徳の代に集中して残されている俳諧関係の史料がある。当時俳諧が大衆文芸として地方的浸透をみ、各地の上層農民の間に流行したことはよく知られており、格別珍しい事例ではないが、芭蕉の晩年来遊の多かった近江湖南地方は特に蕉風俳諧の盛んな地であった。五代定治は成川・六代傳賢は成山の俳号で近隣村々の同好の志と句作を楽しんだことは「永代帳」の記事に窺えるが、若年期を都市の商家のうちに過した八代親徳に至って特に俳諧への傾斜が著しい。はじめ粟津義仲寺の時雨会を主催した三井寺の西坊千影、義仲寺住職閑斎の門に入り、のち京都の枯魚堂梅価（喜多川万蔵、はじめ駄屋町三条下ル式丁目西側、のち寺町三条下ルへ転宅）の門人となり、其笑のち寄松・菁々齋と号している。「雅用文信」と題して保存された文政期の諸氏からの来状刺によってその俳友の交際範囲をみれば、鏡村の巴長（中山平助）・横関村の

峨石（喜多川平左衛門）・八幡の宇麻之・三上の一興（伊崎氏）・宇都宮の芥舟（海野玄理）・大津の渡江（木屋久兵衛）等々、農民・社家・僧侶・医師・地方都市の商家と社会的階層は種々であるが、それらに交って京都の俳人として高名な蒼虬や烏頂の名が見出されるし、また大坂の今宮に芭蕉堂を営んだ井眉庵井眉（五春）とも親しく、同社中の催す句会に屢々参加していることが窺える。門外漢たる筆者には作風・作品の巧拙は論外であるが、近江の俳人として可成りの存在であったらしいことは、文政九年版の「大日本正風俳諧師見立四季部類」（板元不明）（二七二九）に、全国的に名だたる宗匠に互して近江の寄松の名がみえることから推察される。

なお、当時の近江・上方俳壇の動静の一端を窺う史料として、奇松へ宛てた義仲寺の千影の書翰に次のような一節がある。

（前略）

一宮井村江之封もの御幸便之節御達之儀乍御面倒御頼得貴意候

右は粟津義仲寺時雨会集入ニ而御座候、此時雨会之事は御聞及も御座候半、祖翁初七日追善其角か枯尾花之俳諧より百三十年來連綿正忌会俳諧集ニ而遠き海山も年々奉納之句御座候、蕉門ニ入輩奉納無而は有間敷事ニ御座候、何卒貴境御社中は勿論、御隣村迄貴子御世話ニ而以後御奉納御座候様希入候、諸方配り残之集ニ部為御見合致進上候

一京師浪花等業躰之人々々出る集は花々敷粟津之集ハ只々古風を守、当時之もの好少も加へ不申、見所もなき事ニ候得共、祖翁正忌之報恩而已之奉納ニ御座候

一業躰之人之集は集料之余光を心掛候事ニ相聞へ候得共、此集左様趣意聊も無之候、併無禄寺々年々之集ニ候得は寺之費は難致、集之料さへ有之候得は亘敷、凡一部ニ付式錢目計入費御座候得は、それほと之香料相添ひ候而亘敷御座候（下略）

玉尾家文書中に残された各社中の催す句会・献額開巻のちらしや、それらへの入句の草稿と思われる句作の数々は、このような俳壇の在り方を背景とするものであったと思われるし、社会的・地域的拡がりを持った俳友間の文信等は、研究史的蓄積の少ない地方俳諧史に貴重な資料を提供するものといえよう。（俳諧関係の史料の整理に当っては、榎本宗次・柳生四郎両氏のご教示を得た。）

なお、俳諧のほか、玉尾家の趣味的風雅の面では六代傳賢の時、天明三年十月八幡西御堂に於て池ノ坊専弘を招請し、京・尾濃若江州の池ノ坊門下による立花大会が催された際、鏡の九兵衛（園田氏）・出町の平兵衛（岡田氏カ）等と共に専弘の門に入り、天明五年正月「松一色伝授」、翌六年二月「松銅伝授」を受け、当時近江の諸寺院で催される花会に参加して献花の事が「永代帳」に記録されている。

マイクロ・フィルム収録の鏡村史料について

上來くり返えし述べて来た通り、文化末年から庄屋役となった玉尾家の文書中には、それ以前の山組関係のものを若干含むのみで、村方史料は極く一部分を伝えるに過ぎず、玉尾家文書の理解に大きな制約を来している。その欠を補う意味で、現在鏡区に保管されている鏡区共有文書のうち、庄屋日記を中心に、その他若干の村方史料をマイクロフィルムに収録した。玉尾氏の前任庄屋森・中山、年寄林の三氏は何れも領主市橋氏の御勝手方を勤めた時期があり、それらの日用記は村内事情のみならず、領主経済の実態を窺う好資料を提供している。

なお、マイクロ・フィルム収録に当っては、区共有文書の所在をご教示下さった甲斐英男氏（広島女子大学）・小森三郎氏（竜王町教育委員会）、そして現地調査に多大のご理解を示して下さいました伴八三氏（鏡区長）の御尽力の下に、園田家文書若干を追加収録することができたことを付記して、深甚の謝意を表したい。

註

- (1) 吉田東伍著『大日本地名辞書』鏡山の項には「鏡は俗説天日槍の日鏡を収蔵したる処と曰ふ。日本書紀、垂仁紀「新羅王天日槍、入近江吾名邑暫居、是以近江国鏡谷陶人、則天日槍従人也」と見ゆれば最旧邑なり云々」とあり、鏡村の氏神鏡神社の祭神は天日槍となっている（『近江蒲生郡志』巻六、三九九―四〇〇頁）。
- (2) 木村辰男「湖東平野中部における町の地域的性格―明治時代を中心として―」（人文地理二二の二）。同地帯の交通網の発達については同論文に「この地域における主要な町の祖型は、多く近世以前に街道に沿って形成され、その分布は交通路に支配されており、平野部に密である。その走行が条里制と密接な関連をもつ朝鮮人街道に沿って江頭・八幡・常楽寺など

- の大小の町が約四kmの間隔で並び、三―四kmの距離を置いて内陸に並走す中山道には武佐・愛知川の旧宿場町が約八kmで分布する。他方、武佐から東方に向う八風街道には八日市・山上が並び、八日市を交差点にして南北に通ずる御代参街道上には日野がある」と説明されている。
- (3) 鏡氏の故居、星崎城址が鏡宿にある旨、前掲「地名辞書」にあり。
- (4) 『滋賀県市町村沿革史』第三卷、三二―三三頁。
- (5) 宮川満『大関検地論』第一部、三一―三五頁。
- (6) 本文書中の承応二年二月山面村際目状写（仮題、二二三〇）は村切りに関する史料のように思われるが、推測の域を出ない。
- (7) 『滋賀県市町村沿革史』第五卷、三二―三三頁。
- (8) 裏作としての江戸期の菜種生産については史料の裏付けを欠く。

- (9) 鏡村の脇宿的機能については、後期の村方史料の中に、鏡村の旅籠屋渡世について武佐宿から度々故障の申入れがあり、奉行所から宿屋僉議を受けているし、玉尾家「永代帳」寛政四年閏二月四日の条には京東六条門跡の葬礼に諸国から来集した参詣人により、「凡村方江落入候ノ錢高凡式三百貫文斗ノ積リ御座」とあるによつても窺われる。
- (10) 現在玉尾家には系図に類するものは残されていない。ただ「家譜」と題する巻物があり、家譜の前書に相当する天日槍伝説を敷衍した玉尾家姓の縁起が記され、正保二酉年閏五月、玉尾藤蔵藤原道讃の署名があるが、実際の成立年代・筆者の真偽については確証がない。
- (11) 本文書中、「仁兵衛横死一件書留」(二四)によれば「成橋之父不仕合ニ而生別れいたし、其節新七ハ式三才之よし、仁兵衛ハ七八才之よし、其節ハ父新左衛門も甚不勝手にて親子三人之世話も成かたたく、先道寿様ヲ御頼被成候所、承知にて仁兵衛ハ引取り此方にて生長致させ云々」とあって、仁兵衛の生地は成橋の在で、道寿に引取られ、分地後は玉尾姓を名乗らせている。
- (12) 郷組の編成は時代により若干異同があるが、宝暦期には仁正寺組・十禅寺組・铸物師組・鏡組・篠原組・安養寺組・上田組・豊浦組となっている。
- (13) 『大津市志』(明治四四年版)中巻、八五六―六〇頁。
- (14) 『滋賀県八幡町史』下巻三三八―三頁。
- (15) 鶴岡実枝子「近世近江地方の魚肥流入事情」(史料館研究紀要第三号)
- (16) 退転より三年前の森氏は、天明五年六月殿様御在着の御礼に仁正寺へ罷出「是迄御用向何角共引請出情相動候ニ付」として「御小使組格」の格式を与えられている(天明五巳年「公私日用記」鏡区共有文書)。
- (17) 寛政六寅年地下日用記によれば、森氏の救済講が全領規模で行なわれつつあることを知ることができる。
- (18) 同年の「地下日用記」にはこの村借金の一〇毎に一割の利銀が別に計上されている。また八幡町蚊帳佐の四両は十年賦返済の九年目分である。
- (19) 同年十月頃から仁正寺から郷中隠目付が領内に派遣されている(永代帳)。
- (20) 鏡村における奉公人給米の村レベルでの取極めは、現存の史料では明治九年の「公私日用記」(区共有文書)を初見とする。
- (21) なお鏡村の庄屋役は森氏の跡を受けた中山氏迄は一家の独勤であったが、寛政中期の園田氏頃から二家の相庄屋制が採られている(フィルム収録の鏡村庄屋日記参照)。
- (22) 中山平助「累歳要用記」(フィルム収録「三三八」)。
- (23) 鏡村では手余り地解消の対策として既に宝暦九年美濃国から二人の入百姓の事が永代帳の記事に見えるが、文政頃には分散百姓の相統が村外からの入植によって行なわれ、その場合家代銀或いは普請料として銀三百目が領主から交付されるのが慣例となっている。なお、当地方は畿内の先進地と比べ水呑の析出度が低い地域とされているが(今井美智子「近世近江の農民経済―特に近江商人の進出と農村構成―」(八日本史研究 二六〇)、鏡村においても上記の事情の故か帳簿上の無高は殆んどなかったとみられ、この事は前出の文化一四年宗門改帳登載戸数一〇〇戸、前年の文化一三年の糯米貢集の登載戸数一〇七戸(第4表参照)という戸数の対照からも証明される。
- (24) 文化四年から向五ヶ年領内に実施された御勝手向省略年限中、領主の在所借金返済が凍結されたため、文化五年鏡村日用記には、御印で借受けていた諸名目銀の利払いを村方で負担しなければならず、特別の措置を領主に願出た一件の記録がある。なお、当地方において村レベルでの頼母子講が盛行した背景は、このような度重なる領主からの出金要請や延滞すれば処罰の対象となる名目金返済等の臨時出費に際して重要な金策ルートとなっていたと思われる。
- (25) 文化三年領内に石打一匁の御用金が賦課された際、玉尾家に対しては

別途御用金として百兩が割当てられた。この時他にも領内の身元相応の者への割当金額が公示されたが、これは玉尾の出金のみを目当てとした御勝手方の擬装工作であったと永代帳は記録している。

(26) 横関村庄屋利助の病氣退任にかかる玉尾氏の庄屋兼帯は「横関村之義近來甚不始末、難渋相重り、最早度々之義ニ付如此被仰出候事也、夫々婦宅之上横関村借金高百五兩之處、御相給庄屋平右衛門殿と相談いたし仕法立致、当年内中ニ不残濟方相对致候事也」(永代帳)と就任事情を説明している。

(27) 『市町村治革史』によって区制以後の判明する戸長・区長の人名のうち、旧鏡村の人名を摘出すると、明治七年から九年頃迄に鏡村戸長に園田九兵衛、区長に中山平祐、明治一八年連合戸長役場設置後は中山平祐、町村制施行後の初代鏡山村々長に同じく中山平祐、大正一二年・一四年に園田九兵衛の名がみえている。

(28) 別家の年次は詳かではないが、現在の玉尾与兵衛家には主家岩井家の元文四年二月の「店定目」が残されている。或いはこの前後に別家となったものか。

後記

本目録の作成は鶴岡実枝子が担当した。作成に当っては多くの関係の方々から御教示・御協力を賜わったが、とくに玉尾藤左衛門・鈴子氏(本文書原蔵者)・玉尾与兵衛氏(分家現当主)・伴八三氏(竜王町鏡)・畑中誠治氏(滋賀大学)・藤井昭氏(京都閑唱寺)の諸氏には大変お世話になった。末尾ながら記して深甚の謝意を表する。

(29) 江頭恒治『近江商人中井家の研究』一七七頁。同書によれば日野商人中井家の仙台進出は明和六年で、それ以前に仙台に進出していた近江商人の諸家の中に、国分町奈良屋八兵衛の名が挙げられている。

(30) 宇都宮の穀商荒物屋新右衛門は崎尾姓、現在も同地に引続き店舗を構えられているが、本貫は近江商人と伝えられる(東大史料編纂所河内八郎氏のご教示による)。

(31) 現在、京都市内に居住されて居られる玉尾与兵衛氏(十二代御当主)の父君からの伝聞によれば、宇都宮店の店員は凡そ五〇人程で、宇都宮藩からは苗字帯刀を許されていたという。同店は明治三〇年代の宇都宮大火によって全焼された由であるが、昔時の店構えは、現在同家に伝わっている嘉永二年十月の「宇都宮店住居絵図(絵師久幾屋久左衛門)」によって偲ばれるが、採色も美しく精緻な同絵図には六棟の蔵が描かれている。また同家には京都・宇都宮間往復の際に着用された道中着が残って居り、拝見の機会を得たが、藍染に白糸の刺子の堅牢そのものの上に、防寒・防水のための精巧な工夫がこらされた特製品である。

史料館所蔵史料目録 第二十三集
昭和四十九年三月三十日印刷発行

東京都品川区豊町一丁目十六番十号
国文学研究資料館内

編集者 国立史料館
発行者

印刷所 東京都北区王子一六一五
ウチダ印刷株式会社